

官報

号外

平成八年五月三十一日

○第百三十六回 衆議院會議録 第三十一号

平成八年五月三十一日(金曜日)

議事日程 第二十号

平成八年五月三十一日

午後一時開議

第一 商業的造船業における正常な競争条件に関する協定の締結について承認を求めるの件

第二 商標法条約の締結について承認を求めるの件

第三 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 商業的造船業における正常な競争条件に関する協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 商標法条約の締結について承認を求めるの件

日程第三 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)の趣旨説明及び質疑

午後一時四分開議

○議長(土井たか子君) これより會議を開きます。

日程第一 商業的造船業における正常な競争条件に関する協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 商標法条約の締結について承認を求めるの件

○議長(土井たか子君) 日程第一、商業的造船業における正常な競争条件に関する協定の締結について承認を求めるの件、日程第二、商標法条約の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長関谷勝嗣さん。

商業的造船業における正常な競争条件に関する協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

商標法条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(関谷勝嗣君登壇)

○関谷勝嗣君 たいま議題となりました両件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、商業的造船業における正常な競争条件に関する協定について申し上げます。

世界の造船業は、第一次石油危機を契機として

供給力過剰状態に陥り、種々の助成措置がとられたため、平成元年、米国の造船業界団体により、我が国、ドイツ、韓国及びノルウェーがとっている造船業に対する助成措置が不公平であるとして、米国の通商法第三百一条に基づく提訴が行われました。このような一方的措置の発動を防止し、多数国間体制のもとで問題の解決を図ることを目的として、経済協力開発機構の理事会において、世界の商業的造船業における正常な競争条件の確立及び維持に関する新たな国際協定の作業交渉が開始され、平成六年十二月二十一日、パリにおいて本協定は採択されたものであります。

本協定は、商業的造船業に対する助成措置で撤廃すべきものを定めるとともに、船舶の加害的販売を効果的に防止する手段を定めるものであり、既存の助成措置の撤廃及び新規導入の禁止、締約国間の任務、紛争に関する小委員会の役割、是正措置がとられない場合の対抗措置、船舶の実質的な輸入者が存する締約国への調査権限の付与並びに加害的販売を行った造船事業者に対する納付金の支払い要求等について規定をいたしております。

次に、商標法条約について申し上げます。

本条約は、商標及びサービスマークに係る登録の出願及び記録等の申請の行政手続に関し、昭和六十三年から平成元年までの世界的所有権機関の事業計画において各国の制度の調和を目的とした条約の検討が取り上げられたことに伴い、平成元年十一月より数次にわたる専門家会合における

平成八年五月三十一日 衆議院會議録第三十一号

草案の検討を経た後、平成六年十月二十七日にジュネーブで開催された外交会議において採択されたものであります。

本条約は、商標及びサービスマークに係る登録の出願及び記録等の申請の手續に関する各国の制度を調和させ、これらの手續の簡素化を図ることを主たる目的とするものであり、商標及びサービスマークに係る登録の出願及び記録等の申請の手續において課すことができる要件を制限し、これらの手續を簡素化すること、二以上の登録または出願に係る氏名等の変更の記録等の申請を一の申請書で求めることができること、登録の更新に際し実体について審査することができないこと等を定めております。

以上両件は、五月二十八日外務委員会に付託され、三十日池田外務大臣から提案理由の説明を聴取し、同日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、両件は全会一致をもっていずれも承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 両件を一括して採決いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、両件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律案 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案の一部を改正する法律案についての永井労働大臣の趣旨説明

日程第三 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 日程第三、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長左近正男さん。

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律案及び同報告書 (本号末尾に掲載)

〔左近正男君登壇〕

○左近正男君 ただいま議題となりました法律案について、災害対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案制定の趣旨は、阪神・淡路大震災の際に被災者の権利や利益を迅速に保全するためにとられた特別の措置を、今後起こり得る大災害に備え、恒久法化しておくとするものであります。

その内容は、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、被災者の権利や利益の保全のために、以下に述べます特別の措置を講ずることが特に必要と認められるものを、政令によって特定非常災害として指定するとともに、当該災害に適用すべき具体的な措置についてもあわせて指定することにしたのであります。

そこで、特別な措置としましては、まず、被災者の行政上の権利の行使や義務の履行について、

一定の猶予規定や免責規定が働くようにいたしました。

例えば、大災害のために、運転免許証の更新ができない場合にはその有効期間を延長するとか、あるいは有価証券報告書の提出がおくれるような場合、一定期限までに履行がなされたときには、行政上、刑事上の責任を問わないというものであります。

このほか、大災害で債務超過となった法人に対する破産宣告につきましては、阪神・淡路大震災の際の特別措置と同様に、被災後最長二年間は宣告を猶予することとし、民事調停の申し立て手数料についても最長三年までは免除する旨の規定を設けました。

また、応急仮設住宅につきましては、建築基準法で定めた二年間の設置期限を、被災者が移転するための恒久住宅が不足し、かつ、安全、防火、衛生上の支障がない場合に限り一年間延長することを認め、さらに、延長期間の満了後も再延長ができることにいたしました。

なお、この設置期限延長等の規定を、阪神・淡路大震災がありました平成七年一月一日にさかのぼって適用することによって、被災者の方々の援護にいささかなりともお役に立てればと願っている次第であります。

本案は、去る五月二十八日本委員会に付託され、昨三十日鈴木国土庁長官から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)の趣旨説明

○議長(土井たか子君) この際、内閣提出、参議院送付、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。労働大臣永井孝信さん。

〔国務大臣永井孝信君登壇〕

○国務大臣(永井孝信君) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

労働者派遣事業制度は、昭和六十一年の労働者派遣法施行以来十年目を迎え、新たな労働力需給調整システムとして着実に定着してまいりました。しかしながら、この間、経済社会情勢の変化に伴い、労働者派遣事業に対する新たなニーズが生じる一方、我が国経済が長期不況を経験する中で、派遣労働者の保護等の観点から、種々の問題点も指摘されているところであります。

このような状況を背景に、中央職業安定審議会

において、一昨年来、労働者派遣事業制度のあり方について御検討いただいたところ、昨年末、同審議会より、同制度の改善についての御建議をいただいたところであります。

政府といたしましては、同建議を踏まえ、派遣労働者の適正な就業条件の確保を図るための措置及び育児休業等取得者の業務について行われる労働者派遣事業の特例措置を講ずること等を内容とする法律案を作成し、関係審議会の全会一致の答申をいただき、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、概要を御説明申し上げます。

第一に、派遣労働者の就業条件の確保を図るため、労働者派遣契約の解除及び適切な苦情処理に係る措置の充実等を図るとともに、派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針を公表することといたしております。

第二に、派遣先における派遣就業の適正化を図るため、派遣先は、適用対象業務以外の業務に派遣就業させてはならないこと等を明確化するとともに、不適正な派遣就業を是正するための勧告・公表等の措置を設けることといたしております。

第三に、手続の簡素化等を図るため、一般労働者派遣事業の許可の更新を受けた場合における許可の有効期間を延長するとともに、事業対象業務の種類を減ずる場合の手続等を簡素化することといたしております。

第四に、育児休業または介護休業取得者の代替要員の円滑な確保を図るため、育児休業等を取得する労働者の業務について行われる労働者派遣事業は、港湾運送業務、建設業務その他政令で定め

る業務以外の業務について行うことができるものとする特例措置を講ずることといたしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することといたしております。

以上が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)の趣旨説明に対する質疑

○議長(土井たか子君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。榊屋敬悟さん。

(榊屋敬悟君登壇)
○榊屋敬悟君 私、新進党の榊屋敬悟でございます。

ただいま提案されました労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案に対して、新進党を代表いたしまして質問を行います。

まず、労働者派遣法の内容に入る前に、現下の雇用問題及び今後の雇用政策のあり方についてお尋ねをいたしたいと思います。

第一は、雇用の確保に関する政治的責任についてであります。

労働意欲のある者が雇用の機会を得ることは、人間の尊厳を保ち、かつ生活の安定を保つためになくてはならない条件であります。また、経済活動を初めとする諸活動は、社会の安定が保たれてこそ円滑に行えるものであり、社会の安定のためには雇用の確保が必須であります。その意味では、雇用の確保が政治の重要課題であることは言うまでもありません。

ところで、今日の我が国の雇用情勢を見ますと、平成八年三月の数値で、完全失業率は三・二%、有効求人倍率は〇・六七倍であり、平成七年十一月の完全失業率三・四%、同年九月の有効求人倍率〇・六一倍という最悪の状況こそ抜け出したものの、なお極めて悪い水準にあります。これは、プラザ合意後の円高不況の影響が雇用情勢にあらわれた昭和六十二年五月の完全失業率三・一%と同じ水準であります。また、新卒者の就職状況も、昨年に比べて若干の改善が見られるとはいえないものの、大卒女子を中心として、なお厳しい状況にあります。

しかしながら、政府は、このような雇用情勢を前にして、有効な対策を講じているとは考えられないのであります。雇用問題の重要性を考えれば、雇用の確保と安定に対して政治は大きな責任を負っているのであります。先般バリーで行われたOECD閣僚理事会におきましても雇用問題が大きなテーマとなったと聞いておりますが、政府は雇用問題を政策全体の中でどのように位置づけておられるのか、まず総理大臣にお伺いいたします。

次に、政府は、現在の失業率、有効求人倍率に象徴される雇用情勢をどのようにとらえ、そしてどのような対応をされようとしているのか、労働大臣にお伺いしたいと思います。

第二は、産業構造の転換に伴う労働の移動についてであります。

今日、為替相場における円高傾向の定着による輸出の停滞と製品輸入の増加、NIES諸国の工業化の進展によるキャッチアップあるいは社会の情報化、サービス化の進展などの結果、我が国の産業構造は大きな転換を経験しつつあります。そして、それに伴って従来型の重厚長大産業から情報産業、ハイテク産業、サービス産業への大きな労働力の移動が行われつつあります。

新進党は、日本の産業構造の高度化を進めつつ、大幅な規制緩和を大胆に推進し、産業の活性化と新産業の創造のための環境づくりを行うことにより新たな雇用機会を創出するとともに、失業なき労働移動が行われるような新たな職業能力の習得や新分野の求人求職情報の伝達システムの構築を進めるべきであると考えております。今日は、まさにそのための諸政策を急速に推進すべき時期でもあります。政府は、産業構造の転換に伴う労働移動につきましてもどのような基本方針を持っておられるのか、その内容について、総理大臣及び労働大臣にお伺いしたいと思います。

以下、労働者派遣法改正案につきまして、順次質問をいたします。

第一は、労働力の需給のミスマッチを解消する手法についてであります。

労働力の需要と供給が一致しないケースは幾つか存在しますが、いずれの場合についても、その一致に努めることもまた政治の責務であります。経済活動の停滞による労働力の需給ギャップに対

しましては、財政金融政策の発動による有効需要の創造で対応することは言うまでもありませんし、産業構造、就業構造の転換による需給のミスマッチに對しましては、さきに述べましたように、能力開発や情報提供による環境整備で対応することが基本と考えられます。

問題は、個別の需給の結合をどこまで市場にゆだねるのか、また、どのように市場にゆだねていくかということであり、ただいま議題とされております労働者派遣事業は、この結合を、一定の範囲に限定しつつ、派遣という形態をとって行うものであります。規制の一層の緩和を進め、派遣事業の対象業種の限定を外すことにより、より多くの分野を派遣事業の市場に開放した方が個別の需給の円滑な結合を促進するとの意見も存在いたします。あるいはまた、その際、派遣事業に対する許可制をも緩和すべきであるとの意見も存在いたします。

労働力に関する個別の需給の円滑な結合を進めつつ、労働市場の公正さを保つために、市場と規制のバランスをどのようにとるべきとお考えか、とりわけ派遣事業についてはどのように対処すべきかということについて、労働大臣及び規制緩和担当としての総務庁長官にお伺いしたいと思います。

第二は、派遣労働者の労働条件の確保の問題であります。

労働者派遣事業における派遣労働者の就業条件等は、従来から制度上は労働基準法によって保護されてきましたが、派遣元ではなく派遣先の指揮監督のもとで働く派遣労働者の労働環境の特殊性から、その労働条件が十分に確保されない事例が

相当見られたことは事実であります。

今回の改正案では、派遣労働者の就業条件確保のための措置として、あらかじめ派遣契約の中に派遣契約解除の際の雇用安定のための措置を定めること、あるいはまた、派遣労働者からの苦情処理に関する事項を定めるとともに、苦情の処理を派遣元及び派遣先の管理台帳の記載事項とするなどと規定されております。これらの点につきましては、派遣労働者の労働条件の確保を一步前進させるものとして、率直に評価するものであります。

しかしながら、これらの措置の実効性については、事業者によるその履行の監視体制などから、大きな疑問が残るのであります。このような措置の履行を監視するのは、基本的には労働者派遣法の事務を所管する公共職業安定所であり、御承知のように、この職業安定所におきましては、職業紹介業務及び高齢者雇用継続給付、育児休業給付等を含む雇用保険業務に忙殺されている状況でございまして、監視のための十分な余力があるとは思われません。労働基準監督署との連携をどのように組織化するかを含めまして、就業条件を確保するためのこうした措置の履行監視体制の整備につきまして、労働大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

また、派遣労働者の労働形態の特殊性から、広義の労働条件としての社会保険への加入が、おろそかにされる傾向があるとも言われておりますが、この点についてはどのような対策を講じられるのか、厚生大臣にお伺いをいたします。

第三は、育児・介護休業に係る特例派遣についてであります。

育児休業・介護休業制度の整備は、まさに時代の要請であります。本法案においては、育児休業、介護休業に係る代替要員については派遣事業の職種の限定を解除しております。我々は、とりわけ中小企業において休業を取得した労働者の代替要員の確保が困難であるという状況を考えたとき、この規定の意義を認めるものであります。

しかしながら、一般の派遣事業において職種が限定されている現行法制のもとにおきましては、この規定が乱用された場合には、これまで大きな不公平が生ずることになるわけであります。よって政府は、特例派遣事業の運営に当たりましては、違法行為、脱法行為等の乱用が行われないよう十分な監視体制を整備すべきであると考えますが、労働大臣の御所見をお伺いいたします。

最後に、労働者派遣事業の適用対象業務の拡大についてであります。

今回の法改正にあわせ、政令改正により新たに十二の業務が追加される予定であると同っております。その中には、介護に関する業務が含まれております。介護労働力の確保は、我が国の急速な高齢化の進行の中で必要不可欠なものであります。労働者派遣事業を、介護需要に質量ともに的確に対応できるマンパワーの確保という観点からいかに活用するかについては、関係者の意見を広く伺いつつ適切な対応が望まれるところであります。労働大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

また、その際には、熟練をしました介護マンパワーの貴重な宝庫であるにもかかわらず、医療分野から撤退を余儀なくされております家政婦紹介所の有効な活用についても考慮すべきであると考

えますが、あわせて労働大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

以上、労働者派遣法改正案につきまして質問をいたしました。労働市場が公正さを保ちつつ柔軟化、活性化していくために、本法案をめぐる議論が大きな役割を果たすことを期待して、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 榊原議員にお答えを申し上げます。

まず、雇用問題の位置づけについてであります。雇用の安定を図ることは、言うまでもなく国民生活の安定の実現に向けての最大の課題であります。この課題の達成のため、政府としては、昨年十二月、第八次雇用対策基本計画を策定しまして、今後我が国が高失業社会に陥ることのないよう各種の雇用対策を機動的かつ強力に実施することによって、平成十二年度の完全失業率を二・七五ポイント程度を目安にできるだけ低くするよう総力を挙げて取り組んでおります。

次に、労働移動についてであります。今後、国際化や規制緩和の進展等を背景にして産業構造が大きく変化いたします中で、産業間、企業間の労働移動が増大し、失業が増大しやすい環境になると思われます。このため、政府としては、雇用創出への支援を行うとともに、労働移動が可能な限り失業を経ることなく行われるための施策を推進することにより、我が国が高失業社会に陥らないよう最大限の努力をしたいと思います。その理由もこの点でありまして、どうぞよろしくお願いをいたします。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁申し上げます。(拍手)

(國務大臣永井孝信君登壇)

○國務大臣(永井孝信君) 雇用情勢とその対応についてのお尋ねであります。二月以降低下した完全失業率が四月には再び過去最高水準の三・四％に上昇するなど、雇用情勢は依然として厳しいものであると認識をいたしております。こうした状況の背景には、景気循環的な問題のほかに、国際化の進展等構造的な問題があるものと考えられます。

このため、労働省といたしましては、総理からも御答弁をいただいておりますが、第八次雇用対策基本計画を踏まえまして、中小企業の活力を生かした雇用機会の創出、失業なき労働移動の支援などから成る新総合的雇用対策を強力に推進しているところであります。今後とも、我が国が高失業社会に陥らないよう総力を挙げて取り組んでまいり所存であります。

労働移動についてのお尋ねでございますが、今後、国際化の進展等を背景とした産業構造の変化に伴う産業間、企業間の労働移動に当たりましては、できる限り失業を経ずに移動できる環境整備に努めることが必要であろうと考えます。このため、教育訓練、出向、再就職あっせん等により雇用の安定を図る事業主を支援しているほか、パソコン等を活用して労働力需給調整機能の強化を図るなど、失業なき労働移動の実現に向けて全力を尽くしてまいり所存であります。

労働者派遣事業に関する労働市場と規制のパラメータについてのお尋ねでございますが、労働者派遣事業制度のあり方を検討するに当たっては、御

指摘のように、経済社会情勢の変化に対応した民間労働力需給調整機能の強化という観点から踏まえつつ、労働者の保護に十分留意する必要があると考えております。

こうした考え方にに基づき、本法案においては、労働者の保護等の観点から派遣労働者の就業条件の確保等のための措置を充実するとともに、労働者派遣事業に対する新たなニーズに対応し、育児休業等取得者の業務について行われる労働者派遣事業の特例を設ける等の措置を講ずることとしているところであります。また、政令改正により、改正法の施行とあわせて対象業務を拡大することと予定しているところであります。

また、今後の労働者派遣事業の規制緩和につきましましては、去る三月二十九日に改定されました規制緩和推進計画に基づき、引き続き適切に対処することとしております。

次に、派遣労働者の就業条件の確保のための措置の履行確保についてのお尋ねであります。不適正な労働者派遣事業の解消のための指導監督等の対策につきましては、昨年十二月の中央職業安定審議会の建議を踏まえまして、その充実を図るとともに、職業安定機関と労働基準監督機関等関係行政機関との連携を図っていくこととしているところであります。また、派遣元事業主、派遣先等に対する相談援助を行う労働者派遣事業適正運営協力員制度の一層の活用等、労使の自主的な取り組みを促進するための措置も講じてまいり所存であります。

その次に、育児休業等取得者の業務について行われる労働者派遣事業の特例の乱用防止についてのお尋ねであります。本特例は、育児休業等取

得者の代替要員の確保という事由に着目して設けられる制度であることから、適正な事由により労働者派遣が行われることが確保されることが何よりも重要であります。このため、労働者派遣契約及び派遣元・派遣先管理台帳に育児休業等取得者の氏名等を記載させることとし、派遣元事業主及び派遣先はもとより、指導監督を行う行政機関の職員においても、この特例が適正な事由により行われているか否かを確認できるようにすることといたしております。

改正後の法律の運用に当たりましては、これらの措置が適切に行われることにより、この特例の適正な運用と乱用防止が図られるよう、派遣元事業主及び派遣先を十分に指導監督してまいり所存であります。

最後に、介護の業務を労働者派遣事業の適用対象業務として追加することに関してのお尋ねであります。今後の急速な高齢化社会の進展に的確に対応できる介護マンパワーの確保は大変重要な課題であるとの認識をいたしております。

労働者派遣事業は、広範な潜在労働力を登録・訓練し、多様な労働力ニーズに即戦力をもって対応できるという特徴を持っており、介護マンパワーの確保のための一方策として、病院における介護の適用対象業務への追加について中央職業安定審議会の建議をいただいているところであります。労働省といたしましては、介護マンパワーの確保のため大変重要な建議をいただいたと考えております。具体的には介護の業務を労働者派遣事業に追加するに当たりましては、関係者の意見を幅広く伺いながら適切に対応してまいり所存であります。

また、家政婦紹介所の活用に関するお尋ねであります。多数の介護マンパワーを抱える家政婦紹介所の有効な活用は介護マンパワー対策の重要な部分であると認識しており、その点も十分に考慮してまいりたいと考えております。

(拍手)

(國務大臣菅直人君登壇)

○國務大臣(菅直人君) 私への御質問は、派遣労働者の社会保険への加入についてでございます。いわゆる労働者派遣事業における健康保険及び厚生年金保険の適用については、派遣労働者の雇用形態や報酬の支払い等を踏まえ、派遣元事業所において行うこととされております。社会保険の適用に当たっては、届け出が適正に行われるよう、事業主に対し各種広報媒体や事業主説明会等を活用して制度の啓発指導を行っているところであります。労働者派遣事業を営む事業所についても、実地調査における個別指導を含め事業主に對する一層の啓発指導に努めてまいりたいと考えております。

以上です。(拍手)

(國務大臣中西績介君登壇)

○國務大臣(中西績介君) 私に対する質問は、労働者派遣事業の規制緩和についてのお尋ねであります。ただいまの労働大臣の答弁にもありましたが、本年三月二十九日に改定しました規制緩和推進計画では、今回の労働者派遣事業法改正案に引き続き、昨年末の行政改革委員会から提言された、対象業務の大幅拡大、不適切な業務以外は対象業務とするともに、派遣労働者の保護のための措置を講ずる等の意見を尊重し、中央職業安定審議会において、有料職業紹介事業のあり方

の検討に引き続き、平成八年度中に制度のあり方について検討を開始することとしたところであり
ます。

以上です。(拍手)

○議長(土井たか子君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十二分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 橋本龍太郎君
外務大臣 池田 行彦君
厚生大臣 菅 直人君
労働大臣 永井 孝信君
國務大臣 鈴木 和美君
國務大臣 中西 續介君

出席府委員

労働省職業安定局長 征矢 紀臣君

○議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨三十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任 古堅 実吉君 補欠 穀田 恵二君

文教委員

辞任

池田 隆一君
緒方 克陽君

補欠

緒方 克陽君
池田 隆一君

厚生委員

辞任

稲垣 実男君
狩野 勝君

補欠

水野 清君
伊藤宗一郎君

堀之内久男君
堀之内久男君

持永 和見君
栗屋 敏信君

久保 哲司君
五島 正規君

伊藤宗一郎君
宇野 宗佑君

三塚 博君
水野 清君

宇野 宗佑君
伊藤宗一郎君

三塚 博君
水野 清君

宇野 宗佑君
伊藤宗一郎君

三塚 博君
水野 清君

宇野 宗佑君
伊藤宗一郎君

三塚 博君
水野 清君

宇野 宗佑君
伊藤宗一郎君

三塚 博君
水野 清君

宇野 宗佑君
伊藤宗一郎君

三塚 博君
水野 清君

宇野 宗佑君
伊藤宗一郎君

三塚 博君
水野 清君

宇野 宗佑君
伊藤宗一郎君

三塚 博君
水野 清君

宇野 宗佑君
伊藤宗一郎君

建設委員

辞任

中島 武敏君
古堅 実吉君

補欠

古堅 実吉君
中島 武敏君

決算委員

辞任

伊藤宗一郎君
宇野 宗佑君

補欠

根本 匠君
佐藤 剛男君

東家 嘉幸君
三塚 博君

水野 清君
熊谷 弘君

鳥居 一雄君
西 博義君

渡部 恒三君
赤松 広隆君

初村謙一郎君
矢上 雅義君

千葉 国男君
東 順治君

根本 匠君
横内 正明君

大野由利子君
渡辺浩一郎君

荒井 広幸君
熊代 昭彦君

綿貫 民輔君
上田 勇君

上田 清司君
若松 謙維君

永井 英慈君
笹木 竜三君

白沢 三郎君
小此木八郎君

遠藤 利明君
山本 公一君

山田 宏君
河合 正智君

藤村 修君
山田 宏君

河合 正智君
藤村 修君

山田 宏君
河合 正智君

藤村 修君
山田 宏君

河合 正智君
藤村 修君

山田 宏君
河合 正智君

藤村 修君
山田 宏君

河合 正智君
藤村 修君

山田 宏君
河合 正智君

竹内 猛君

秋葉 忠利君

佐藤 剛男君

栗本慎一郎君

笹木 竜三君

西 博義君

秋葉 忠利君

濱田 健一君

遠藤 利明君

東家 嘉幸君

綿貫 民輔君

横内 正明君

伊藤宗一郎君

水野 清君

宇野 宗佑君

三塚 博君

熊谷 弘君

渡部 恒三君

若松 謙維君

鳥居 一雄君

赤松 広隆君

初村謙一郎君

矢上 雅義君

千葉 国男君

東 順治君

根本 匠君

横内 正明君

大野由利子君

渡辺浩一郎君

荒井 広幸君

熊代 昭彦君

綿貫 民輔君

理事 豊田潤多郎君

(理事豊田潤多郎君昨三十日委員辞任につきその補欠)

十委員辞任につきその補欠

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨三十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

理事 豊田潤多郎君

(理事豊田潤多郎君昨三十日委員辞任につきその補欠)

十委員辞任につきその補欠

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨三十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

理事 豊田潤多郎君

(理事豊田潤多郎君昨三十日委員辞任につきその補欠)

十委員辞任につきその補欠

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨三十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

理事 豊田潤多郎君

(理事豊田潤多郎君昨三十日委員辞任につきその補欠)

十委員辞任につきその補欠

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨三十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

理事 豊田潤多郎君

(理事豊田潤多郎君昨三十日委員辞任につきその補欠)

十委員辞任につきその補欠

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨三十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

理事 豊田潤多郎君

(理事豊田潤多郎君昨三十日委員辞任につきその補欠)

十委員辞任につきその補欠

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨三十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

理事 豊田潤多郎君

(理事豊田潤多郎君昨三十日委員辞任につきその補欠)

災害対策特別委員

辞任

補欠

逢沢 一郎君

村田 吉隆君

衛藤 晟一君

小野 晋也君

赤松 正雄君

河合 正智君

石田 祝稔君

榎屋 敬悟君

西村 眞悟君

柴野たいぞう君

宮本 一三君

白沢 三郎君

前島 秀行君

石井 智君

小野 晋也君

衛藤 晟一君

村田 吉隆君

逢沢 一郎君

河合 正智君

赤松 正雄君

柴野たいぞう君

西村 眞悟君

白沢 三郎君

宮本 一三君

榎屋 敬悟君

石田 祝稔君

石井 智君

前島 秀行君

消費者問題等に関する特別委員

辞任

補欠

豊田潤多郎君

山本 幸三君

山本 幸三君

豊田潤多郎君

金融問題等に関する特別委員

辞任

補欠

野呂田芳成君

久野統一郎君

田中 昭一君

奥石 東君

吉井 英勝君

佐々木陸海君

久野統一郎君

野呂田芳成君

奥石 東君

田中 昭一君

佐々木陸海君

吉井 英勝君

(議案付託)

一、昨三十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三三号)(参議院送付)

地方行政委員会 付託

廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)(参議院送付)

民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八一七号)(参議院送付)

以上二件 厚生委員会 付託

船員法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)(参議院送付)

運輸委員会 付託

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三三号)(参議院送付)

郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律案(内閣提出第八四号)(参議院送付)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)(参議院送付)

以上三件 通信委員会 付託

平成六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)

平成六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めるの件)

平成六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その二)(承諾を求めるの件)

平成七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)

平成七年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

(その一)(承諾を求めるの件)

以上五件 決算委員会 付託

(議案送付)

一、昨三十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公正取引委員会事務局の地方事務所の管轄区域の変更及び支所の設置に関し承認を求めるの件

商業的造船業における正常な競争条件に関する協定の締結について承認を求めるの件

右国会に提出する。

平成八年四月二十六日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

商業的造船業における正常な競争条件に関する協定の締結について承認を求めるの件

商業的造船業における正常な競争条件に関する協定の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この協定は、商業的造船業に対する助成措置で撤廃すべきものを定めるとともに、船舶の加害的

廉売を効果的に防止する手段を定めるものである。我が国がこの協定を締結することは、世界の

商業的造船業における正常な競争条件の達成及び我が国の商業的造船業の健全な発展を図る見地から有意義であると認められる。よって、この協定を締結することとしたい。これが、この案件を提案する理由である。

商業的造船業における正常な競争条件に関する協定

前文

この協定の締結国は、健全な商業的造船業が国際的な及び国内の商取引にとって重要であることを認識し、

経済協力開発機構の目的に考慮を払い、経済協力開発機構の理事会の下に設置されている造船に関する作業部会の造船業における正常な競争条件の促進に関する重要な役割を考慮し、また、特に同作業部会の「改正された造船業における正常な競争条件に対する障害の漸進的な除去に関する一般取極」(船舶の輸出信用に関する了解)及び「改正された造船業に関する政府の政策についての指針」に関する作業に留意し、

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定(以下「千九百九十四年のガット」という。)に定める国際貿易を律する原則を考慮し、

多年にわたり世界の造船業を不振にした深刻な構造的不均衡及び市場の動向、競争の激化、価格水準の低下並びに公的な援助の措置の実施に留意し、

商業的造船業における正常な競争条件に対する障害に関する透明性の向上を図ること並びに経済協力開発機構による造船業についての市況、価格

及び政策に関するデータの収集及び監視を強化することを希望し、

正常な競争条件を達成するという締約国の約束を強化すること及び正常の価額よりも低い価額での船舶の販売であつて他国の産業に損害を与えるものを防止する効果的な手段を定めることが必要であることを認め、

また、船舶の購入に関する取引の特殊性により、千九百九十四年のガット第六条、補助金及び相殺措置に関する協定及び千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六八条の実施に関する協定に基づいて相殺関税又はダンピング防止税を適用することが実質的でないことを認め、

更に、これらの問題に関する紛争を迅速、効果的かつ衡平に解決する手段を定める必要性を認め、

ここに、次のとおり協定する。

第一条 正常な競争条件の回復及び維持
1 締約国は、附属書Ⅰの規定により商業的造船業における正常な競争条件に適合しないものとされる措置(以下「助成措置」という。)であつて既存のすべてのものを附属書Ⅱの規定に従つて撤廃する。

2 締約国は、いかなる助成措置も新たに導入してはならない。

3 締約国は、正常の価額よりも低い価額での商業用の船舶の販売が、他の締約国の領域における確立された造船業に実質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあり、又は他の締約国の領域における造船業の確立を実質的に遅延させる場合には、その船舶の販売を非難すべきものと

認める。附属書Ⅲの規定は、このような加害的販売を是正し又は防止するために適用される。

第二条 この協定の適用範囲

1 この協定は、総トン数百トン以上の自動推進式の海上航行船舶であつて貨物若しくは人の輸送又は特定の用途(例えば、砕氷、しゅんせつ)の遂行に使用されるもの及び出力が三百六十五キロワット以上の引き船の製造及び修繕について適用する。

2 この協定は、次のものについては、適用しない。

a 軍用の船舶及び他の船舶の専ら軍事的目的のための改造又は特性の追加。ただし、軍用の船舶又は他の船舶の改造若しくは特性の追加に関してとられるいかなる措置も、この協定に反して船舶の商業的な製造及び修繕を有利にするために偽装されたものでないことを条約とする。この条約に適合していないと認める場合には、締約国は、この協定に規定する他の手続を開始する権利を害されることなく、追加の情報を要求することができ、要求を受けた締約国は、可能な限り詳細かつ迅速に情報を提供するよう協力する。

b 製造又は修繕を行う締約国の漁船となることが定まっている漁船。ただし、当該締約国が第四条の規定に基づいて透明性を確保することを条件とする。

3 この協定の適用上、
a 船舶が自己の推進機関及び操舵設備により公海において自ら航行するためのすべての特性を有する場合には、当該船舶は、「自動推進式の海上航行船舶」とする。
b 「修繕」には、aに定める自動推進式の海上航行船舶の改造及び再生を含む。
c 「軍用の船舶」とは、その基本的な構造上の特性及び能力から、専ら軍事的目的のために使用することが意図される船舶をいう。

第三条 締約国団

1 締約国団は、この協定の各締約国の代表により構成され、この協定の実施の状況を検討し、また、この協定に規定するその他の任務を遂行する。

2 締約国団は、毎年、個人の資格で職務を遂行する議長を選出する。議長は、年一回、又は締約国の要請に応じより頻繁に、締約国団の会合を招集する。議長が国籍を有し、通常居住し又は雇用されている国が第五条及び第八条に定める勧告的な意見、特例又は紛争解決に関する手続において利害関係を有する国である場合には、締約国団は、いずれかの締約国の要請により、これらの手続に関する議長の任務を遂行する議長代理を選出する。

3 締約国団は、別段の定めがある場合を除くほか、コンセンサス方式によって行動する。締約国は、コンセンサスを妨げることなく、棄権し又は異なる意見を表明することができる。

4 経済協力開発機構事務総長は、締約国団に対して事務局を提供する。当該事務局の経費は、締約国団により承認され及び割り当てられるところに従つて締約国が負担する。

第四条 情報の提供及び検討
各締約国は、透明性を確保するため、事務局

を通じ、締約国団に対して次の情報を提供する。

a 六箇月ごとに、この協定が適用されるすべての船舶であつて過去六箇月間に販売されたものに関し、契約価格の動向及び信用条件について公に入手可能なすべての情報

b 自国が商業的造船業に対して特定の供与しようとするあらゆる援助についての関連する情報(その援助の実施よりもできる限り前に提供されるものとし、この協定に定める禁止から除外される援助であつて附属書ⅠB1hに掲げるものに関連する情報を含める。)並びに供与された当該援助及び附属書ⅡAの規定に基づいて供与される援助に関する補足的情報(迅速に提供するものとする。)

c 附属書ⅠA1に掲げる船舶の輸出信用に関する了解によつて要求される情報及び通報(信用条件及び制度に関するもの)並びに附属書ⅠB2(2)によつて認められる国内の買手に対する信用供与の制度に関しては、これらに相当する情報及び通報

d 総トン数五千トンを超える商業用の船舶を製造する能力を有する造船所に關し、次のものについて公に入手可能な情報
製造能力の向上

所有権の構成(資本構成並びに直接的及び間接的な公的所有割合)
財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)及び、可能な場合には、持株会社が所有する会社の造船事業についての別個の勘定
公的資金の移転(債務保証、債券の取得等によるものを含む。)

財政上その他の義務の免除(課税の特例を含む)。

資本面での貢献(出資、減資、配当、借入れ及びその返済等によるものを含む)。

債務の帳消し
損失の移転

2 いずれの締約国も、直接又は事務局を通じて、他の締約国に対し、助成措置の実施に関連する信頼する情報を要求することができるとし、また、他の締約国が維持し又は認めている助成措置に関する情報を締約国に提供することができるとする。

3 締約国は、三年に一回、各締約国の領域におけるその時の競争条件に關し詳細な検討を行う。この検討には、造船所の所有形態の変化が正常な競争条件に対して与える影響についての検討が含まれる。事務局は、この3に規定する検討に必要な情報を締約国に要請することができる。

4 各締約国は、この協定に基づいて要請される情報の収集について十分に協力する。

5 この条の規定は、締約国に対し、法令の実施を妨げる等公共の利益に反し又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるような秘密の情報の開示を要求するものではない。秘密の情報として提供された情報は、当該情報を提供した締約国の明示的な同意を得ないで開示してはならない。

第五条 意見及び特例

1 締約国は、締約国間に対し、措置又は行為(注)であつて、a 自国が予定し、とり若しくは

行うもの又はb 他の締約国がとり若しくは行うものに関し、この協定との適合性について書面による意見の提出を要請することができる。締約国は、要請から六十日以内に当該意見を提出する。

注 「措置又は行為」には、第一条の1から3までの規定に該当する事項を含む。

2 締約国間のすべての構成国がコンセンサス方式により採択した意見は、当該意見の対象となつた措置又は行為に関し、最終的なものであり、かつ、すべての締約国を拘束する。

3 1bに掲げるものについて要請された意見に関し、意見を要請した締約国又は意見の対象となつた措置をとり若しくは行為を行う締約国のいずれかが異議を申し立てる場合には、締約国は、異議を申し立てた締約国を除く他の締約国によるコンセンサス方式により行動する。この方式により採択された意見については、勧告的なものとする。

4 いずれかの締約国が意見を要請する手続を開始することは、いずれの締約国についても第八条の規定に基づいて小委員会の手続を開始する権利を妨げるものではない。紛争の対象となつてゐる措置又は行為が小委員会の検討に付される場合には、意見を要請する手続は、小委員会の設置の要請又は意見の要請から十五日以内に紛争当事国である締約国が締約国間に対し当該手続の終了を要請することにより終了する。

5 特別な事態に依つて一時的にこの協定に適合しない措置をとり又は行為を行わなければならないと認める締約国は、締約国間によつて認め

られる特例に係る条件に適合する場合に限り、当該措置をとり又は行為を行うことができるものとし、締約国間による事前の検討のための時間がない危機的な事態においては、暫定的にこれらの措置又は行為を開始することができる。ただし、当該措置又は行為の開始から三十日以内に開催される締約国の会合において当該措置又は行為の継続が承認される場合を除くほか、当該措置又は行為を当該期間内に撤回し、当該措置又は行為によりもたらされたいかなる利益も回収することを条件とする。

第八条 この協定に適合しない措置についての通報

締約国は、他の締約国が第一条の1又は2の規定に反して措置を導入し又は維持していると信ずるに足りる理由がある場合には、当該措置が適合しないと信ずる附屬書I及び附屬書IIの規定を特定し、締約国間に通報する。

第七条 協議

1 締約国は、他の締約国が第一条の1又は2の規定に反して助成措置を導入し若しくは現在導入しつつあり又は維持していると信ずるに足りる理由がある場合には、当該他の締約国に対して協議を要請することができる。要請には、当該助成措置の存在及び性格についての入手可能な情報を付する。

2 締約国は、自国の領域内に存する造船事業者に対し他の締約国により第一条3及び附屬書IIIの規定に適合しない方法で加害的販売に係る納付金の支払の要求の手続がとられていないと認められる場合には、当該造船事業者に対し当該納付金

の支払の要求の決定が通知された後六十日以内に、当該他の締約国に対して協議を要請することができる。

3 締約国は、この協定の実施に関するその他の事項(附屬書IIに規定する手続の開始の可能性を含む)についても、他の締約国に対し協議を要請することができる。

4 協議を要請する締約国は、締約国間に対し、当該要請及びその理由を通報する。

5 協議の要請を受けた締約国は、当該協議のための機会を十分に設けるものとし、当該要請から三十日以内に協議を開始する。協議は、事実関係を明らかにすること及びこの協定に適合する相互に受諾可能な解決を得ることを目的とする。

6 協議の当事者である締約国は、協議における特記すべき進展及び協議の結果を締約国間に通報する。

第八条 紛争に関する小委員会の手続

1 導入された助成措置に関する前条1の規定に基づく協議又は納付金の支払の要求に関する同条2の規定に基づく協議において、協議の開始の後三十日以内又は協議の要請の後六十日以内のいずれか早い時まで相互に受諾可能な解決が得られなかったときは、協議の当事者であるいずれの締約国も、附屬書IVの規定に従い、紛争について検討を行うための小委員会の設置を要請することができる。小委員会の設置を要請する権利は、影響を受けた造船事業者が締約国の裁判所に訴えを提起したかしくは無関係である。

2 この条及び附属書Ⅳの規定に従い他の締約国による義務の違反の是正を求める締約国は、この協定の規則及び手続を適用し、かつ、遵守する。この場合において、締約国は、この条及び附属書Ⅳの規定に基づく場合を除くほか、違反が生じている旨の決定を行ってはならない。締約国は、自国の法令及び行政上の手続をこの2の規定に基づく自国の義務に適合したものとすることを確保する。

3 紛争当事国が救済措置として5 b の規定に基づいて決定された利益の額と同額の納付金を造船事業者から徴収することを求める場合又は自国の造船事業者に対する加害的販売に係る納付金の支払の要求に関して争う場合には、当該造船事業者は、自己の存する締約国の同意を得ることを条件として、小委員会の手続への参加を認められるとともに納付金の支払の要求に対し自己の立場を表明するための十分かつ公正な機会を与えられる。造船事業者は、紛争当事国の間の合意により政府間の手続から排除されることがある。

4 紛争に利害関係を有するいずれの締約国についても、小委員会に対し当該紛争に関する自国の意見を表明する機会が与えられる。

5 附属書Ⅰに規定する助成措置に係る紛争の場合には、小委員会は、当該助成措置がこの協定に適合するかどうかを決定する。当該助成措置がこの協定に適合していないと小委員会が認定するときは、

a 当該助成措置について責任を有する締約国は、小委員会が定める期限内に、当該助成措

置を撤廃し又はこの協定に適合するよう修正する。

b 小委員会の認定には、次の事項についての決定を含める。

(i) 当該助成措置により利益を得た造船事業者

者

(ii) 当該助成措置により各造船事業者が得た利益の額

(iii) 利益を得た日を起算日とする利子(当該助成措置をとる国の通貨の市場貸出基準金利(CIRR)により算出する。)

補助金及び相殺措置に関する協定第一条に定める補助金に該当する助成措置による利益の額は、同協定第十四条の規定に従って決定される。その他の助成措置による利益の額の決定に当たっては、小委員会は、一般的に受け入れられている貿易に関する慣行又は了解に従う。

c 当該助成措置について責任を有する締約国は、小委員会が定める期限内に、b の規定に基づいて決定された利益の額と同額の納付金を造船事業者から徴収するものとし、徴収が法律上不可能な場合には、悪影響を受けた締約国の同意を得て、得られた利益を除去し又は相殺するために他の適当な措置をとることが出来る。

6 加害的販売に係る納付金の支払の要求に関する紛争の場合には、小委員会は、当該納付金の支払が附属書Ⅲの規定に従って要求されたかされなかったかを検討する。

a 小委員会は、問題に関する事実の評価に当

たっては、当局による事実の認定が適切であったか否か及び当局による事実の評価が公平かつ客観的であったか否かについて決定する。当局による事実の認定が適切であり、かつ、当局の評価が公平かつ客観的であった場合には、小委員会が異なった結論に達したときも、当該当局の評価が優先する。

b 小委員会は、この協定の関連規定を解釈に関する国際法上の慣習的規則に従って解釈する。小委員会は、この協定の関連規定が二以上の許容し得る解釈(注を容認していると判断する場合において、当局の措置がこれらの許容し得る解釈の一に基づいているときは、当該措置がこの協定に適合しているものと認める。

注 この協定の適用上、「許容し得る解釈」とは、許容し得る実施方法をいう。実施方法が許容し得るものであるかないかを決定するに当たっては、商業的造船業の特性及びこの協定の加害的販売に関する規定(特に、加害的販売に係る納付金の規定)の特性に十分な考慮を払う。この協定の加害的販売に関する規定が二以上の許容し得る実施方法を容認していると小委員会が判断する場合には、締約国団は、当該規定により将来紛争が発生することを防ぐため、統一された実施方法に到達するよう、また、必要なときは関連規定を改正するよう努める。

c 小委員会は、納付金の支払の要求がこの協定に適合しないと判断する場合には、その不適合の性質に照らして、調査当局に対し、調査を終了すること又は小委員会の判断を考慮して自己の決定を再検討することを勧告することが出来る。小委員会は、再検討を勧告するときは、調査当局が当該勧告を実施し得る方法を示すことができる。調査当局は、自己の決定を小委員会の判断に適合するものにする。

7 5又は6に規定する納付金が小委員会が定める期限内に支払われない場合には、5に規定する納付金についてはその支払の期限が経過した時から、6に規定する納付金については附属書Ⅲ第七条3に定める支払の期限が経過した時から、納付金が支払われる日まで、納付金に用いられる通貨の市場貸出基準金利(CIRR)による利子が生ずる。

8 小委員会の決定は、三十日以内に締約国団によって否認されない限り、最終的なものである。かつ、紛争当事国を拘束する。

9 附属書Ⅰに規定する助成措置に係る紛争において、紛争当事国が、5のa及びcに規定する小委員会の決定を実施しない場合又は悪影響を受けた締約国の同意を得た適当な代替となる補償若しくは救済措置を実施しない場合には、これらが実施されるまでの間、次の措置が認められる。この措置は、他の協定に基づく申立ての対象とならない。

a 締約国団は、この協定に反する利益を享受

し、かつ、納付金を支払わず又は同意を得た代替となる補償若しくは救済措置を受け入れない造船事業者については、一の締約国を除く他の締約国によるコンセンサス方式により、当該造船事業者が他の締約国の造船事業者の加害的販売により損害を受けたと認めないことにより、第一条及び附属書Ⅲの規定に基づく利益を否定することができる。

b 悪影響を受けた紛争当事国は、千九百九十四年のガットに基づく同等の譲許を停止することができ。ただし、停止する譲許の額に關し締約国が一の締約国を除く他の締約国によるコンセンサス方式により否認しないことを条件とする。譲許の停止の決定に当たっては、違反行為に關連のある產品についての譲許の停止を優先する。關係締約国は、提案された譲許の停止の額又は対象となる產品について反対である場合には、当該事項を小委員会に付託することができる。

10 關係造船事業者が、附属書Ⅲの規定に従って要求される納付金の支払、正常の価額よりも低い価額での船舶の販売の契約の取消し又は調査当局が受入れ可能な他の合法的な代替となる同等の救済措置の受入れのいずれの措置も適用される期限(注)までに与らない場合には、調査を行った締約国は、附属書Ⅲに定める目的を達成するために十分な、かつ、過度でない範囲で、当該造船事業者が製造する特定の船舶について貨物の積み込み又は取卸しを行わせないことができる。この貨物の積み込み又は取卸しを行わせないことについては、他の協定に基づく申立ての対象とならない。

注 納付金の支払の要求が小委員会の検討に付される場合には、適用される期限は、小委員会が定める履行のための期限とする。

a 調査を行った締約国は、三十日前に公告することを条件として、公告期間の終了の時から最長四年の期間に契約が行われた船舶について、造船事業者がこの10に規定する措置をとる時又は当該船舶の引渡しの後最長四年の期間が満了する時のいずれか早い時まで、この10に規定する對抗措置を実施することができる。

b 紛争当事国は、對抗措置の対象となつてい加害的販売に係る決定について検討するため的小委員会が存在していない場合には、對抗措置について検討するために小委員会の設置を要請することができる。

(i) 小委員会は、對抗措置が附属書Ⅲに定める目的を達成するために十分な、かつ、過度でないものとするために必要な場合には、對抗措置の期間を延長し若しくは短縮し又は他の締約国が對抗措置に加わることとを認める。

(ii) 小委員会は、附属書Ⅳ第十一節の規定に従い、(i)に規定する事項に關する検討が終了するまでの間、暫定的に對抗措置の実施を停止し又は對抗措置の内容を軽減することができ。ただし、過剰な對抗措置に關して申立てを行う締約国による当該對抗措置がもたらす効果についての見直しを考慮し、取返しのつかない損害を防止するため必要な場合に限る。

c 事務局は、對抗措置又はb(ii)に規定する措置の対象となる船舶の表を作成し、定期的に更新し及び締約国に対して配布する。締約国は、当該船舶に關する情報を事務局に提供する。

第九条 輸出信用に關する紛争解決

1 締約国は、附属書ⅠA1の助成措置に係る紛争に關し、附属書Ⅰに掲げる船舶の輸出信用に關する了解に定める協議の仕組みを十分に利用する。

2 もっとも、協議の仕組みを十分に利用しても紛争の満足すべき解決が得られない場合において、紛争の対象となつてい加害的措置がこの協定に基づく権利と義務との間の均衡を著しく損うと紛争当事国が信ずるときは、当該紛争当事国は、締約国に対し紛争の対象となつた助成措置がこの協定に基づく権利と義務との間の均衡を著しく損なつてい加害的かを確定するための検討を求めることができる。肯定的な決定がなされる場合には、締約国は、当該助成措置を行う紛争当事国が紛争の原因となつた助成措置を継続しないような条件を形成する。

3 締約国は、適当な場合には、この協定又は船舶の輸出信用に關する了解の改正を勧告することができる。

第十条 安全保障上の利益

1 この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。ただし、安全保障上の利益に關する措置又は行為がこの協定に反して商業的造船業を有利にするために偽装されたものでないことを条件とする。

a 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反するとの締約国が認める情報の提供を要求すること。

b 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i) 核分裂性物質又はその生産原料である物質に關する措置

(ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるその他の貨物及び原料の取引に關する措置

(iii) 戦時その他の國際關係の緊急時による措置

c 締約国が國際の平和及び安全の維持のため國際連合憲章に基づく義務に従つて措置をとることを妨げること。

2 締約国は、他の締約国の措置又は行為が商業的造船業を有利にするために偽装されたものであると認める場合には、この協定に規定する他の手続を開始する権利を害されることなく、追加的な説明を求めることができる。説明を求められた締約国は、措置又は行為が重大な安全保障と關連していかいにかに關する討議に協力するとともに責任を有する適当な政府の経路を通じて可能な限り詳細かつ速やかに提供可能な情報を提供するよう協力する。

第十一条 この協定の見直し及び改正
1 締約国は、三年ごとにこの協定の見直しを行う。締約国は、総トン数で示す船舶の製造量に關し、この協定の締約国の世界全体にお

平成八年五月三十一日 衆議院會議録第三十一号

商業的造船業における正常な競争条件に関する協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

る市場占拠率が七十パーセントを下回った場合においても、この協定の見直しを行う。

2 いずれの締約国も、この協定の改正を締約国団に提案することができる。締約国団が採択した改正は、すべての締約国が受諾書を寄託した日又は改正案の採択の際に締約国団が定める当該採択の日よりも遅い日に効力を生ずる。

第十二条 署名、批准、受諾、承認及び加入

1 この協定は、効力発生の日まで、経済協力開発機構において、欧州共同体、フィンランド、日本国、大韓民国、ノールウェー、スウェーデン、アメリカ合衆国及びこれらの国により招請された他の商業的造船業を有する国による署名のために開放しておく。この協定は、批准され、受諾され又は承認されなければならない。署名者は、千九百九十六年一月一日前にこれらを行うよう努める。

2 この協定の効力発生の後、商業的造船業を有する国は、締約国団の承認を条件として、加入によりこの協定の締約国となることができる。

3 批准、受諾、承認及び加入は、そのための正式の文書を寄託者に寄託することによって行う。

第十三条 効力発生

1 この協定及びこの協定の不可分の一部を成す附属書は、欧州共同体、フィンランド、日本国、大韓民国、ノールウェー、スウェーデン及びアメリカ合衆国(注)が前条の規定に従って批准書、受諾書又は承認書を寄託することを条件として、千九百九十六年一月一日に効力を生ずる。

る。これらの国の一又は二以上が同日までに文書を寄託しなかった場合には、この協定は、これらの国が最後の文書を寄託した後三十日で効力を生ずる。

注 フィンランド、ノールウェー又はスウェーデンが欧州共同体に加盟する場合には、この協定の効力発生に際してこれらの国のうち欧州共同体に加盟する国の批准、受諾又は承認は、必要としない。これらの国のいずれかが欧州共同体に加盟したときは、この協定に關し、それ以前に欧州共同体に加盟していた国と同様の地位を有する。

2 締約国は、附属書I A 1に掲げる船舶の輸出信用に關する了解を受諾する。

第十四条 脱退

締約国は、寄託者に対して書面による脱退の意思の通告を行うことにより、この協定から脱退することができる。脱退は、当該通告が受領されてから一年で効力を生ずる。この期間内にいずれかの締約国が要請する場合には、締約国団は、この協定の見直しを行うための会合を開催する。最初に通告を行った締約国以外のいずれの締約国も、当該会合の後三十日以内に寄託者に対して書面により通告を行うことにより、最初に通告を行った締約国の脱退の日はこの協定から脱退することができる。

第十五条 寄託者

この協定の寄託者は、経済協力開発機構事務総長とする。

千九百九十四年十二月二十一日にパリで、ひとしく正文である英語及びフランス語により作成した。

(署名欄は省略)

附属書I 商業的造船業における正常な競争条件に適合しない助成措置

次の助成措置(注1)は、締約国(締約国を構成する国、締約国の地域及び地方の当局並びにこれらの機関及び下部機関を含む)により、公的資金を用いて、又はあらゆる形態の公的な関与を通じて、直接又は間接に商業的造船業に対して特定のにとられる場合(注2)には、正常な競争条件に適合しないものとする。

注1 注釈1参照

注2 特定性は、補助金及び相殺措置に關する協定第二条に定める原則に基づいて決定される。

A 輸出補助金

1 公的に支援される輸出信用(注)

注 注釈3参照

船舶の輸出信用に關する了解(文書番号C-WP六九四)及び同了解14の規定に従って採択される改正に適合しない輸出信用制度

2 輸出補助金

法令上又は事実上(注1)、輸出が行われることに基づいて(唯一の条件としてであるか二以上の条件のうち一の条件としてであるかを問わない)交付される補助金(注釈8に掲げるものを含む(注2))

注1 補助金の交付が法的には輸出が行われ

ることに基づいたものではない場合においても、当該補助金の交付が実際の又は予想される輸出又は輸出収入と事実上結び付いていることが事実によって立証されるときは、この基準は、満たされるものとする。輸出を行う企業に補助金を交付するという単なる事実のみを理由として、この2に規定する輸出補助金とみなされることはない。

注2 輸出補助金には当たらないものとして注釈8に規定する措置は、この協定によって禁止されない。

B 国内助成(注)

注 注釈2参照

1 直接国内助成 次の助成措置は、造船事業者に対して直接とられる場合には、正常な競争条件に適合しない。

a 贈与

b 企業が市場で実際に同等な商業的貸付けを受ける場合の条件よりも有利な条件での貸付け

c 政府による保証なしに企業が同等な商業的貸付けを受ける場合の条件よりも有利な条件又はこの協定上容認される貸付けの条件よりも有利な条件での貸付けに対する債務保証

d 債務の免除

e 締約国の領域内の民間投資者の投資に関する通常の慣行(危険資本の提供に關するものを含む)と適合しない出資

2

- f 妥当な対価よりも少ない額の対価で行われる物品及び役務の提供
- g 税額控除等造船業に利益をもたらす租税に関する政策及び措置
- h その他の援助(次のものを除く。)
- (i) 退職に伴う給付を受けられない労働者又は造船事業を行う個々の企業において余剰とされ若しくは解雇された労働者のみの利益となるような措置に係る費用に対する援助。ただし、当該援助は、造船所の業務の休止若しくは縮小、倒産又は造船事業からの業務の転換に関連する援助に限る。
- (ii) 3の規定に従って供与される研究及び開発に関する援助
- 注 注釈3参照
- (1) 次の助成措置は、船舶所有者その他の第三者を通じて間接的に造船事業者に利益をもたらす場合又は利益をもたらすと合理的に予測される場合には、正常な競争条件に適合しない(注)。法令上又は事実上、国内において船舶を製造することを当該助成措置をとるための条件とすることは、正常な競争条件に適合しない。
- 注 注釈4参照
- a 贈与
- b 貸付け及び債務保証
- (i) 国内の買手(船舶所有者及び船舶を注文する第三者)に対する信用供与であって船舶の製造に関する契約価額と結び付

- くものうち、企業が市場で実際に同等な商業的貸付けを受ける場合の条件よりも有利な条件での貸付け。ただし、(2)及び(3)の規定に従うものとする。
- (ii) 企業が市場で実際に同等な商業的貸付けを受ける場合の条件よりも有利な条件でのその他の貸付け
- (iii) 政府による保証なしに企業が同等な商業的貸付けを受ける場合の条件よりも有利な条件又はこの協定上承認される貸付けの条件よりも有利な条件での貸付けに対する債務保証
- c 債務の免除
- d 税額控除等造船業に利益をもたらす租税に関する政策及び措置
- e 造船業に物品及び役務を提供する者に対する援助であって、国内の造船業に特定の利益をもたらすもの
- f aからeまでに掲げる措置に類する間接的援助(3の規定により取り扱う研究及び開発に関する援助を除く。)
- (2) (1)bの(i)及び(ii)の規定は、国内の買手に対する貸付け及び債務保証であって、船舶の輸出信用に関する了解(文書番号C-1WP六(九四)六)の下で許容される貸付け及び債務保証の条件(特に、利率、頭金、据置期間、償還期間、均等分割払及び債務保証に係る保険料に関する条件を含む)で行われるものについては、適用しない。当該貸付け及び債務保証については、これらを供与する対象を国内の造船所からの船舶の購入に限るものとする。

3

- とができる。
- (3) (1)bの(i)及び(ii)の規定は、次の貸付け及び債務保証であって造船に関する作業部会が合意する条件に従うものについては、適用しない。
- (a) 国内の船舶所有者が船舶の製造を外国の造船所に注文する場合において、国内の造船所に注文する場合における条件よりも当該船舶所有者にとって有利な条件で供与されるもの
- (b) 公開の国際入札を行うことを条件として供与されるもの
- (c) 貸付け又は債務保証の全体的な条件が(2)の規定に基づいて認められる貸付けの条件よりも有利でないもの
- 研究及び開発(注)
- 注 注釈5参照
- (1) 造船業における研究及び開発に関し、贈与、有利な条件での貸付け、課税の特例その他の形態で公の機関を通じて供与される援助。ただし、次のものに対する援助を除く。
- a 注釈5bで定義される基礎的な研究
- b 基本的な産業上の研究(援助の額が対象となる費用の五十パーセント以下に限定されている場合に限る。)
- c 応用研究(援助の額が対象となる費用の三十五パーセント以下に限定されている場合に限る。)
- d 開発(援助の額が対象となる費用の二十五パーセント以下に限定されている場合に限る。)

- (2) (1)のbからdまでに掲げる百分率の値は、安全又は環境に関連する研究及び開発に係る援助に関しては、締約国が一の締約国を除く他の締約国によるコンセンサス方式により承認する事業については当該百分率の値に二十五を加えた値、コンセンサス方式により承認する事業については当該百分率の値に二十五を超える値を加えた値とすることができる。
- (3) (1)のbからdまでに定める百分率の値は、造船事業を行う中小企業による研究及び開発に関する援助については、当該百分率の値に二十を加えた値とすることができる。中小企業とは、被用者が三百人未満、年間の売上高が二千万欧州通貨単位以下かつ中小企業以外の企業による所有の割合が二十五パーセント以下のものをいう。
- (4) 研究及び開発の結果に関する情報は、速やかに、少なくとも毎年一回、公表する。

C 公の規制及び措置

- 1 造船事業者が競争者との間で競争を制限するような取決め(価格の固定、入札の操作、市場の分割、生産若しくは販売の制限又は優越的地位の濫用に関する取決めを含むが、これらに限定されない)(注)を行うことを認め、奨励し又は要求する行政上の作為、指導及び措置
- 注 注釈6参照
- 2 自国の商業的造船業を差別的に有利に扱う国内における製造若しくは修繕の要求若しくは国内産品及び国内サービスの組入れの要求又は同様の効果を有する公の規制若しくは措置(特に、国内における船舶の製造又は修繕の要求に

直接関連する貨物の留保に関する制度を含む。)

(注)

注 注釈7参照

この附属書に関する注釈

注釈1

この附属書の規律には、関係者に対してとられる助成措置を含む。「関係者」とは、自然人又は法人であつて、株式の所有その他の方法により直接又は間接に(1)造船事業者を所有し若しくは支配するもの又は(2)造船事業者に所有され若しくは支配されるものをいう。「支配」とは、一の者又は造船事業者が他の者の権利の二十五パーセントを所有し又は支配することをもって推定する。

注釈2

Bの規定は、Aにおいて取り扱われる助成措置については、適用しない。

注釈3 A1及びB2の規定について

輸出信用及び国内の買手に対する信用供与の制度に関する透明性及び検討

締約国は、この協定の効力発生の後二年以内に、A1及びB2の規定の実施の状況を検討するため、次のことを行う作業部会を設置する。

(i) 公的に支援される輸出信用及び国内の買手に対する信用供与の制度を通じて資金を供与されたすべての船舶に關し、価額、総トン数、信用供与に用いられた利率等について毎年提出される報告を検討すること。

(ii) この協定に適合しない措置を明らかにするとの観点から、協定第四条1cに規定する通報手続の適切さについて評価すること。

当該作業部会は、A1及びB2(2)の規定に基づ

きこの協定に適合すると認められる措置によりこの協定の権利と義務との間の均衡が著しく損なわれているかいないかを検討するものとし、その均衡が著しく損なわれている場合には、締約国間に對しこの協定又は船舶の輸出信用に関する了解の適当な改正を勧告することができ。

注釈4 B2の規定について

助成措置については、例えば造船事業者に利益をもたらす場合若しくはもたらすと合理的に予測される場合又は船舶の製造及び修繕を特定の国の造船所で行うよう法令に定められ若しくは現に奨励されている場合には、船舶所有者その他の第三者を通じて助成措置がとられているものと理解される。

注釈5 B3の規定について

研究及び開発について次の定義を適用する。

a 「対象となる費用」

(i) 器具、材料、土地及び建物に関する費用(特定の研究及び開発に関する事業に使用されるものに限る。)

(ii) 研究者、技術者及び他の補助的な要員に関する費用(特定の研究及び開発に関する事業に要するものに限る。)

(iii) コンサルタントの役務及びこれと同等の役務(既成の研究、技術上の知識及び特許を含む。)

(iv) 研究及び開発に関する事業に係る間接費(基礎設備及び補助的役務に関する費用)。ただし、当該事業の総費用に対する割合がそれぞれ基本的な産業上の研究については四十五パーセント、応用研究については二十パーセ

ント、開発については十パーセントを超えないことを条件とする。

b 「基礎的な研究」とは、工業上又は商業上の目的と関連を有しない科学上及び技術上の一般的な知識の拡大を目的として高等教育機関又は研究機関が独立して行う研究活動をいう。

c 「基本的な産業上の研究」とは、産業分野及び特定企業の活動に應用できるような科学及び工学の一般的な法則に關して、新しくかつより良い理解に達することを目的とする独自の理論上及び実験上の作業をいう。

d 「応用研究」とは、新たな製品、製造工程及び役務の考案等特定の實際的な目的の達成を促進する観点から、基本的な研究の成果に基づいて行われる調査及び実験上の作業をいう。通常、第一段階の原型を作ることをもってこの研究は終了し、特定の役務に関する設計、開発又は試験であつて販売を念頭に置いたものを主たる目的とする作業はこの研究には含まれない。

e 「開発」とは、科学的及び技術的な知識の組織的な利用に基づく設計、開発、試験又は評価の作業であつて、新たな製品、製造工程若しくは役務となり得るもの又は特定の性能要求及び目的を満足させるための既存の製品若しくは役務の改善についてのものをいう。開発には、通常、事業の実験的な実施における製造開始前の模型の作成を含むが、工業への適用及び商業上の活用は含まれない。

f 造船業に対して特定の供与される公の援助であつて研究及び開発に関するものには、少な

くとも次の事業に關して供与される公の援助を含む。

(i) 造船業又は造船業が支配し若しくは資金供与する研究機関によって実施される研究及び開発に関する事業

(ii) 海運業又は海運業が支配し若しくは資金供与する研究機関によって実施される研究及び開発に関する事業であつて、船舶の製造又は修繕に直接関係するもの

(iii) 大学、公の若しくは独立した民間の研究機関又は他の産業分野によって実施される研究及び開発に関する事業であつて、造船業と共同で行われるもの

(iv) 大学、公の若しくは独立した民間の研究機関又は他の産業分野によって実施される研究及び開発に関する事業であつて、当該事業が実施されるときは、その結果が造船業に対して実質的かつ特定の重要性を有することとなると合理的に予測されるもの

注釈6 C1の規定について

締約国は、締約国の間で競争に関する政策及び法令に相違があることを認める。C1の規定は、締約国の間で競争に関する政策の統一を意図するものではなく、また、締約国に對し競争に関する法令を改正するよう要求するものでもない。

注釈7 C2の規定について

新しく製造された船舶又は船舶の修繕に係る関税は、C2の規定の適用範囲に含まれるが、締約国は、このことにより、関税を商業的造船業における正常な競争条件に対する障害であるとはみなさない。

注釈 8 A2の規定について

輸出補助金の例示表

- (a) 政府が、企業又は産業に対し、輸出が行われることに基いて直接補助金を交付すること。
- (b) 外貨資金特別割当制度その他これに類する輸出について報奨を与える措置
- (c) 政府によって定められ又は義務付けられる輸出貨物の国内運送に係る料金であつて、輸出貨物を国内貨物よりも有利に扱うもの
- (d) 政府又は政府機関が、直接又は政府が義務付ける制度を通じて間接に、輸出される商品の生産に用いるため輸入された又は国産の商品又は役務を提供する場合において、国内消費向けに用いられる商品の生産に用いるため当該輸入された又は国産の商品又は役務と同種の又は直接に競合する物品又は役務を提供する場合におけるよりも有利な条件で提供すること。ただし、物品については、その条件が輸出者にとり世界市場において商業的に得られる(注1)条件よりも有利な場合に限る。
- (e) 商工業を営む企業が支払う又は支払うべき直接税(注2)又は社会保障負担金につき、輸出に関連させてその額の全部又は一部の免除、軽減又は繰延べを認めること(注3)。
- (f) 直接税の課税標準の計算において、国内消費向けの生産について認められる控除に加え、輸出又は輸出実績に直接に関連させて特別の控除を認めること。
- (g) 輸出される商品の生産及び流通に関し、同種の商品が国内消費向けに販売される場合にその生産及び流通に関して課される間接税(注2)の

額を超える額の間接税の免除又は軽減を認めること。

- (h) 輸出される商品の生産に用いられる物品又は役務に対して課される前段階の累積的な間接税(注2)につき、同種の商品が国内消費向けに販売される場合において当該同種の商品の生産に用いられる物品又は役務に対して課される前段階の累積的な間接税と同種の間接税について認められる免除、軽減又は繰延べに係る額を超えて免除、軽減又は繰延べを認めること。もっとも、前段階の累積的な間接税が輸出される商品の生産において消費される投入物利用できなかったものに対して通常の考慮を払うことに対して課される場合には、国内消費向けに販売される同種の商品について当該間接税の免除、軽減又は繰延べが認められていないときでも、当該輸出される商品については、当該間接税の免除、軽減又は繰延べを認めることができる(注4)。この点については、補助金及び相殺措置に関する協定附属書IIに規定する生産工程における投入物の消費に関する指針に従って解釈する。
- (i) 輸出される商品の生産において消費される輸入された投入物(利用できなかったもの)に対して通常の考慮を払うことに対して課される輸入課徴金(注2)の額を超えて輸入課徴金の軽減又は払戻しを認めること。もっとも、特別の場合には、企業は、投入物の輸入及びこれに対応する商品の輸出の双方が合理的な期間内(二年を超えないものとする)に行われることを条件として、前段の規定による利益を得るため、輸入される投入物と量並びに品質及び特性を同一にする国産物品を当該輸入される投入物に代えて用いることができる。この点については、補助金及び相殺措置に関する協定附属書IIに規定する生産工程における投入物の消費に関する指針及び同協定附属書IIIに規定する輸出補助金としての代替物に係る払戻制度の決定に関する指針に従って解釈する。
- (j) 政府又は政府の監督の下にある特別の機関が、輸出信用保証制度、輸出信用保険制度、輸出される商品に係る費用の上昇に対処する保険制度若しくは保証制度又は外国為替の変動の危険に対処する制度について長期的な運用に係る経費及び損失を補てんするためには不十分な料率によってこれらの制度を運用すること。
- (k) 政府又は政府の監督の下にある若しくは政府の権限の下で活動する機関が輸出者又は金融機関が輸出信用の供与を受けるために負担する費用の全部又は一部を支払うこと。ただし、費用を支払うことが輸出信用の条件について相対的な利益を与えるために行われる場合に限る。
- (l) その他公的勘定による負担であつて千九百九十四年のガット第十八条に規定する輸出補助金に該当するもの

輸出補助金の例示表に関する注

注1 「商業的に得られる」とは、国産物品又は輸入された物品のいずれかの選択が、制限されておらず、かつ、商業的考慮に基づいてのみ行われることをいう。

注2 この協定の適用上、
「直接税」とは、賃金、利潤、利子、賃

賃料、ロイヤルティその他の所得に対して課される税及び不動産の所有に対して課される税をいう。

「輸入課徴金」とは、関税その他この注2に規定していない課徴金であつて輸入に対して課されるものをいう。

「間接税」とは、売上税、個別消費税、取引高税、付加価値税、フランチャイズ税、印紙税、流通税、事業資産税、国境税その他の税であつて直接税及び輸入課徴金以外のものをいう。

「前段階の間接税」とは、商品の生産に直接又は間接に用いる物品又は役務に対して課される間接税をいう。

「累積的な間接税」とは、生産の一の段階において課税された物品又は役務が当該生産のその後の段階において用いられる場合に当該生産のその後の段階において税額控除を行う仕組みを有しない多段階にわたる間接税をいう。

税の「軽減」とは、税の払戻しを含む。輸入課徴金の「軽減又は払戻し」には、輸入課徴金の全部又は一部の免除又は繰延べを含む。

注3 締約国は、例えば、適当な額の利子が徴収される場合には繰延べが輸出補助金に該当しないことを認める。締約国は、課税上、輸出企業とその支配下にある外国の買手との間、又は輸出企業と当該輸出企業と同一の支配下にある外国の買手

との間の取引における商品の価格については全く独立の立場で行動する独立の企業の間において支払われるであろう価格を用いるべきであるとの原則を再確認する。締約国は、この原則に反するおそれがあり、かつ、輸出取引について直接税の相当な減額をもたらす行政上の措置及び他の措置につき、他の締約国の注意を喚起することができる。この場合において、締約国は、この協定に基づく締約国の権利及び義務(当該注意の喚起により行われることとなる協議に関する権利を含む。)を害することなく、通常、既存の二国間の租税条約その他特定の国際的な制度を利用して意見の相違を解消するよう努める。(e)の規定は、締約国が自国又は他の締約国の企業の外国源泉所得に対する二重課税を防止するための措置をとることを制限するものではない。

注 4 (b)の規定は、付加価値税制度及びこれに代わるような国境における税の調整については、適用しない。付加価値税の過度の軽減の問題については、専ら(d)の規定により取り扱う。

附属書II 助成措置に関する特別規定

この協定に適合しない既存の助成措置は、次のA及びBに規定するものを除くほか、この協定が効力を生ずる時に撤廃される。この協定の効力発生前に供与することを約束された助成については、この協定に関する交渉の最終文書3に掲げる

了解の規定に適合することを条件として、この協定の効力発生後も供与することができる。

A 再編成のための助成

造船に関する作業部会に対して通報された次のものについては、その通報に従って供与することができる。

(i) 文書番号C-WP六(九一)五八の文書において大韓民国が大字造船工業及び大韓造船公社に対して実施中である旨記述されている計画

(ii) 文書番号C-WP六(九三)三一の文書及び注釈1において記述されているベルギー、ポルトガル及びスペインにおける再編成のための援助

B 公の規制及び措置

合衆国の沿岸法

1 合衆国は、注釈2に掲げる一般法律に含まれる国内における製造に関する要件を維持する権利を留保する。

2 合衆国の造船所のために国内市場を留保する合衆国の沿岸法に關し、次の事項を適用する。

(a) 注釈2に掲げる合衆国の法律(以下「沿岸法」という。)を除く合衆国の他の法律に定める国内における製造、改造又は修繕に関する要件については、この協定に適合しないものであり、この協定の効力発生時に撤廃する。

(b) 締約国は、沿岸法がこの協定の特別であり続けることがこの協定の下での締約国の間の権利と義務との間の均衡を損ない得ること及び他の締約国にとって受入れ難いことを認め、(c)から(h)までに規定する対応のための措置並びに特別の見直し及び監視の手段について合意する。

(c) 合衆国は、締約国間による毎年の検討に協力すること及び沿岸法の下での船舶の製造に關して透明性を確保することに同意する。その透明性の確保には、新規の注文及び成立した契約に關する情報(注文又は契約の取消しが行われる場合の調整を含む。)並びに予定される又は実際の引渡しの日、船舶の総トン数及び種類に關する情報の提供を含める。合衆国は、少なくとも毎年一回、要請がある場合又は適当な場合(例えば、実際の又は予想される年間の引渡しが(e)に掲げる基準枠を超えて増加する可能性がある場合)にはより頻繁に、当該情報の提供を行う。

(d) 合衆国は、この協定の対象となる船舶であつてこの協定の採択の後に沿岸法の下で製造されるものの年間の引渡しの平均が総トン数二十万トンを超えないものと推定する。

(e) 締約国は、(c)の規定に従って提供される情報を注意深く監視する。締約国は、一の締約国を除く他の締約国によるコンセンサス方式により、次の(i)及び(ii)の規定に従つて、決定を行い及び対応のための措置を認めることができる。

(i) この協定の効力発生の後三年以内においては、

この協定の対象となる船舶に關し、沿岸法の下で製造される船舶の実際の又は予想される引渡しがこの協定の効力発生の後いづれかの年において基準枠である総トン数二十万トン(注)を超え、かつ、その引渡しによりこの協定の下での権利と義務との間の

の均衡が著しく損なわれると締約国団が決定する場合には、締約国団は、基準枠を超えた年に沿岸法の下での船舶の製造によって利益を得た造船所に對し、基準枠を超えた船舶の引渡数量と同等の販売の機会を喪失させることを目的として、一又は二以上の影響を受けた締約国が対応のための措置(例えば、課徴金の賦課、入札又は契約の制限)をとることを認めることができる。

この(i)の規定の適用上、実際の又は予想される引渡しがいづれかの年に基準枠を超える場合には、この協定の下での権利と義務との間の均衡が著しく損なわれると推定する。

注 いずれの年の基準枠も、前年の基準枠の未使用分から総トン数五万トンまで繰り入れ、及び翌年の基準枠から総トン数五万トンを借り入れることにより、増加させることができる。

(ii) この協定の効力発生から三年を経過した後においては、

この協定の対象となる船舶に關し、沿岸法の下で製造される船舶の実際の又は予想される引渡しによりこの協定の下での権利と義務との間の均衡が著しく損なわれると締約国団が決定する場合には、締約国団は、沿岸法の下での船舶の製造によって利益を得た造船所に對し、沿岸法の下で製造された船舶の引渡数量と同等の販売の機会又は他の商業上の利益を喪失させることを目的として、一又は二以上の影響を受けた締

約国が対応のための措置(例えば、課徴金の賦課、入札又は契約の制限)をとることを認めることができる。

(f) この(ii)の規定の適用上、沿岸法の下で製造される船舶の引渡しが行われる場合には、この協定の下での権利と義務との間の均衡が著しく損なわれると推定する。

(g) (e)の規定に基づき締約国によってとられる措置の程度、種類又は実施期間によって結果的に沿岸法の下で製造される船舶の引渡しによる販売の機会の喪失がもたらされると合衆国が信ずる場合には、合衆国は、附属書IVに定める紛争に関する小委員会の手続を開始することができる。同小委員会は、(e)の規定に従ってとられる措置が不均衡又は過剰であるかないかを決定し、適当な勧告を行う。締約国がとる措置は、同小委員会の勧告に適合するものでなければならぬ。

(h) 締約国は、協定第十一条に規定する最初の三年(この見直しの一部として、十分な時間的余裕をもって、Bの規定を必要とする事情が引き続き存在するかしないか及び(e)に規定する措置がこの協定の下での権利と義務との間の均衡の維持に十分であるかないかについて検討する。当該見直しに基づき、また、この協定の下での権利と義務との間の均衡を維持することを目的として、締約国は、次のことを決定することができる。

(e)の規定を変更すること。
この協定の下での他の権利を撤回すること。

千九百九十四年のガットに基づく譲許の撤回を認めること。

その他の適当な措置をとること。

(h) 締約国は、(g)に規定する見直しが終了した後においても、自国がとり得る対応のための措置が引き続き不満足であると信ずる場合には、締約国に対して脱退の意思を通告した後三箇月でこの協定から脱退することができる。(e)又は(g)に規定する対応のための措置をとることができる締約国は、Bの規定が効力を有する場合には、この協定の効力発生から四年が経過した後いつでも同様の手続をとることによりこの協定から脱退することができる。

この附属書に関する注釈

注釈1 A(ii)の規定について

再編成のための助成

a A(ii)に掲げる再編成のための計画に含まれる援助の総額は、次のとおりとする。

スペイン 一〇、〇〇〇、〇〇〇ペセタ
ポルトガル 一七、〇〇〇、〇〇〇コント
ベルギー 二、三六、〇〇〇ベルギー・フラン

b aに掲げる援助の総額は、それぞれ次のもので構成される。

(i) 社会的な措置に対する援助であって附属書IB1hの規定に基づいてこの協定から除外されるもの

(ii) この協定への署名の日前に生じた再編成のための費用に対する援助。ただし、当該日前に、それぞれの国の政府が約束し、欧州委員会が承認した援助であって、予算上の問題に

より支払われていないものに限る。

(iii) 再編成のための措置に対するその他の援助であって、千九百九十六年一月一日前に生じた費用に基づき、約束され、支払われるもの

(iv) 千九百九十六年一月一日後に支払われる再編成のための措置に対する援助であって次の二の区分に該当するもの

(a) 投資のための援助
(b) 社会的な措置に対する援助であって附属書IB1hの規定に基づいてこの協定から

除外されないもの

c 欧州共同体は、締約国が再編成のための計画を監視できるように、協定第四条1bの規定に従い、aに掲げる総額に関しbに定める区分ごとの情報を締約国に提供する。

d 欧州共同体は、千九百九十六年一月一日後に支払われ、かつ、bの(i)及び(ii)の規定に該当しない援助については、次に掲げる各国この上限額及び支払期限に従ったものとなる見込みであることを表明する。

援 助 額		最 終 の 支 払 期 限
スペイン	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇ペセタ	一九九八年二月三日
ポルトガル	五、二〇〇、〇〇〇コント	一九九八年二月三日
ベルギー	一、三二〇、〇〇〇、〇〇〇ベルギー・フラン	一九九七年二月三日

e 欧州委員会は、A(ii)に掲げる援助の対象となる再編成のための計画に関し、欧州共同体の域内の法令に従って要求される完全な通報を未だ受領していないが、当該援助の承認に関する最終決定を行う際に、当該援助に関するdに掲げる上限額及び制限が十分に尊重されることを確保する。

注釈2 Bの規定について

合衆国の沿岸法

合衆国は、次の法令に含まれる国内における製造に関する要件を維持する権利を留保する。

a 合衆国で製造され、合衆国の法令に基づいて文書が備えられ、かつ、合衆国の市民によって所有される船舶によるものを除くほか、合衆国の国内のいずれかの点の間における商品の運送

を禁止する次の法律

千九百二十年六月五日の法律第二十七条(合衆国法律全集(STAT)第四十一巻九百九十九ページ) 千九百三十五年四月十一日の法律(同全集(STAT)第四十九巻百五十四ページ)、千九百三十五年七月二日の法律同全集(STAT)第四十九巻四百四十二ページ)、千九百五十六年七月十四日の法律第一条(同全集(STAT)第七十巻五百四十四ページ)、第八十五議会第五百八号一般法律第二十七條(a)(同全集(STAT)第七十二巻三百五十一ページ)、第八十六議会第五百八十三号一般法律第一条同全集(STAT)第七十四巻三百二十一ページ)、第八十九議会第九百九十四号一般法律同全集(STAT)第

七十九卷八百二十三ページ)、第八十六議会議会第五百八十三号一般法律第一条(同全集(STAT)第七十四卷三百二十一ページ)、第八十九議会議会第九十四号一般法律(同全集(STAT)第七十九卷八百二十三ページ)、第九十議会議会第四百七十四号一般法律(同全集(STAT)第八十二卷七百ページ)、第九十二議会議会第四百三十三号一般法律第一条(同全集(STAT)第八十五卷四百八十六ページ)、第九十五議会議会第四百十号一般法律第二百三十三条(同全集(STAT)第九十二卷九百四十四ページ)、第九十八議会議会第二百一十二号一般法律第四十条(同全集(STAT)第九十三卷八百四十八ページ)、第九十七議会議会第三十一号一般法律第十二条(同全集(STAT)第九十五卷五百五十七ページ)、第九十七議会議会第三百八十九号一般法律の第五百二条(同全集(STAT)第九十六卷千九百五十四ページ)及び第五百四條(同全集(STAT)第九十六卷千九百五十六ページ)、第九十八議会議会第二百二十九号一般法律第六條(同全集(STAT)第九十九卷千七百八十二ページ)、第九十九議会議会第二百二十九号一般法律第一条(a)(同全集(STAT)第九十九卷千七百八十八ページ)並びに第一百一議会議会第五百八十七号一般法律第五百一十條(同全集(STAT)第九十九卷千七百八十五ページ)によって改正されたもの)

b 合衆国で製造され、合衆国の法令に基づいて文書が備えられ、かつ、合衆国の市民によって所有される船舶によるものを除くほか、合衆国の国内のいずれかの点の間において旅客の運送を禁止する次の法律

千八百九十八年二月十七日の法律第二条(合衆国法律全集(STAT)第三十卷二百四十八ページ)によって改正された千八百八十六年六月十九日の法律第八條(同全集(STAT)第二十四卷八十一ページ)

c しゅんせつ船に關し、合衆国での製造及び登録を義務付ける次の法律

第一百一議会議会第五百八十七号一般法律第五百一十條(a)(同全集(STAT)第九十九卷千七百八十二ページ)によって改正された千九百零六年五月二十八日の法律第一条(同全集(STAT)第三十四卷二百四十四ページ)

d 合衆国の港又は場所から合衆国の他の港又は場所へ船舶をえい航する引き船に關し、合衆国で製造され、合衆国の法令に基づいて文書が備えられ、かつ、合衆国の市民によって所有されることを義務付ける次の法律

現行制定法集第四千三百七十条(合衆国法律全集(STAT)第五十四卷三百四十四ページ)(第九十九議会議会第二百二十九号一般法律第十二條(同全集(STAT)第九十九卷千七百八十二ページ)及び第一百一議会議会第五百八十七号一般法律第五百一十條(同全集(STAT)第九十九卷千七百八十五ページ)によって改正されたもの)

e 合衆国の水域又は排他的經濟水域において活動する漁船、魚類運搬船及び魚類加工船(漁業に關する國際取極に基づく許可を得て活動するものを除く)に關し、合衆国で製造され、合衆国の法令に基づいて文書が備えられ、かつ、合衆国の市民によって所有されることを義務付け

る次の法律(この協定の締約国の漁船となることとが定まっている漁船については、この協定の適用範圍から除外されているが、完全を期するため掲げるもの)

第九十八議会議会第八十九号一般法律第一条(合衆国法律全集(STAT)第九十七卷五百八十七ページ)(第九十八議会議会第四百五十四号一般法律第三百一十條(c)(同全集(STAT)第九十八卷千七百三十四ページ)、第一百一議会議会第二百二十九号一般法律の第三條(4)及び(5)(同全集(STAT)第九十九卷千七百七十九ページ)並びに第六條(a)(6)(同全集(STAT)第九十九卷千七百八十二ページ)並びに第一百一議会議会第二百二十五号一般法律第三百一十條(a)(8)(同全集(STAT)第九十九卷千七百八十二ページ)によって改正されたもの)

附屬書Ⅲ 加害的廉売に係る納付金

A 基本原則

1 締約国は、一の締約国の船舶であつて協定第二条に規定するもの(以下「船舶」という)をその正常の価額よりも低い価額で他の締約国の一若しくは二以上の国民若しくは会社(注1)又はそれらの国民若しくは会社により所有され(注2)若しくは支配される(注3)一若しくは二以上の会社(注4)に対して直接又は間接に販売する(注5)ことが、締約国の領域における確立された産業に實質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあり、又は国内産業の確立を實質的に遅延させるときは、そのような加害的廉売を非難すべきものと認める。

注1 この附屬書の規定の適用上、「締約国の会社」とは、国又はその行政区画の法令に基づき合法的に設立されたあらゆる種類の法人(社團法人、会社、団体その他の組織を含む)をいうものとし、当該法人が金銭的な利益を目的として設立されたものであるかないか、民間の所有か政府の所有か及び有限責任制度に基づくものか無限責任制度に基づくものかを問わない。

注2 「所有する」又は「所有」とは、五十パーセントを超える権利を有することをいう。

注3 「支配する」又は「支配」とは、企業の実動に實質的な影響を与える實際上的能力を有することをいうものとし、二十五パーセントの権利を有することをもって推定する。一の会社の所有が示される場合には、当該会社には、別個の支配は存在しないものと推定する(他の方法により確認される場合を除く)。

注4 船舶の原産国である締約国の買手が当該船舶の所有権を有することが示される場合には、当該船舶の販売については、この附屬書の規定に基づく加害的廉売に關する調査を行わない。ただし、船舶の所有者が他の締約国の買手の指示に従つて行動していること又は他の締約国の買手が船舶の所有者の権利及び債務を引き受けていることが確認されるときは、この限りでない。

注5

この附属書の規定の適用上、

a 「販売」の概念は、船舶の所有権の発生又は移転について適用する。ただし、当該所有権には、通常の商業的貸付けに対する担保の提供のみを目的として発生し又は取得された所有権を含まない。

b 「所有権」には、契約上又は財産上の権利であつて、船舶の所有者が船舶の運航から利益を得る方法と実質的に同等な方法により、当該権利の受益者が船舶の運航によって利益を得ることを可能とするものを含む。このような実質的な同等性が存在するかしないかを決定するに当たり、調査当局は、次の事項について検討する。

- (i) 取引の条件及び状況
- (ii) 造船業者における商業上の慣行
- (iii) 権利の受益者が取引の対象となる船舶を自己の運航計画に組み入れるか組み入れないか。
- (iv) 権利の受益者が船舶の使用可能期間の相当の部分において、当該船舶の運航によって利益を得及び危険を負う可能性が実際上あるかないか。
- c 「買手」とは、船舶の所有権を取得する（造船業者からの所有権の最初の移転に関連して行われる直接又は間接の取得をいい、船舶の賃借又は長期の裸備船によるものを含む。）すべての者（買手を所有し又は支配する国民又は

会社を含む。）をいう。

d 「買手」及び「販売」については、この注5の規定に従つて解釈するものとし、また、一の船舶について二以上の買手が存在することもあるものと理解する。

2 締約国は、加害的販売を是正し又は防止するため、加害的販売が行われた船舶の製造者に対し、その船舶に関する加害的販売に係る価格差を超えない額の納付金の支払を要求することができる。

3 いずれかの締約国の領域で製造された船舶であつて他の締約国の買手に販売されるものは、その船舶の原産国である締約国の買手に対して同種の船舶が販売される際に課される租税を免除されることを理由として、又はその租税の払戻しを受けることを理由として加害的販売に係る納付金の支払を要求されることはない。

4 (a) 締約国は、造船業者の行う加害的販売の影響が自国の確立された国内産業に実質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあり、又は自国の国内産業の確立を実質的に遅延させるものであると決定する場合を除くほか、他の締約国の国民又は会社である当該造船業者に対して加害的販売に係る納付金の支払を要求してはならない。

(b) 締約国は、締約国が、自国の国民又は会社が買手となる船舶の販売に関し、その販売が自国に船舶を輸出している第三国である締約国の領域における産業に実質的な損害を与え又は与えるおそれがある加害的販売である

場合には、これを是正するため当該販売を行う造船業者に対して加害的販売に係る納付金の支払を要求することができるよう、(a)の要件を免除することができる。

5 締約国は、この協定が適用される船舶の加害的販売については、この附属書の規定に従つてのみ措置をとることを合意する。特定の取引に關し、世界貿易機関の加盟国であつてこの協定の締約国でない国が千九百九十四年のガット第六条及び千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定に従いダンピング防止のための手続を開始している場合には、この協定の締約国は、この附属書の規定に基づく手続を開始することを保留する。

特定の取引に關し、この協定の締約国がこの附属書の規定に基づく手続を開始した後に、世界貿易機関の加盟国であつてこの協定の締約国でない国が千九百九十四年のガット第六条及び千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定に従いダンピング防止のための手続を開始する場合には、この附属書の規定に基づく手続を開始した国は、当該手続を停止する。ダンピング防止のための調査により得られた結論がダンピング防止措置の適用又は当該措置の適用に関する事実の否定的な認定であるときは、締約国は、この附属書の規定に基づく手続を開始し又は継続してはならない。

ダンピング防止のための調査による結論が妥当な期間（一年を下回ることはない。）内に得られないときはダンピング防止のための調査の結果、当該措置の適用に関する事実の肯定的

な認定にもかかわらずいかなる措置もとられなかったときは、この協定の締約国は、調査を開始し又は継続することができる。ただし、いかなる場合においても一の取引について、この協定に規定する加害的販売に係る納付金の支払の要求及び千九百九十四年のガットの下でのダンピング防止税の賦課の双方が行われることはない。

B 基本原則に関する補足規定

A1の規定に關し、

1 連合している商社が行う隠れた加害的販売（買手が、自己と連合している造船業者の送状価格に相応する価格よりも低い価格で、かつ、販売が行われる国での価格よりも低い価格で販売することをいう。）は、一種の加害的販売を構成するものとし、これに關しては、加害的販売に係る価格差は、その買手がその船舶を再販売する場合の価格に基づいて計算することができる。

2 貿易の完全な又は実質的に完全な独占を設定している国ですべての国内価格が国家により定められているものからの販売の場合には、A1の規定の適用上比較可能な価格の決定が困難であり、また、このような場合には、締約国にとつて、このような国における国内価格との厳密な比較が必ずしも適当でないことを考慮する必要があることを認める。

A2の規定に關し、

複數通貨措置は、特定の場合には、通貨的部分的な平価切下げにより一種の加害的販売を構成することがあり得、これは、A2の規定に基づく措

置の対象となり得る。「複数通貨措置」とは、政府による措置又は政府が承認する措置をいう。

A 4 (b) の規定に關し、

A 4 (b) の規定に基づく免除は、加害的販売に係る納付金の支払を要求することを申し出る締約国の申請に基づいてのみ許与される。

造船業における加害的販売に関する規約

締約国は、

加害的販売に対する措置が国際貿易に対し不当な障害となるべきでないこと及び加害的販売が確立された産業に実質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあり又は産業の確立を実質的に遅延させる場合にのみ加害的販売に係る納付金の支払を要求することができることを認め、

加害的販売に係る事案を十分に検討するための基礎となる衡平なかつ公開の手続を定めることが望ましいことを考慮し、

A に定める基本原則の実施に画一性及び確実性を与えるように、同原則の規定を解釈すること及びその適用のための規則を詳細に定めることを希望し、

船舶の購入取引の複雑さ及び船舶の所有の形態の不明確さに留意する必要があることを認め、商業的造船業においては、しばしば一の船舶ごとに個別の取引を行い、また、一の船舶ごとに当該船舶が製造できるよう造船所の運営を適応させるという性質があることを認め、もって、調査当局は、船舶の販売が国内産業に与える影響を評価する際にはこれらの性質その他商業的造船業の特性を考慮しなければならないことを理解して、

ここに、次のとおり協定する。

第一条 原則

1.1 協定第二条に規定する船舶(以下「船舶」という。)の加害的販売に係る納付金の支払の要求は、この附属書に定める条件の下において、かつ、この附属書の規定に従って開始し(注)、実施する調査に基づいてのみ行うことができる。次の諸規定は、この附属書の実施に関する法令に基づいて措置がとられる場合に限り、基本原則の規定の適用を規律する。

注 以下「開始する」とは「開始」とは、締約国が第五条の規定に従って正式に調査を始め

1.2 締約国は、この規約に、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定に対し将来なされる改正を含めることを合意する。当該改正をこの規約に含めるに当たって加える変更は、商業的造船業の特性により必要とされるものに限定する。

第二条 加害的販売の決定

2.1 この協定の適用上、輸出される(注1)船舶の輸出価格が輸出国の買手に販売される同種の船舶の通常の商取引における比較可能な価格よりも低い場合には、当該輸出される船舶の販売は、加害的販売、すなわち、正常の価額よりも低い価額で他の締約国の一若しくは二以上の国民若しくは会社又はそれらの国民若しくは会社により所有され若しくは支配される一若しくは二以上の会社に対する直接又は間接の販売(注2)とみなす。

注1 この附属書の規定の適用上、「輸出」と

は、船舶の販売であつてその買手が当該船舶の原産国である締約国の買手以外であるものをいう。

注2 a 船舶の原産国である締約国の買手に対する販売は、他の国の国民若しくは会社又は他の国の国民若しくは会社により所有され若しくは支配される会社に対するこの附属書に規定する販売(直接的であるか間接的であるかを問わない)を意味しない。

b 船舶の原産国である締約国の買手への販売は、この附属書の規定の適用上、「国内販売」を構成し、その価格は「国内価格」を構成する。

2.2 輸出国の国内市場の通常の商取引において同種の船舶の販売が行われていない場合又は市場が特殊な状況にあるためにそのような販売によつては適正な比較を行うことができない場合には、加害的販売に係る価格差については、適当な第三国に輸出される同種の船舶の比較可能な価格(代表的な価格である場合に限る。)との比較により決定する。適当な第三国に輸出される同種の船舶の販売が行われていない場合又は適当な比較を行うことができない場合には、加害的販売に係る価格差については、原産国における生産費に管理費、販売経費、一般的な経費及び利潤としての妥当な額を加えたもの(以下「構成価額」という。)との比較により決定する。

2.2.1 単位当たりの生産費(固定費及び変動費)に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格による同種の船舶の輸出国の国内市場における販売又は第三国への販売については、その販売が合理的な期間(注1)内にすべての費用を回収することができない価格で行われていると当局(注2)が決定する場合にのみ、価格を理由として当該販売を通常の商取引(注3)には当たらないものとみなし、正常の価額の決定において無視することができる。販売の際の費用を下回る価格であっても、当該価格が調査の対象となつた期間における費用の加重平均を上回る場合には、当該価格は、合理的な期間内に費用を回収することができるものとみなす。

注1 この附属書の規定の適用上、「合理的な期間」は、五年間とする。

注2 この規約において「当局」とは、適当な上級の当局をいうものと解する。

注3 「通常の商取引」の語は、この条において同一の意味を有する。

2.2.1.1 2.2.2 の規定の適用上、費用については、通常、調査の対象となる造船事業者が保有している記録に基づいて算定する。ただし、その記録が、輸出国において一般的に認められている会計原則に従つたものであり、かつ、検討の対象となる船舶の生産及び販売に係る費用を妥当に反映していることを条件とする。当局は、費用の適正な配分に關して入手することができるすべての証拠を考慮する。この証拠には、調査の過程において造船事業者によつて提出されたものを含む。ただし、費用の配分が、特に、無形固定資産及び有形固定資産についての適

当な減価償却期間の設定並びに資本的支出その他開発費についての引当金の積立てに
関し、造船事業者によって伝統的に行われ
てきたものであることを条件とする。立ち
上がり段階の操業(注)が調査の対象となっ
た期間中の費用に与える影響又は将来若し
くは現在の生産に資する経常外費用が、こ
の1.1に規定する費用の配分において反映さ
れていない場合には、費用は、それらに
応じて適切に調整される。

注 立ち上がり段階の操業のために行わ
れる調整については、立ち上がり期間
の終了時における費用又は、その期間
が調査の対象となった期間を超える場
合には、調査期間中に当局が合理的に
考慮することができると最新の費用を反
映させる。

2.2.2
2.2の規定の適用上、管理費、販売経費、一
般的な経費及び利潤の額については、調査の
対象となる造船事業者による同種の船舶の通
常の商取引における生産及び販売に関する実
際のデータを基礎とする。そのデータを基礎
としてこれらの額を決定することができない
場合には、当該額については、次のものを基
礎として決定することができる。

(i) 当該造船事業者が原産国の国内市場にお
いて同一の一般的な部類に属する船舶の生
産及び販売に関して負担し及び得た実際の
額

(ii) 原産国の他の造船事業者が自国の国内市

場において同種の船舶の生産及び販売に関
して負担し及び得た実際の額の加重平均
(iii) その他合理的な方法(注)。ただし、これ
により設定される利潤の額が、他の造船事
業者が原産国の国内市場において同一の一
般的な部類に属する船舶の販売に関して通
常得る利潤の額を超えないことを条件とす
る。

注 「その他合理的な方法」は、適当な国
内販売が行われていない場合において
のみ適用されるべきである。この場合
には、原則として、この(ii)の規定に従
い、当該造船事業者の適当な輸出を用
いるものとし、当該造船事業者の適当
な輸出が行われていないときは、原産
国の他の造船事業者の輸出を用いる。

(iv) 構成価額に含める利潤については、すべ
ての場合において、調査の対象となる販売
の前後の合理的な期間(注)に行われた販売
によって生じた利潤の平均に基づいたもの
とし、かつ、当該調査の対象となる販売の
際の適当な利潤を反映するものとする。利
潤の計算に当たり、当該調査の対象となる
販売の時点で適当な利潤以外のものをもた
らすいかなる歪曲も除去する。

注 この文脈において「合理的な期間」と
は、可能な限り短い期間とし、通常、
調査の対象となる販売の前後各六箇月
を超えるべきでない。

2.2.3
契約から船舶の引渡しまでは長い期間を要
することに照らして、特別な事態(例えば、

労働争議、火事、自然災害)により生じた実
際の費用であつて、販売の実質的な条件が定
められた時に造船事業者が合理的に予想しか
つ考慮し得た費用の増大を著しく超えるもの
については、正常の価額に含めない。
(注)

2.3
注 立証責任は、造船事業者にある。

輸出価格がない場合又は関係当局が造船事業
者と買手若しくは第三者との間の連合若しくは
補償取決めのために輸出価格を基準とすること
ができないと認める場合において、輸出価格に
ついては、船舶が独立した買手に再販売され
るときは当該買手に最初に再販売される価格に基
づいて又は、当該船舶が独立した買手に再販売
されないとき若しくは造船事業者から最初に販
売された時の状態で再販売されないときは当局
が決定する合理的な基礎に基づいて、決定する
ことができる。

2.4
輸出価格と正常の価額との比較は、公正に行
われるものとする。この比較は、商取引の同
一の段階(通常の場合には、工場渡し(注)にお
いて、かつ、できる限り同一の時点で行われた
(注)販売について行われる。価格の比較に影
響を及ぼす差異(販売条件、課税、商取引の段
階、量及び物理的な特性における差異その他価
格の比較に影響を及ぼしている)と立証されたあ
らゆる差異を含む(注2)に對しては、それぞ
れの場合に応じて適当な考慮を払う。3に規定
する場合には、造船事業者からの最初の販売か
ら再販売までの間に生じた費用(関税及び内国

税を含む)及び利潤に対しても考慮を払うべき
である。この場合において、価格の比較に影響
が及ぼされるときは、当局は、構成された輸出
価格の商取引の段階に相当する商取引の段階で
正常の価額を定め、又はこの2.4の規定によつて
正当とされる適当な考慮を払う。当局は、関係
当事者に対して、公正な比較を確保するために
いかなる情報が必要であるかを示すものとし、
また、不合理な立証責任を課してはならない。

注1 「できる限り同一の時点で行われた」販
売とは、通常、調査中の販売の前後各三
箇月以内に行われる販売又は当該期間内
に販売が行われない場合には当該期間よ
りも長い適当な期間内に行われる販売を
いう。

注2 これらの要因は、一部重複することが
あることを了解する。当局は、この2.4の
規定に基づいて既に行った調整を重複し
て行わないことを確保する。

2.4.1
2.4の規定に基づく価格の比較が通貨の換算
を必要とする場合には、その換算は、販売の
日(注)における為替相場を用いて行われるべ
きである。ただし、先物市場における外国通
貨の取引が輸出のための販売と直接に結び付
いている場合には、先物取引における為替相
場を用いることを条件とする。

注 この規定の適用上、販売の日は、実質
的な販売条件が定められる日をいう。船
舶の取引に関しては、販売の日は、通
常、契約の日をいう。ただし、他の日に

実質的な販売条件が著しく変更された場合は、当該変更が行われた日の為替相場が適用されるべきである。この場合において、調査当局は、当初の販売の日と当該変更が行われた日との間の為替相場の変動のみによる加害的販売に係る価格差への不合理な影響を考慮し、適当な修正を行う。

2.4.2 公正な比較について規律する2.4の規定に従うことを条件として、調査の段階において、加害的販売に係る価格差の存在については、通常、加重平均によって定められた正常の価額と比較可能なすべての輸出取引の価格の加重平均との比較を基礎として、又は個々の取引における正常の価額と輸出価格との比較によって認定する。輸出価格の様子が、購入者、地域又は時期によって著しく異なっていることが認め、かつ、加重平均と加重平均又は個々の取引と取引とを比較することによつてはこのような輸出価格の相違を適切に考慮することができないことについて説明が行われる場合には、加重平均に基づいて定められた正常の価額を個々の輸出取引の価格と比較することができ。

2.5

船舶が原産国から直接他の締約国の買手に販売されず、中間国から当該他の締約国に輸出される場合には、当該船舶が輸出国から当該他の締約国の買手へ販売される価格については、通常、輸出国における比較可能な価格と比較する。もっとも、例えば、当該船舶が輸出国にお

いて単に積み替えられる場合、このような船舶が輸出国において生産されていない場合又は輸出に当該船舶についての比較可能な価格がない場合には、原産国における価格と比較することができ。

2.6 この協定において「同種の船舶」とは、検討の対象となる船舶の種類、用途及びおおよその大きさが同じ船舶であつて、当該船舶と極めて類似した特性を有するものをいうものと解する。「同一の一般的な部類に属する船舶」とは、種類及び用途は同一であるが、大きさが著しく異なる船舶をいうものと解する。船舶の大きさ及び設備の小さな相違については、船舶の部類に影響を及ぼすものではないが、この規約に基づく計算及び比較を行う際の適切な調整において反映することができ。

2.7 この条の規定は、「B 基本原則に関する補足規定」の「A1の規定に關し」、「2の規定の適用を妨げるものではない。

第三条 損害(注)の決定
注 この附属書において「損害」とは、別段の定めがない限り、国内産業に対する実質的な損害若しくは実質的な損害のおそれ又は国内産業の確立の実質的な遅延をい、この条の規定により解釈する。

3.1 この附属書の規定の適用上、損害の決定は、実証的な証拠に基づいて行ふものとし、(a)正常の価額よりも低い価額での販売が国内市場における同種の船舶の価格に及ぼす影響及び(b)当該販売が同種の船舶の国内生産者(注)に結果として及ぼす影響の双方についての客観的な検討に基づいて行ふ。

注 この附属書の規定の適用上、「同種の船舶の国内生産者」とは、既存の設備で同種の船舶を製造する能力を有する造船所又は同種の船舶の製造に適時に適合できる造船所を含む。

3.2 調査当局は、正常の価額よりも低い価額での販売が価格に及ぼす影響については、当該販売の価格が国内生産者の同種の船舶の価格を著しく下回るものであるかないか又は、当該販売の及ぼす影響により、価格が著しく押し下げられているかないか若しくは当該販売がなかったとしたならば生じたであろう価格の上昇が著しく妨げられているかないかを考慮する。これらの要因のうち一又は数個の要因のみでは、必ずしも決定的な判断の基準とはならない。

3.3 二以上の国が一の締約国に対して行う船舶の販売が同時に加害的販売に関する調査の対象である場合において、調査当局は、(1)各国からの購入について定められる加害的販売に係る価格差が5.に規定する像少であるものよりも大きく、また、(2)他の締約国の造船事業者により自国の買手に販売される船舶の間の競争の状態及び当該船舶と国内の同種の船舶との間の競争の状態に照らして販売の及ぼす影響を累積的に評価することが適当であると決定したときにのみ、このような販売の及ぼす影響を累積的に評価することができ。

3.4 正常の価額よりも低い価額での販売の關係国内産業に及ぼす影響についての検討は、当該国内産業の状態に關係を有するすべての経済的な要因及び指標(販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益若しくは操業度における現実の及び潜在的な低下、資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、国内価格に影響を及ぼす要因又は加害的販売に係る価格差の大きさを含む)についての評価を含む。これらの要因及び指標は、すべてを網羅するものではなく、また、これらの要因のうち一又は数個の要因のみでは、必ずしも決定的な判断の基準とはならない。

3.5 正常の価額よりも低い価額での販売が3.2及び3.4に規定する正常の価額よりも低い価額での販売の及ぼす影響によりこの協定に定義する損害を与えている又は与えたことが立証されなければならない。正常の価額よりも低い価額での販売と国内産業に対する損害との因果關係は、当局が入手したすべての関連する証拠の検討に基づいて明らかにする。当局は、正常の価額よりも低い価額での販売以外の要因であつて、国内産業に対して同時に損害を与えていることが知られているいかなる要因も検討するものとし、また、これらの他の要因による損害の責めを正當の価額よりも低い価額での販売に帰してはならない。この点について関連を有することがある要因には、特に、正常の価額よりも低い価額での販売によることなく他の締約国の造船事業者が調査を実施している締約国の買手に対して販売している量及び価格、需要の減少又は消費態様の変化、外国の生産者及び国内生産者の制限的な商慣行並びに外国の生産者と国内生産者との間の競争、技術の進歩並びに国内産業の輸出実績及び生産性を含む。

3.6 正常の価額よりも低い価額での販売の及ぼす影響については、入手することができるデータにより、生産工程、生産者の販売、利潤等に基づいて同種の産品の国内生産を他の産品の国内生産と区別することができる場合には、当該同種の産品の国内生産との関連において評価する。そのような区別を行うことができない場合には、正常の価額よりも低い価額での販売の及ぼす影響については、必要な情報を入手することができる最小範囲の産品(同種の産品を含む。)の生産について検討することによって評価する。

3.7 実質的な損害のおそれの決定は、事実に基づくものでなければならず、単に申立て、推測又は可能性の希薄なものに基づくものであってはならない。正常の価額よりも低い価額での販売が損害を与えるような事態を生ずるに至る状況の変化は、明らかに予見され、かつ、差し迫ったものでなければならぬ(注)。当局は、実質的な損害のおそれの存在に関する決定を行うに当たっては、特に、次の要因を考慮すべきである。

4.1 この協定の適用上、「国内産業」とは、同種の船舶の国内生産者(注1)の全体又はこれらの国内生産者のうち当該船舶の生産能力の合計が当該船舶の国内総生産能力の相当部分を占めている生産者をいうものと解する。もっとも、生産者が加害的販売の申立てに係る船舶の輸出者若しくは国内の買手と関係有する(注2)場合又は生産者自身が加害的販売の申立てに係る船舶の国内の買手である場合には、「国内産業」には、これらの生産者を含まないと解することができる。

第四条 国内産業の定義

4.1 この協定の適用上、「国内産業」とは、同種の船舶の国内生産者(注1)の全体又はこれらの国内生産者のうち当該船舶の生産能力の合計が当該船舶の国内総生産能力の相当部分を占めている生産者をいうものと解する。もっとも、生産者が加害的販売の申立てに係る船舶の輸出者若しくは国内の買手と関係有する(注2)場合又は生産者自身が加害的販売の申立てに係る船舶の国内の買手である場合には、「国内産業」には、これらの生産者を含まないと解することができる。

4.2 二以上の国が千九百九十四年のガット第二十四条8(a)に規定する単一の統一された市場としての性格を有する統合の水準に達した場合に、統合された地域全体における産業は、4.1に規定する国内産業とみなされる。

第五条 調査の開始及び実施

5.1 5.6に規定する場合を除くほか、申し立てられた加害的販売の存在、程度及び影響を決定するための調査は、国内産業によって又は国内産業のために行われる書面による申請に基づいて開始する。

注1 3.1の注参照

注2 この4.1の規定の適用上、生産者は、輸出者又は国内の買手との間において、(a)両者のいずれか一方の者が他方の者を直接若しくは間接に支配している場合、(b)両者が同一の第三者によって直接若しくは間接に支配されている場合又は(c)両者が共同して同一の第三者を直接若しくは間接に支配している場合のみ、関係を有するものとみなす。この場合において、生産者が輸出者又は国内の買手と関係を有する者であるとみなすためには、その関係による影響が、当該生産者に対して、関係を有しない生産者の行動とは異なる行動をとらせるようなものであることを信じ又は疑うに足りる理由があることを条件とする。この4.1の規定の適用上、一方の者が法律上又は事実上他方の者を拘束し又は指図する地位にある場合には、当該一方の者は、当該他方の者を支配しているものとみなされる。

注1 造船事業者は、国際的な貿易に当該船舶に関する極めて一般的な情報と共に契約が結ばれた事実が公表された時から、販売の存在を知っていた又は知っていたべきであったと推定される。

注2 この通報には、申請者が合理的に入手することができる情報であって申請の対象となる取引を特定できるものを含む。

(a) 加害的販売(注)

(b) この附属書の規定により解釈される損害加害的販売と申し立てられた損害との間の因果関係

(c) 広範なかつ多数の者を対象とする入札(注)によって船舶が販売された場合には、申請者が申請の対象である契約に関しては入札するよう求められていたこと及び申請者が実際に入札しかつ当該入札が入札の仕様(例えば、引渡し期日、技術的な要件)を実質的に満足するものであったこと。

(i) 輸出者の能力の十分な余力又は輸出者の能力の差し迫ったかつ相当な増加であって、買手の国の市場への正常の価額よりも低い価額

広範なかつ多数の者を対象とする入札以外の入札の系統によって船舶が販売された場合において申請者が申請の対象である契約に関して入札するよう求められていたときは、申請者が実際に入札し、かつ、当該入札が入札の仕様を實質的に満足するものであったこと。

(四) 広範なかつ多数の者を対象とする入札以外の入札において入札するよう求められなかった場合には、申請者が当該船舶を建造する能力を有していたこと、及び申請者が提示された船舶の購入について知っていた又は知っているべきであったとき(注)は、申請者が当該入札の仕様に適合する販売契約を買手と結ぶため明確な努力を行ったこと。

注 次のことが示される場合には、申請者は、買手が予定していた取引について知っていた又は知っているべきであったと推定される。

(i) 船舶の購入を予定していた買手の存する国の国内産業の大半が、

買手と当該船舶の販売契約を結ぶための努力を行ったこと。

(四) 予定された購入に関する一般的な情報、仲買人、金融業者、船級協会、傭船者、貿易業者の団体その他船舶の製造に関する取引に通常関与する団体であつて造船事業者が常に接触し若しくは取引を行うものから入手可能であつたこと。

関連する証拠によって裏付けられない単なる主張は、この5.2に定める要件を満たすために十分なものであるとみなすことができない。この申請には、申請者が合理的に入手することができ、次の事項に関する情報を含むものとする。

(i) 申請者の身元関係事項並びに当該申請者による同種の船舶の国内生産の量及び価額に関する記述。書面による申請が国内産業のために行われる場合には、当該申請は、同種の船舶の知られているすべての国内生産者の名簿を記載すること並びに可能な限り当該国内生産者による同種の船舶の国内生産の量及び価額を記述することによって、申請がいずれの産業のために行われているかを明らかにする。

(ii) 加害的廉売の申立てに係る船舶に関する完全な記述、関係原産国又は関係輸出国の国名、知られている輸出者又は外国の生産者のそれぞれの身元関係事項及び調査を行う締約国の会社又は国民である当該船舶の買手の身元関係事項

(四) このような船舶に関し、原産国若しくは輸出国の国内市場において販売される価格(又は、適当な場合には、当該船舶が原産国若しくは輸出国から第三国に販売される価格若しくは当該船舶の構成価額に関する情報)及び輸出価格又は、適当な場合には、当該船舶が他の国の独立した買手に最初に販売される価格に関する情報

(iv) 加害的販売であると申し立てられた販売が

5.3
当局は、調査の開始を正當とするための十分

な証拠があるかないかを決定するため、申請の際に提供された証拠の正確さ及び妥当性について検討する。

5. 4
5. 1の調査については、同種の船舶の国内生産者が申請について表明した支持又は反対の程度の検討に基づき、当局が、当該申請が国内産業によって又は国内産業のために行われている（注）と決定しない限り、開始してはならない。申請は、当該申請について支持を表明している国内生産者の生産能力の合計が、当該申請について支持又は反対のいずれかを表明している国内産業の一部が生産する同種の船舶の総生産能力の五十パーセントを超える場合には、「国内産業によって又は国内産業のために」行われたものとみなす。ただし、申請を明示的に支持し

ている国内生産者の生産能力が同種の船舶を生産する能力を有する国内生産者の総生産能力の二十五パーセント未満である場合には、調査を開始してはならない。

注 締約国は、特定の締約国の領域内においては、同種の製品の国内生産者の被用者又はこれらの代表が¹の調査のための申請を行い又は支持することができることを認識する。

5.5 当局は、調査を開始する旨の決定が行われな
い限り、調査の開始を求める申請書を公表しな
いようにする。もっとも、当局は、申請後直ち
に又は5.6に規定する調査を開始する旨の当局の
決定後直ちに、かつ、調査を開始する前に関係
輸出国の政府に通知する。

5. 6 関係当局は、特別な状況において国内産業に
よつて又は国内産業のために行われる調査の開
始を求める書面による申請を受領しないで調査
を開始することを決定する場合には、調査の開
始を正当とする十分な証拠(加害的販売、損
害、因果関係及び損害を受けたと判断される国
内産業の構成員が² 5. (d) の規定の基準を満たすこ
とについてのもの)があるときにのみ手続を進
める。

5.7 加害的販売及び損害の双方についての証拠は、(a)調査を開始するかしないかを決定するに当たり同時に考慮するものとし、(b)その後の調査の過程においても同時に考慮する。

5. 8 関係当局は、加害的販売又は損害のいずれかの一方についての証拠が事案に関する手続の進

行を正当とするために十分でない認められる場合には、速やかに1.1の申請を却下するものとし、また、速やかに調査を取りやめる。関係当局は、加害的販売に係る価格差が僅少であるものと決定し、又は損害が無視することのできるものであると決定する場合には、直ちに手続を取りやめる。加害的販売に係る価格差は、輸出価格に対する百分率によって表示した場合において、二パーセント未満であるときは、僅少であるものとみなす。

5.9 調査の開始に係る最終決定は、申請の後四十五日以内に行うものとし、申請を伴わない調査を開始する場合には、調査当局が船舶の販売を知った又は知るべきであった時から六箇月以内に行う。価格と価格との比較を行う場合において、同種の船舶が既に引き渡されているときは、調査については、開始の後一年以内に完結させるものとし、同種の船舶が建造中のときは、調査については、当該同種の船舶の引渡しの後一年以内に完結させる。構成価額を用いる調査については、当該調査の開始の後一年又は当該船舶の引渡しの後一年のいずれか遅い日までに完結させる。

第六条 証拠

6.1 加害的販売に関する調査に利害関係を有するすべての者は、当局が必要とする情報について通知されるものとし、また、当該調査について関連を有すると考えるあらゆる証拠(注)を書面により提出する機会を十分に与えられる。

注 当該証拠には、輸出を行う造船事業者の存する締約国が事案に関して実施した調査により得た認定を含めることができる。当該

該認定は、調査当局によって検討され、また、調査記録の一部を成す。

6.1.1 加害的販売に関する調査に使用される質問書を受領する輸出者又は外国の生産者は、回答のために少なくとも三十日の期間を与えられる(注)。この三十日の期間の延長に関する要請に対しては、妥当な考慮が払われるべきであり、理由が示される場合には、そのような延長は、実行可能なときはいつでも認められるべきである。

注 輸出者に与えられる期間は、原則として、質問書の受領の日から起算するものとし、このため、質問書は、回答者又は輸出国の適当な外交上の代表者に送付された日から一週間で受領されたものとみなす。

6.1.2 秘密の情報の保護に関する要件に従うことを条件として、利害関係を有する一の者が書面によって提出した証拠については、調査に参加している利害関係を有する他の者が速やかに入手することができるようになる。

6.1.3 当局は、調査が開始された場合には、5.1に規定する申請書の全文を輸出者及び輸出国の当局に速やかに提供するものとし、また、要請があったときは、利害関係を有する他の者が当該申請書の全文を入手することができるようにする。6.5に規定する秘密の情報の保護に関する要件に対して、妥当な考慮を払う。加害的販売に関する調査において、利害関係を有するすべての者は、自己の利益の擁護のための機会を十分に与えられる。このため、当局

は、要請があったときは、利害関係を有するすべての者に対し相反する利害を有する者と会合する機会を与えることにより、対立する見解の表明及び反論の提示が行われ得るようにする。その機会を与えるに際しては、秘密保持の必要性及び利害関係を有する者の便宜を考慮しなればならない。利害関係を有するいずれの者も、会合に出席する義務を負わないものとし、また、会合に出席しないことは、その者の立場を害するものではない。利害関係を有する者は、また、正当な理由がある場合には、書面によって提供した情報以外の情報を口頭で提供する権利を有する。

6.3 6.2の規定に基づき口頭で提供された情報は、その後、書面で作成され、6.1に規定するところにより利害関係を有する他の者が入手することができるようにされた場合においてのみ、当局によって考慮される。

6.4 当局は、実行可能なときはいつでも、利害関係を有するすべての者に対し、それぞれの立場の主張に関する秘密のあるすべての情報であって、6.5に規定する秘密のものではなく、かつ、加害的販売に関する調査において当該当局が使用するものを閲覧する機会及びこれらの情報に基づいてそれぞれの主張について準備する機会を適時に与える。

6.5 いかなる情報も、その性質上(例えば、その開示が競争者に対して競争上の著しい利益を与えること又はその開示が情報を提供した者に対して若しくは情報を提供した者の当該情報につ

いての情報源である者に対して著しい悪影響を及ぼすことを理由として)秘密であるもの又は調査の当事者が秘密の情報として提供したものは、正当な理由が示される場合には、当局により秘密として取り扱われる。当該情報は、当該当事者の明示的な同意を得ないで開示してはならない(注)。

注 締約国は、特定の締約国の領域において厳格な保護命令に定める条件による開示が必要となることのあることを認める。

6.5.1 当局は、秘密の情報を提供した利害関係を有する者に対して当該情報の秘密でない要約を提出するよう要請する。この要約は、秘密の情報として提供されたものの実質を合理的に理解することができるよう十分に詳細なものである。例外的な場合には、当該利害関係を有する者は、当該情報を要約することが不可能であることを示すことができる。このような例外的な場合には、要約することが不可能であることの理由を提出しなければならぬ。

6.5.2 当局は、秘密扱いの要請に正当な理由がないと認める場合において、情報の提供者が当該情報の公表を望まず又は一般的な表現若しくは要約された形によるその開示を認めないときは、その情報が正確であることが適当な者から当局に対して十分に立証されない限り、その情報を無視することができる(注)。

注 締約国は、秘密扱いの要請を恣意的に拒否すべきでないことを合意する。

6.6 当局は、6.8に規定する場合を除くほか、利害関係を有する者が提供した情報であつて、自己が行う認定の根拠とするものの正確さについて、調査の過程において十分に確認する。

6.7 当局は、提供された情報を確認し又は更に詳細な情報を入手するため、必要に応じ、他の国において調査を行うことができる。ただし、当局が関係企業の同意を得ること及び当該他の国の政府の代表者に当局がその旨を通知し、かつ、当該他の国が調査に反対しないことを条件とする。輸出国において行う調査については、付録Iに定める手続を適用する。秘密の情報の保護に関する要件に従うことを条件として、当局は、当該調査の結果に關係する企業がその結果を入手することができるようにするか又は6.9の規定に従つてこれらの企業にその結果を通知するものとし、また、申請者がその結果を入手し得るようにすることができる。

6.8 利害関係を有する者が妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合には、知ることができた事実に基づいて決定(肯定的であるか否定的であるかを問わない。)を行うことができる。この6.8の規定の適用に当たっては、付録IIの規定を遵守する。

6.9 当局は、最終的な決定を行う前に、検討の対象となつて重要な事実であつて、確定的な措置をとるかとらないかを決定するための基礎とするものを利害関係を有するすべての者に通知する。その通知は、これらの者が自己の利益

を擁護するための十分な時間的余裕をもつて行われるべきである。

6.10 この協定の適用上、「利害関係を有する者」には、次のものを含む。

(i) 調査の対象となる船舶の輸出者、外国の生産者、買手又は貿易業者の団体若しくは業界団体であつて、その構成員の過半数がこのような船舶の生産者、輸出者若しくは国内の買手であるもの

(ii) 輸出国の政府

(iii) 調査を行う国における同種の船舶の生産者又は貿易業者の団体若しくは業界団体であつて、その構成員の過半数が当該国において同種の船舶を生産しているもの

(i)から(ii)までの規定は、調査を行う締約国がこれらの規定に規定する国内又は外国の關係者以外のものを利害関係を有する者に含めることを妨げるものではない。

6.11 当局は、調査の対象となる船舶の買手(注)に對し、加害的販売、損害、因果關係及び5.2(d)に定める要素に係る調査に關連する情報を提供する機会を与える。

注 申し立てられた買手は、自己が実際に買手であるかないかについての情報を提供することができる。

6.12 当局は、利害関係を有する者(特に小規模な会社)が要請された情報を提供する場合に直面する困難について妥当な考慮を払うものとし、また、実行可能な援助を行う。

6.13 6.1から6.12までに定める手続は、締約国の当局

が、この協定の関連規定に従い、調査の開始及び決定(肯定的であるか否定的であるかを問わない。)についての手続の迅速な進行又は措置の適用を妨げることを目的とするものではない。

第七条 加害的販売に係る納付金の支払の要求

7.1 加害的販売に係る納付金の支払を要求するためのすべての要件が満たされた場合にこれを要求するかしないかの決定及び支払を要求すべき納付金の額を加害的販売に係る価格差に相当する額とするか又は当該相当する額よりも少ない額とするかの決定は、調査を行う締約国の当局によって行われる。納付金の支払の要求は、裁量行為であることが望ましく、また、当該相当する額よりも少ない額の納付金の支払の要求が国内産業に対する損害を除去するために十分である場合には、納付金の額は、その少ない額であることが望ましい。

7.2 加害的販売に係る納付金の額は、第二条の規定に基づいて定められる加害的販売に係る価格差に相当する額を超えるものであつてはならない。

7.3 加害的販売に係る納付金の支払を要求することが正当であると調査を行う締約国が決定する場合においては、当該締約国は、支払うべき額を造船事業者が納付した後百八十日で当該造船事業者が納付金を支払うよう、要求することができる。納付金を百八十日で支払うことが、当該造船事業者を支払不能にする場合又は裁判所によ

り管理される再建と矛盾する場合には、支払期限は、妥当な期間延長される。支払期限が延長される場合において、当該締約国は、未払の部分に對し、納付金に用いられる通貨の市場貸出基準金利(CIRR)による利子を要求することができる。

7.4 造船事業者は、(i)造船事業者が納付金の対象となる販売の契約を取り消し若しくは調査当局が受け入れる代替となる同等の救済措置に従う場合又は(ii)協定第八条10の規定に従つて適用された対抗措置が終了した場合には、納付金の支払を要求されない。

第八条 公告及び決定の説明

8.1 当局は、第五条の規定に基づいて加害的販売に関する調査を開始することを正当とするために十分な証拠があると認める場合には、自国の造船事業者が販売する船舶が当該調査の対象となる締約国及び調査当局に知られていない利害關係を有するその他の者にその旨を通知するものとし、また、その旨を公告する。調査の開始についての公告は、次の事項に關する適切な情報を含むものとするか、又は公告とは別の報告書(注)によつてこれらの情報を入手することができるようにして行う。

注 当局は、この条に規定する情報及び説明を別の報告書によつて提供する場合に、公衆が当該報告書を容易に入手することができることを確保する。

(i) 造船事業者及び買手の名称及びそれらの所

在する国の国名並びに關係する船舶に関する記述

- (ii) 調査の開始の日
- (iii) 申請書における加害的廉売の申立ての根拠損害の申立ての根拠となる要因の要約
- (iv) 利害關係を有する者による意見の提出先
- (v) 利害關係を有する者が意見を表明することが出来る期限

8.2 いかなる決定(肯定的であるか否定的であるかを問わない)も、公告する。この公告は、事実及び法令に係る問題であつて調査当局が重要と認めたすべてのものに関して得られた認定及び結論を十分詳細に記載するか、又は別の報告書によって入手することが出来るようにして行う。この公告及び別の報告書はすべて、自国の造船事業者が販売する船舶が決定の対象となる締約国及び知られている利害關係を有するその他の者に送付されるものとする。調査の完結についての公告は、秘密の情報の保護に関する要件に十分な考慮を払いつつ、措置の適用をもたらしした事実及び法令に係る事項並びに理由についてのすべての関連情報を含むものとするか、又は別の報告書によってこれらの情報を入手することが出来るようにして行う。この公告又は別の報告書には、特に、次の(i)から(v)までに規定する情報、輸出者及び買手が提示した関連する論証又は主張を採用し又は却下した理由を含む。

- (i) 造船事業者、買手及び申請者の名称並びに輸出国の国名
- (ii) 船舶の種類、用途及び大きさに関する記述

平成八年五月三十一日 衆議院會議録第三十一号

(iii) 定められた加害的廉売に係る価格差並びに第二条の規定に基づく輸出価格及び正常の価額の決定並びにこれらの比較に用いた方法について当該方法を用いた十分な説明

- (iv) 第三条に規定する損害の決定に関連して行った検討
- (v) 決定に至った主な理由

第九条 司法上の審査

締約国は、自国の法令に加害的廉売に対する措置に関する規定を有する場合には、特に、最終的な決定に関する行政上の措置を速やかに審査するため、司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続を維持する。これらの裁判所又は訴訟手続は、当該最終的な決定について責任を有する当局から独立したものである。

第十条 第三国のための加害的廉売に対する措置

10.1 第三国のための加害的廉売に対する措置の申請は、その措置を求める当該第三国の当局が行う。

10.2 10.1の申請は、船舶について加害的廉売が行われている又は行われたことを示す価格に関する情報及び通常の価額よりも低い価額で販売されていると申し立てられた当該船舶の販売が第三国の關係国内産業に損害を与えている又は与えたことを示す詳細な情報によって裏付けられるものとする。当該第三国の政府は、買手の存する国の当局が必要とする追加の情報を入手することが出来るように、その当局にあらゆる援助を与える。

10.3 買手の存する国の当局は、10.1の申請を検討するに当たり、申し立てられた加害的廉売が第三国の關係国内産業全体に及ぼす影響を考慮する。すなわち、損害については、申し立てられた加害的廉売が当該關係国内産業の行う販売であつて調査を行う国の買手向けのものに及ぼす影響との関連のみにして評価してはならず、また、その加害的廉売が当該關係国内産業の輸出全体に及ぼす影響との関連のみにして評価してはならない。

10.4 事案について手続を進めるか進めないかの決定については、買手の存する国が行う。買手の存する国が措置をとる用意があると決定する場合には、その措置について締約国間の承認(注)を求めるための締約国間に対する申請については、当該買手の存する国が行う。

注 承認は、輸出を行う造船事業者の存する締約国を除く他の締約国によるコンセンサス方式により行うことができる。

第十一条 協議

各締約国は、この附属書の規定の実施に影響を及ぼす問題に関し他の締約国が行った申立てに好意的な考慮を払うものとし、その申立てに関する協議のための機会を十分に与える。

第十二条 付録

この規約の付録は、この規約の不可分の一部を成す。

第十三条 不遡及

この附属書の規定は、この協定の効力発生の日前に契約された船舶については、適用しない。ただし、この協定が署名のために開放された日の後に契約された船舶であつて、契約の日から五年を経過した後に引き渡されるものは、この附属書の規定の適用を受ける。もっとも、造船事業者が、引渡しの日までの期間の延長が通常の商業上の理由に基づくものであり、この附属書の規定の適用を避けるためのものではないことを証明する場合は、この限りでない。

だし、この協定が署名のために開放された日の後に契約された船舶であつて、契約の日から五年を経過した後に引き渡されるものは、この附属書の規定の適用を受ける。もっとも、造船事業者が、引渡しの日までの期間の延長が通常の商業上の理由に基づくものであり、この附属書の規定の適用を避けるためのものではないことを証明する場合は、この限りでない。

付録 I

6.7 の規定に基づく現地調査に関する手続

- 1 調査の開始に当たつては、現地調査の実施に関する意図を輸出締約国の当局及び關係があると思われる企業に通知すべきである。
- 2 例外的な状況において調査団に政府の職員ではない専門家を含まようとする場合には、企業及び輸出締約国の当局にその旨を通知すべきである。その専門家は、秘密の取扱いに係る要件に違反した場合には、効果的な制裁の対象とされるべきである。
- 3 訪問調査を最終的に計画する前に輸出締約国における關係企業の明示の同意を得ることを標準的な慣行とすべきである。
- 4 調査当局は、關係企業の同意を得たときは、速やかに、訪問調査を受ける企業の名称及び所在地並びに合意された訪問調査の日を輸出締約国の当局に通知すべきである。
- 5 訪問調査を行う前に、關係企業に対し十分前もって通知すべきである。
- 6 質問書について説明するための訪問調査は、輸出企業の要請に基づいてのみ行うべきである。

る。当該訪問調査は、調査締約国の当局が関係締約国の政府の代表者にその旨を通知し、かつ、その代表者が訪問調査に反対しない場合のみ行うことができる。

7 現地調査については、提供された情報を確認し又は更に詳細な情報を入手することを主たる目的としていることにかんがみ、質問書に対する回答を受領した後に行うべきである。ただし、企業が同意し、輸出締約国の政府が予定されている訪問調査について調査当局より通知され、かつ、当該政府が当該訪問調査に反対しない場合は、この限りでない。更に、訪問調査の前に、確認する情報の一般的な性格及び追加的に必要な情報について関係企業に通知することを標準的な慣行とすべきである。ただし、このことは、入手した情報に照らして更に詳細な情報の提供を現地において要請することを妨げるものではない。

8 輸出締約国の当局又は企業が行った照会又は質問であつて現地調査の成功に不可欠なものについては、可能なときはいつでも、訪問調査を行う前に回答すべきである。

付録Ⅱ 6. 8に規定する知ることができた事実

1 調査当局は、調査の開始の後できる限り速やかに、利害関係を有する者から入手すること、要する情報の詳細及び利害関係を有する者がその回答において当該情報を記載する際に従うべき方法の詳細を特定すべきである。調査当局は、また、情報が妥当な期間内に提供されない

場合には、調査当局が知ることができた事実(調査の開始を求める国内産業の要請に含まれる事実を含む。)に基づいて決定を行うことができる旨を当該利害関係を有する者が認識することを確認すべきである。

2 調査当局は、また、利害関係を有する者がその回答を特定の媒体(例えば、コンピュータ用磁気テープ)又はプログラム言語を使用して行うことを要請することができる。調査当局は、その要請を行う場合には、特定された媒体又はプログラム言語によって当該利害関係を有する者が回答するための妥当な能力を有しているかいないかを考慮すべきであり、また、利害関係を有する会社に対し、当該利害関係を有する会社が使用しているコンピュータシステム以外のコンピュータシステムを回答のために使用することを要請すべきではない。調査当局は、利害関係を有する者がその会計の処理に当たってコンピュータを使用しておらず、かつ、調査当局の要請に応じた回答を行うことが利害関係を有する者に不合理な追加の負担をもたらす場合(例えば、不合理な追加の費用及び困難を伴う場合)には、コンピュータを使用した回答に関する要請に固執すべきではない。調査当局は、利害関係を有する者がその会計の処理に当たってコンピュータを使用している場合において、調査当局が特定した媒体又はプログラム言語を使用しておらず、かつ、調査当局の要請に応じた回答を提供することが利害関係を有する者に不合理な追加の負担をもたらすとき(例えば、不合理な追加の費用及び困難を伴うときは、

当該特定の媒体又はプログラム言語を使用した回答に関する要請に固執すべきではない。

3 調査当局に提供された情報であつて、確認が可能であり、適時に提供され、過度の困難をもたらすことなく調査に使用することができるように適切に提供され、かつ、場合により、調査当局が要請した媒体又はプログラム言語によって提供されたすべての情報は、決定を行う際に考慮すべきである。調査当局が特定した媒体又はプログラム言語によって利害関係を有する者が回答しない場合であっても、2に定める要件が満たされていると調査当局が認めるときは、当該特定の媒体又はプログラム言語によって回答しないことが調査を著しく妨げているとみなすべきではない。

4 調査当局が特定の媒体(例えば、コンピュータ用磁気テープ)を使用して提供される情報を処理する能力を有しない場合には、情報は、書面の形式その他調査当局が受け入れることができる形式で提供されるべきである。

5 提供された情報がすべての点において必ずしも完全なものではない場合においても、利害関係を有する者が最善を尽くしたときは、調査当局が当該情報を無視することは、正当とされるべきではない。

6 証拠又は情報を採用しない場合には、当該証拠又は情報を提供した利害関係を有する者にその理由を直ちに通知すべきであり、また、調査の期限について妥当な考慮を払いつつ、合理的な期間内に更に説明を行う機会を当該利害関係を有する者に与えるべきである。調査当局は、

その説明に満足しない場合には、公表する認定において、当該証拠又は情報を採用しない理由を示すべきである。

7 調査当局は、二次的な情報源からの情報(調査の開始を求める要請において提供されたものを含む。)に基づいて決定(正常の価額に関するものを含む。)を行う場合には、特に慎重に行うべきである。この場合において、調査当局は、当該情報を、実行可能なときは、他の独立した情報源からの情報であつて利用することができるもの(例えば、公表された価格表、国内の買手への販売に関する公的な統計及び関税統計)及び調査中に利害関係を有する他の者から入手した情報に照らして確認すべきである。もっとも、利害関係を有する者が協力しないために調査当局が関連情報を入手することができない場合には、この状態が当該利害関係を有する者が協力した場合よりも当該利害関係を有する者にとって不利な結果をもたらすことは、明らかである。

附屬書Ⅳ 協定第八条の規定に基づく紛争解決

協定第八条の規定の実施に当たり次の手続規則が適用される。

第一節 小委員会の手続の開始

(1) 小委員会の手続は、小委員会の設置の要請によって開始され、外交上の経路を通じて書面により他の紛争当事国(以下「相手国」という。)に通報されるときに、締約国団の事務局を通じて締約国団に通報される。当該事務局は、設置

される小委員会の事務局(この附屬書において「事務局」という。)として行動する。

(2) 要請には、小委員会の設置の手続を開始する締約国、相手国及び問題となつてゐる特定の措置を明示するとともに、申立ての法的根拠についての簡潔な要約(問題を明確に提示するため)に十分なものを付する。

(3) 相手国は、要請の受領から十日以内に、小委員会の参加者となることが出来るすべての造船事業者に写しを送付する。

第二節 小委員会の参加者となる造船事業者及び他の利害関係国

(1) 協定第八条3の規定に基づき小委員会の参加者となることが出来る造船事業者は、小委員会の設置の要請に関する通知の受領から十五日以内に、事務局を通じて小委員会及び他の締約国に対し小委員会の手続に参加する意図を記載した文書を提出することにより、小委員会の手続の参加者となる。

(2) 小委員会に対し紛争に関する自国の意見を表明することを希望する締約国であつて紛争当事国以外のもの(以下「利害関係国」という。)は、小委員会の設置の要請が締約国団に対して通報された日から三十日以内に事務局を通じて小委員会にこの旨を通報する。

第三節 連絡先となる者及び文書の送達
(1) 紛争当事国、小委員会の参加者となる造船事業者及び利害関係国は、小委員会の手続においてそれぞれ自己の連絡先となる者一人を指定するものとし、当該連絡先となる者の氏名及び住所を事務局を通じて小委員会に通報するとともに、他の紛争当事国、小委員会の参加者となる造船事業者及び利害関係国に通報する。紛争当事国は、自国又は自国を含む紛争の一方の当事者が委員を選任するときも、当該委員の氏名及び住所について同様の通報を行う。利害関係国又は小委員会の参加者となる造船事業者が自己の意見を表明することの希望又は参加する意図を通報するときも、同様の手続に従う。

(2) 小委員会の手続が造船事業者の業務上の秘密の情報の公開を伴う場合には、小委員会は、小委員会の参加者となる他の造船事業者の代表が当該他の造船事業者の被用者又は職務上の指揮若しくは支配の下にある者でないこと及び当該代表が当該情報の秘密の保持を約束することを要求することができる。

(3) 紛争当事国又は小委員会の参加者となる造船事業者が小委員会の手続の過程において提出する文書は、事務局を通じて小委員会に送付されるとき同時に、小委員会が秘密の保護のために採用する規定に従うことを条件として他の紛争当事国及び小委員会の参加者となる造船事業者に配布される。当該文書を提出した締約国は、利害関係国にその旨を通報するとともに、秘密の保護に関する要件に従うことを条件として利害関係国が当該文書を手でできるようにする。

(4) 利害関係国が提出する文書は、事務局を通じて小委員会に送付されるとき同時に、紛争当事国、小委員会の参加者となる造船事業者及び他の利害関係国に配布される。

(5) 文書の送達は、締約国及び小委員会への外交上の経路を通じ又は(1)の規定に基づいて指定された者及び住所への送達、ファクシミリ若しくは速達郵便のような迅速に行われる国際クーリエ若しくは郵便によって行うことができる。当該文書の送達は、文書の受領をもって行われたものと認める。

第四節 期限
(1) いずれかの期間の最終日が法定の休日(いずれかの紛争当事国の政府機関の休日(いう。))である場合には、当該期間は、次の執務日まで延長される。

(2) 小委員会は、紛争当事国と協議の上、この附屬書に定める期間を変更することができる。

第五節 言語

(1) 小委員会は、紛争当事国及び小委員会の参加者となる造船事業者の合意を条件として、小委員会の手続において使用する言語を決定する。ただし、少なくとも経済協力開発機構の一の公用語を使用するものとする。

(2) 二以上の言語を使用する場合には、

(a) 小委員会の手続において提出される文書が、この手続において使用される経済協力開発機構の公用語で記載されていないときは、当該文書には当該公用語による訳文を付する。当該公用語で記載された文書は、小委員会の指示に基づき手続において使用される他の一又は二以上の言語に翻訳される。

(b) 紛争当事国及び他の利害関係国並びに小委員会の参加者となる造船事業者は、口頭陳述の十日前までに、自己又はその証人が口頭陳述の際に使用する言語を事務局に通知するものとし、同時通訳が提供される。

(3) 第十四節に規定する小委員会の裁定及び決定は、経済協力開発機構の一の公用語によって作成された場合には、締約国団の事務局により締約国団の負担する費用で速やかに他の公用語に翻訳される。

第六節 小委員会の構成

(1) 小委員会は、議長一人及び議長以外の委員二人(いずれかの紛争当事国の選択により、議長一人及び議長以外の委員四人で構成する。

(2) 各紛争当事国は、小委員会の手続の開始の要請を相手国が受領した後三十日以内に委員一人を選任する。紛争の一方の当事者として二以上の締約国が存在する場合又は小委員会の参加者となる造船事業者及び一若しくは二以上の締約国が存在する場合には、当該紛争の一方の当事者である締約国及び小委員会の参加者となる造船事業者(当該造船事業者が存在する締約国の同意を得ることを条件とする。)が共同して委員一人を選任する。委員を選任する締約国又は紛争の一方の当事者は、当該委員の氏名を事務局に通報する。相手国が小委員会の設置の要請を受領した後三十日以内に締約国又は紛争の一方の当事者が委員を選任しない場合には、その後七日以内に、経済協力開発機構事務局長は、当該締約国又は紛争の一方の当事者と協議の上、(5)の規定に基づき締約国団が保持する候補者名簿(以下「締約国団が保持する名簿」という。)から委員を選任する。

(3) (2)の規定に従つて選任された二人の委員は、選任された後三十日以内に共同して締約国団が保持する名簿から小委員会の議長一人、及び必

要な場合には他の委員二人、を選任する。当該二人の委員が当該三十日以内に議長又は他の委員の選任に関して合意できない場合には、その後七日以内に、事務総長は、当該二人の委員と協議の上、締約国が保持する名簿から小委員会の議長又は他の委員を選任する。当該二人の委員又は事務総長は、紛争当事国の同意を得た上で締約国が保持する名簿に掲載されていない者を小委員会の議長及び他の委員に選任することができる。

(4) 小委員会の欠員は、(2)及び(3)に定める手続であつて当該欠員を生じさせた委員の選任に適用されたものに從つて補充される。

(5) 委員は、法律、國際貿易及びこの協定が対象とする問題一般についての専門的知識を有すると認められる者であつて、いかなる政府とも關係を有しないものでなければならぬ。締約国が保持する名簿は、締約国による指名及び(6)の規定に從つてとられる措置に基づき、締約国団の第一回会合において締約国団により作成され、その後の会合において更新される。

(a) 各締約国は、委員としての適格性を有する者を四人まで指名することができる。

(b) 指名された者の氏名は、締約国団による検討の少なくとも六十日前までに提出されるものとし、その際に、指名された者について(i)適格性を示す履歴書並びに(ii)過去又は現在における造船業との金銭上の利害關係又は協力關係及び締約国との雇用關係又は締約国のために遂行した職務について開示した情報を添付する。

(c) (b)(ii)の規定に基づき秘密のものとして提供された情報に関し、当該情報を受領した者は、当該情報を秘密のものとして保持する。

(d) 指名された者は、締約国団が適格性を認定した時に締約国団が保持する名簿に掲載される。

(e) 締約国の指名した者が、適格性を有すると認定されず、辞退し又は名簿に掲載される前若しくは掲載された後に指名を行った締約国により指名が取り消された場合には、当該指名を行った締約国は、新たに指名を行うことができるものとし、締約国団は、この指名に關し速やかに検討する。

第七節 小委員会の公平性及び独立性
締約国及び小委員会の参加者となる造船事業者は、委員の公平性及び独立性を尊重する。

(2) 委員は、問題となつてゐる事項に關し金銭上の利害關係を有してはならず、いずれの紛争当事国によつても雇用されてはならず、また、その指示を受けてはならない。

(3) 委員は、他の紛争当事国が同意する場合を除くほか、いずれかの紛争当事国の国民であつてはならず、また、欧州共同体が紛争当事国であるときは欧州共同体の加盟国の国民であつてはならない。

(4) 委員は、自己の利益との衝突が生ずること又はこれと衝突しそうに見えることを避ける。委員は、任命された時に、いかなる自己の利益との衝突も存在しないことを書面により証明するとともに、任命された時及び小委員会の手続の間、その公平性及び独立性に關して正当な疑念を生じさせるような状況(締約国の間で係争中

であると知られるこの協定上のあらゆる問題への関与を含む。)においては、これを開示する。

(5) 紛争当事国は、委員のいずれに對してもその公平性、独立性又は利益の衝突に關して正当な疑念があることを根拠として、いつでも忌避することができる。忌避の申立てについては、その通報の受領の後十五日以内にこの(5)の規定に基づいて決定する。当該忌避の根拠の有効性の承認を意味することなく、忌避された小委員会の委員は、辞任することができ、また、忌避された委員を第六節の規定に基づいて選任した紛争当事国は、当該委員を解任することができる。

当該委員が辞任せず又は解任されなかった場合において、当該委員及び忌避した締約国が選任した委員を除くその他の委員により当該忌避が十分根拠のあるものと判断されるときは、当該選任は、終了する。

第八節 秘密性

(1) 紛争当事国及び小委員会が別段の合意をする場合を除くほか、秘密とされる小委員会の審議に出席できる者は、委員及び補助者(小委員会が補助者を使うことを紛争当事国が認めることに限る。)に限る。

(2) 小委員会に提出された秘密の情報は、当該情報を提供した者又は当局の正式の同意を得ないで開示してはならない。

(a) 小委員会は、秘密の情報を提供した者又は当局の要請に基づき、(i)秘密の保持に關して合意が得られることを条件として当該情報を開示すること並びに(ii)開示の対象を紛争当事国に限定し、及び当該対象から小委員会の参加者となる造船事業者及び利害關係国を除外

することができ、

(b) 秘密の情報の開示が締約国又は小委員会の参加者となる造船事業者により小委員会に對して要求された場合において、小委員会による当該情報の開示が認められないときは、当該情報の秘密でない要約であつて当該情報を提供した者又は当局により開示が認められたものが提供される。

(c) 締約国又は小委員会の参加者となる造船事業者の代表に開示されない秘密の情報は、これらの者にとつて不利な認定を裏付ける根拠とするとはできない。

(3) 小委員会は、締約国又は小委員会の参加者となる造船事業者が小委員会の手続の秘密性の保持を怠つたとの申立てがあるときは、これを調査するものとし、当該締約国又は小委員会の参加者となる造船事業者が手続の秘密性の保持を怠つたと小委員会が認定するときは、小委員会の決定において当該締約国又は小委員会の参加者となる造船事業者に對して不利な推定を行うことができる。

(4) 議長は、議長以外の一人の委員が小委員会の手続の秘密性の保持を怠つたとの申立てがあるときは、これを調査するものとし、当該委員が手続の秘密性の保持を怠つたと議長が認定するときは、当該委員を解任することができる。後任の委員は、第六節の規定に從つて選任される。

(5) 議長以外の委員は、議長が小委員会の手続の秘密性の保持を怠つたとの申立てがあるときは、これを調査するものとし、議長が手続の秘密性の保持を怠つたと当該委員が認定するときは

は、当該委員は、議長を解任することができ
る。後任の議長は、第六節の規定に従って選任
される。

(6) 締約国は、その管轄の下にある自国民又は他
の者が小委員会の手続への参加を通じて得た秘
密の情報を不当に開示した場合にとる効果的な
法的措置について定める。

第九節 付託事項

紛争当事国は、小委員会の設置の要請が受領さ
れた後六十日以内に、紛争の争点を簡潔に記載し
た付託事項を共同で小委員会に提出する。当該紛
争当事国が付託事項について合意に達しない場合
には、小委員会は、次の付託事項を有する。

「商業的造船業における正常な競争条件に
関する協定の関連規定に照らし(年月日)付け
の(締約国の名称)からの小委員会の設置の要
請に明示された問題を検討し、同協定に規定
する決定を行うこと。」

第十節 意見書

(1) 紛争当事国及び他の小委員会の参加者となる
造船事業者の最初の意見書には、事実の記述、
主張及び自己の立場を裏付ける証拠書類を含め
る。小委員会の設置の要請を行った国の最初の
意見書には、当該要請を行った国が求める救済
のための措置についても記述する。

(2) 要請を行った国又は要請を行った国を含む
一方の当事者(小委員会の参加者となる造船
事業者を含む。)の最初の意見書については、
議長の選任の日又は小委員会の付託事項の提
出の日のいずれか遅い日の後三十日以内に提
出する。

(b) 相手国又は相手国を含む一方の当事者(小
委員会の参加者となる造船事業者を含む。)の
最初の意見書については、要請を行った国又は
最初の意見書の提出の後三十日以内に提出す
る。

(2) 紛争当事国及び小委員会の参加者となる造船
事業者の二回目の意見書については、相手国又
は相手国を含む一方の当事者が最初の意見書を
提出した後二十日以内に提出する。当該二回目
の意見書は、紛争の他方の当事者が提示した主
張及び証拠への反論に限るものとし、補足的な
裏付けの証拠を含める。

(3) 利害関係国の意見書の提出は、立場がより近
い紛争当事国又は紛争の一方の当事者の意見書
の提出と同時に進行する。

(4) 紛争当事国及び小委員会の参加者となる造船
事業者は、第十二節に規定する口頭陳述の後二
十日以内に小委員会に補足的な意見書(小委員
会からの質問又は追加の情報の要請に対する回
答を含む。)を提出することができる。

第十一節 対抗措置の暫定的な停止又は 軽減

(1) 協定第八条10 b (ii)に定める対抗措置について
の暫定的な救済の要請には、その救済が行われ
ない場合に対抗措置がもたらす効果及び造船事
業者が被る取返しのつかない損害に関する証拠
及び主張を明示する。
当該要請は、調査を行う締約国に対しても第三
節の規定に従って送付される。

(2) 調査を行う締約国は、(1)の要請の受領の後二
十日以内に、暫定的な救済の要請に対する回答
を提出する。

(3) 小委員会は、(2)の回答の提出の後二十日以内
に、暫定的な救済の要請に関し決定を行う。小
委員会の決定には、第十四節の規定に従って事
実の認定及び結論を含める。

(4) 小委員会が認める暫定的な救済は、協定第八
条10 b (i)の規定に基づいて小委員会が決定を
行った時に自動的に終了する。小委員会が対抗
措置の実施を支持した場合には、同条10の規定
に従って決定された対抗措置は、当該対抗措置
が暫定的に停止されている間は中断されていた
ものとみなされる。この節の規定は、同条10 b
(i)の規定に基づき小委員会が対抗措置の実施に
関する要請について検討する権限に影響を及ぼ
すものではない。

第十二節 口頭陳述

(1) 口頭陳述は、二回目の意見書の提出期限の満
了の後二十一日以内に行う。
(2) すべての委員は、口頭陳述に出席する。
(3) 事務局は、紛争当事国に対し十四日前に口頭
陳述の場所及び日時を通知する。

(4) 双方の紛争当事国又は紛争の当事者は、いか
なる口頭陳述においても、それぞれ証拠を提示
し及び主張を行う時間を等しく与えられる。小
委員会は、双方の紛争当事国又は紛争の当事者
と協議の上、口頭陳述に割り当てられる時間を
決定する。小委員会の参加者となる造船事業者
は、自己の存する国の同意を得ることを条件と
して、口頭陳述の際に自己を含む紛争の一方の

当事者に割り当てられた時間内に証拠を提示し
及び主張を行うことができる。小委員会は、紛
争当事国と協議の上、利害関係国に主張を行う
機会を与えることができる。

第十三節 証拠

(1) 附属書 I に規定する助成措置又は協定第八条
の 9 b 及び 10 b (i) に規定する対抗措置に係る紛
争については、次の規定を適用する。

(a) 要請を行った国又は要請を行った一方の当
事者は、自己の申立ての裏付けを疎明する十
分な証拠を提出する。

(b) 相手国は、(a)の申立てに事実の裏付けがな
いことを証明する十分な証拠を提出するよう
要求される。

(c) 小委員会は、小委員会の手続中はいつて
も、紛争当事国に対し小委員会が定める期間
内に文書、証拠物その他の証拠の提出を要求
することができる。

(d) 締約国又は他の参加者となる造船事業者が
小委員会が要求する情報の提供を拒否する場
合には、小委員会は、入手可能な最善の情報
を用いる。

(e) 小委員会は、提出された証拠の許容性、関
連性、重要性及び優越性を決定する。

(f) 小委員会は、事実の確定のためにすべての
適当な措置をとるため、必要に応じて中立の
専門家の意見を求めることができる。

(g) 証人の口頭陳述を行う場合には、紛争当事
国及び小委員会の参加者となる造船事業者
は、口頭陳述の十日前までに自己のための証
人の氏名及び住所並びに当該証人が証言する

事項を小委員会及び他の紛争当事国又は紛争の当事者に通報する。

(h) 証人による証言は、当該証人の署名を付した書面によっても行うことができる。

(i) いずれの締約国も、小委員会が口頭陳述を終了した後に追加的な証拠の提示を行うことはできない。

(2) 附属書Ⅲに定める加害的販売に係る納付金の支払の要求に関する紛争については、次の規定を適用する。

(a) 納付金の支払を要求する締約国は、小委員会による検討のため、加害的販売に関する手続の記録を保存する。紛争当事国の間又は造船事業者と納付金の支払を要求する締約国との間に別段の定めがある場合を除くほか、当該記録には、次のものを含める。

(i) 附属書Ⅲに定める手続の間、関係当局に提出され又は関係当局が入手したすべての情報(法令及び事実の分析を反映し並びに加害的販売に関する調査当局の決定の過程において根拠とされた政府のすべての記録を含む。)の写し

(ii) 決定の写し並びに会合及び口頭陳述のすべての記録の写し

(b) 納付金の支払を要求する締約国は、小委員会の設置を要請した後四十五日以内に、他の紛争当事国、小委員会の参加者となる造船事業者及び小委員会に対し、記録の詳細な索引を提出し、また、記録を利用可能とする。この附属書の規定の適用のため、当該記録は、小委員会の手続の期間中、適当な設備を有する

る適当な場所において利用可能とされる。いずれの紛争当事国又は小委員会の参加者となる造船事業者も、記録のいかなる部分についても写しを作成することができ、また、その写しを小委員会に提出することができる。納付金の支払を要求する締約国は、小委員会の要請があるときは、記録のいかなる部分についても提出する。記録の利用が困難なため効率的な小委員会の手続を行うことができない場合には、小委員会は、この附属書に定める期限の延長に関して検討する。この(b)の規定は、第八節(2)の規定に従って適用される。

(c) 小委員会は、協定第八条6の規定に従い、調査を行う締約国の当局が適当な国内手続に従って入手した事実に基づき、問題の検討を行う。公平性の見地から必要とされる場合には、小委員会は、調査の期間中には入手することができなかった証拠に照らして問題を再検討するよう調査当局に勧告することができ、ただし、当該証拠については、調査を行った時に存在していたが、相当な注意を払ったにもかかわらず入手することができなかったものであることを条件とする。(注)

注 この規定は、調査の後に完成した専門家の検討及び報告であって、相当な注意を払えば調査の期間中に入手することができた証拠に基づき作成されたものに照らして問題を再検討するよう調査当局に勧告することを認めるものではない。

第十四節 決定
小委員会の裁定又は決定は、委員の過半数に

よって行う。

(2) 小委員会の決定には、事実の認定及び結論並びにそれらの理由を含める。

(3) 小委員会は、締約国が採択した勧告的な意見には相当の考慮を払い、また、協定第五条2の規定に基づき締約国が採択した最終的な拘束力のある意見については確定したものとして取り扱う。

(4) 小委員会は、口頭陳述の終了から三十日以内に紛争当事国及び小委員会の参加者となる造船事業者に対して仮の決定を提示する。

(5) 紛争当事国及び小委員会の参加者となる造船事業者は、自己が同意しない小委員会の仮の決定のいずれの部分に対しても二十日以内に書面による反論を提出することができる。

(6) 小委員会は、反論の受領の後、いずれの紛争当事国又は小委員会の参加者となる造船事業者に対しても書面による追加的な意見を求めることができるものとし、また、仮の決定について再検討を行う。

(7) 小委員会は、議長の出発から百八十日以内に、書面による最終の決定を提出する。

(8) 小委員会の決定は、小委員会による提出の後十五日で公表される。ただし、紛争当事国が紛争に関し他の解決方法について合意した場合はこの限りでない。

第十五節 費用
紛争当事国は、小委員会によって割り当てられる手続の費用を負担する。

(1) 小委員会は、協定第八条及びこの附属書に定

める他の条件に適合する範囲内で、小委員会の手続を規律する規則を追加することができる。

(2) 小委員会と締約国、小委員会の参加者となる造船事業者、専門家又は証人との間の連絡は、紛争の当事者のいずれか一方に偏ってはならない。

(3) 紛争当事国又は造船事業者による行動を必要とする決定を提出した小委員会は、当該決定が遵守される時まで又は当該決定の遵守に関する期限の後、対抗措置を含め当該決定の遵守に関する紛争が当該小委員会に付託されることに対応するための合理的な期間、引き続き設置される。

商業的造船業における正常な競争条件に関する協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

海運業の景気及び船舶の需要量は、世界経済の景気変動に大きく影響される傾向があり、第一次石油危機後の世界の造船業の船舶製造の受注量は、大きく乱高下してきた。これに対し、造船業は、労働集約的な産業であり、かつ、製造能力の調整が困難であるため、経営の安定のため操業量を維持しようとする傾向が強い。このような船舶の需給双方に関する傾向の違いから、しばしば需給の差が発生し、需要の減少局面では操業量確保のため激しい受注競争が生じ、各国は種々の助成措置をとるにいたった。平成元年、アメリカ合衆国の造船業界団体により、我が国、ドイツ連邦共和国、大韓民国及

びノールウェーがとっている造船業に対する助成措置が不公平であるとして、アメリカ合衆国の通商法第三百一条に基づく提訴が行われた。

このため、このような一方的措置の発動を防止し、多数国間体制の下で問題の解決を図ることを目的として、経済協力開発機構の理事会の下に設置されている造船に関する作業部会において、世界の商業的造船業における正常な競争条件の確立及び維持に関する新たな国際協定の作成交渉が開始され、平成六年十二月二十一日パリにおいて、この協定が採択された。

本協定は、商業的造船業に対する助成措置で撤廃すべきものを定めるとともに、船舶の加害的廉売を効果的に防止する手段を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 締約国は、この協定に適合しない助成措置であつて既存のすべてのものを撤廃し、また、新たに導入しないこと。

2 この協定は、総トン数百トン以上の自動推進式の海上航行船舶等の製造及び修繕について適用すること。

3 締約国は、この協定の各締約国の代表により構成され、この協定の実施の状況を検討し、また、この協定に規定するその他の任務を遂行すること。

4 締約国は、他の締約国がこの協定に適合しない助成措置を導入し若しくは現在導入しつつあり又は維持していると信ずる場合及び自国の造船事業者に対し他の締約国によりこの協定に適合しない方法で加害的廉売に係る納付金の支払の要求の手段がとられていると認め

める場合等には、当該他の締約国に対して協議を要請することができること。

5 協議において相互に受諾可能な解決が得られなかったときは、協議の当事者であるいずれの締約国も、紛争について検討を行うための小委員会の設置を要請することができること。

6 締約国は、小委員会が、当該助成措置がこの協定に適合していないと認定したときは、助成措置を撤廃する等の是正措置をとり、是正措置がとられない場合には、悪影響を受けた紛争当事国は、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定に基づく同等の譲許を停止することができること。

7 この協定は、加害的廉売を是正し又は防止するため、船舶の実質的な輸入者が存する締約国の当局に対して、加害的廉売に関する調査権限を与え、調査を行った締約国は、同行為を行った造船事業者に対して、加害的廉売に係る価格差を超えない額の納付金の支払を要求することができること。

8 加害的廉売を行った造船事業者が納付金の支払等の措置をとらない場合には、調査を行った締約国は、当該造船事業者が一定の期間内に製造する船舶について貨物の積み込み又は取卸しを一定期間行わせないことができること。

なお、四つの附属書は協定の不可分の一部を成し、「附属書I」は、商業的造船業における正常な競争条件に適合しない助成措置、「附属書II」は、助成措置に関する特別規定、「附属書

III」は、加害的廉売に係る納付金、「附属書IV」は、小委員会の手続規則を規定している。

本協定は、我が国、欧州共同体、大韓民国、ノールウェー及びアメリカ合衆国のすべてが、批准書、受諾書又は承認書を経済開発協力機構の事務総長に寄託した日の後三十日で効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由
本協定を締結することは、世界の商業的造船業における正常な競争条件の達成及び我が国の商業的造船業の健全な発展を図る見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費
本件に要する経費は、平成八年度一般会計予算外務省所管国際分担金其他諸費の項に、経済協力開発機構造船協定分担金として、二千四百七十八万八千円が計上されている。

右報告する。
平成八年五月三十日
外務委員長 関谷 勝嗣
衆議院議長 土井たか子殿

商標法条約の締結について承認を求めるの件
国会に提出する。
平成八年四月二十六日
内閣総理大臣 橋本龍太郎

商標法条約の締結について承認を求めるの件

商標法条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この条約は、商標及びサービス・マークに係る登録の出願及び記録等の申請の手続に関する各国の制度を調和させ、これらの手続の簡素化を図ることを主たる目的とするものである。我が国がこの条約を締結することは、工業所有権の分野における国際協力を推進するとともに、商標及びサービス・マークの登録の出願人等の便宜に資するとの見地から有意義であると認められる。よつて、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

商標法条約

目次

- 第一条 略称
- 第二条 この条約が適用される標章
- 第三条 出願
- 第四条 代理及び送達のためのあて先
- 第五条 出願日
- 第六条 二以上の類に属する商品又はサービスに係る単一の登録
- 第七条 出願及び登録の分割
- 第八条 署名
- 第九条 商品又はサービスの分類
- 第十条 氏名若しくは名称又は住所の変更

第十二条 権利の移転 第十三条 誤りの訂正 第十四条 登録の存続期間及び更新 第十五条 却下し又は拒絶しようとする場合の意見 第十六条 パリ条約を遵守する義務 第十七条 サービス・マーク 第十八条 規則 第十九条 改正及び議定書 第二十条 締約国となるための手続 第二十一条 批准及び加入の効力発生の日 第二十二条 留保 第二十三条 経過規定 第二十四条 条約の廃棄 第二十五条 条約の言語及び署名 第二十六条 寄託者 第二十七条 略称	して表示されている者をいう。 (vi) 「標章登録簿」とは、すべての登録の内容、すべての登録に関して記録されたすべての事項の内容等の情報が集積したものであって官庁が保管するものをいい、当該情報が蓄積される媒体のいかんを問わない。 (vii) 「パリ条約」とは、千八百八十三年三月二十日にパリで署名され、その後改正され及び修正された工業所有権の保護に関するパリ条約をいう。 (viii) 「ニース分類」とは、千九百五十七年六月十五日にニースで署名され、その後改正され及び修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に基づいて作成された分類をいう。 (ix) 「締約国」とは、この条約を締結している国又は政府間機関をいう。 (x) 「批准書」というときは、受諾書及び承認書を含めていうものとする。 (xi) 「機関」とは、世界的所有権機関をいう。 (xii) 「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。 (xiii) 「規則」とは、第十七条に規定するこの条約に基づく規則をいう。	よって構成される標章について適用する。ただし、立体標章については、その登録を認める締約国のみが当該標章についてこの条約を適用する義務を負う。 (b) この条約は、ホログラム標章及び視認することができない標識によって構成されない標章（特に、音響標章及びにおいの標章）については適用しない。 (2) 「標章の種類」 (a) この条約は、商品に関する標章（商標）、サービスに関する標章（サービス・マーク）並びに商品及びサービスの双方に関する標章について適用する。 (b) この条約は、団体標章、証明標章及び保証標章については適用しない。	業上又は商業上の営業所を有する場合には当該国の名称 (iv) 出願人が法人である場合には、当該法人の法的性質並びにその法令に基づいて当該法人が設立された国の名称及び該国に基き当該国の地域であつてその法令に基づいて当該法人が設立されたものの名称 (v) 出願人が代理人を有する場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所 (vi) 次条(2)(b)の規定に基づき送達のためであつて先を要求する場合には、当該あて先 (vii) 出願人が当該出願人が行った先の出願に基づき優先権を主張する場合には、当該先の出願に基づき優先権を主張する旨の申立て並びにパリ条約第四条の規定に従つて要求されるときは当該優先権の申立てを裏付ける表示及び証拠 (viii) 博覧会において商品又はサービスを展示したることによって生じている保護について、自国の法令が要求するときは、その旨の申立て及びこれを裏付ける表示 (ix) 自国の官庁が標準とする文字（数字を含む。）を指定する場合において、出願人が標準文字で標章が登録され及び公告されることを希望するときは、その旨の陳述
(v) 「名義人」とは、標章登録簿に登録の名義人と (vi) 「者」というときは、自然人及び法人をいうものとする。 (vii) 「登録」とは、官庁による標章の登録をいう。 (viii) 「出願」とは、登録の出願をいう。 (ix) 「官庁」とは、締約国により標章の登録を委任された機関をいう。 (x) 「登録」とは、官庁による標章の登録をいう。 (xi) 「出願」とは、登録の出願をいう。 (xii) 「者」というときは、自然人及び法人をいうものとする。 (xiii) 「名義人」とは、標章登録簿に登録の名義人と	(i) 「官庁」とは、締約国により標章の登録を委任された機関をいう。 (ii) 「登録」とは、官庁による標章の登録をいう。 (iii) 「出願」とは、登録の出願をいう。 (iv) 「者」というときは、自然人及び法人をいうものとする。 (v) 「名義人」とは、標章登録簿に登録の名義人と (vi) 「者」というときは、自然人及び法人をいうものとする。 (vii) 「登録」とは、官庁による標章の登録をいう。 (viii) 「出願」とは、登録の出願をいう。 (ix) 「官庁」とは、締約国により標章の登録を委任された機関をいう。 (x) 「登録」とは、官庁による標章の登録をいう。 (xi) 「出願」とは、登録の出願をいう。 (xii) 「者」というときは、自然人及び法人をいうものとする。 (xiii) 「名義人」とは、標章登録簿に登録の名義人と	(1) 「標章の本質」 (a) この条約は、視認することができる標識に (b) この条約は、視認することができる標識に (c) この条約は、視認することができる標識に (d) この条約は、視認することができる標識に (e) この条約は、視認することができる標識に (f) この条約は、視認することができる標識に (g) この条約は、視認することができる標識に (h) この条約は、視認することができる標識に (i) この条約は、視認することができる標識に (j) この条約は、視認することができる標識に (k) この条約は、視認することができる標識に (l) この条約は、視認することができる標識に (m) この条約は、視認することができる標識に (n) この条約は、視認することができる標識に (o) この条約は、視認することができる標識に (p) この条約は、視認することができる標識に (q) この条約は、視認することができる標識に (r) この条約は、視認することができる標識に (s) この条約は、視認することができる標識に (t) この条約は、視認することができる標識に (u) この条約は、視認することができる標識に (v) この条約は、視認することができる標識に (w) この条約は、視認することができる標識に (x) この条約は、視認することができる標識に (y) この条約は、視認することができる標識に (z) この条約は、視認することができる標識に	(1) 「標章の本質」 (a) この条約は、視認することができる標識に (b) この条約は、視認することができる標識に (c) この条約は、視認することができる標識に (d) この条約は、視認することができる標識に (e) この条約は、視認することができる標識に (f) この条約は、視認することができる標識に (g) この条約は、視認することができる標識に (h) この条約は、視認することができる標識に (i) この条約は、視認することができる標識に (j) この条約は、視認することができる標識に (k) この条約は、視認することができる標識に (l) この条約は、視認することができる標識に (m) この条約は、視認することができる標識に (n) この条約は、視認することができる標識に (o) この条約は、視認することができる標識に (p) この条約は、視認することができる標識に (q) この条約は、視認することができる標識に (r) この条約は、視認することができる標識に (s) この条約は、視認することができる標識に (t) この条約は、視認することができる標識に (u) この条約は、視認することができる標識に (v) この条約は、視認することができる標識に (w) この条約は、視認することができる標識に (x) この条約は、視認することができる標識に (y) この条約は、視認することができる標識に (z) この条約は、視認することができる標識に

(x) 出願人が標章の識別性のある特徴として色彩を主張する場合には、その旨の陳述並びに主張される色彩の名称及び各色彩について標章のうち当該色彩である主要部分の表示 (xi) 標章が立体標章である場合には、その旨の陳述 (xii) 標章の一通又は二通以上の複製 (xiii) 標章の全部又は一部の音訳 (xiv) 標章の全部又は一部の翻訳 (xv) ニース分類の類に従って類別された登録を求める商品又はサービスの名称(類別された商品又はサービスの各群の前には当該群が属する同分類の類の番号を付するものとし、同分類の類の番号の順序で各群を表す。) (vi) (4)に規定する者による署名 (vii) 自国の法令が要求する標章の使用意思に関する宣言書 (b) 出願人は、(a)に規定する標章の使用意思に関する宣言書に代えて又はこれに追加して、締約国の法令によって要求される標章の実際の使用に関する宣言書及び証拠を提出することができる。 (c) 締約国は、出願に関し、料金を自国の官庁に支払うよう要求することができる。	(2) 「提出」 願書の提出に関する要件について、次の場合のいずれかに該当する場合には、いかなる締約国も、出願を却下してはならない。 (i) 願書が、書面に記載されて提出された場合において、(3)の規定に従うことを条件として、規則で定める願書様式に相当する様式で提出されたとき。 (ii) 当該締約国が自国の官庁に対するファクシミリによる書類の送付を認め、かつ、願書がファクシミリによって送付された場合において、(3)の規定に従うことを条件として、送付された書類の写しが(i)に規定する様式に合致するとき。 (3) 「言語」 締約国は、願書が自国の官庁によって認められた一の言語又は二以上の言語のうちのいずれか一の言語で作成されるよう要求することができる。官庁が二以上の言語を認める場合には、出願人に対し、当該官庁について適用されるその他の言語上の要件を満たすよう要求することができる。ただし、願書については、二以上の言語で作成されるよう要求することができない。 (4) 「署名」 (a) (1)(a)に規定する署名については、出願人
(7) 「その他の要件の禁止」 いかなる締約国も、出願に関し、(1)から(4)まで及び(6)に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。特に、次の要件については、出願が係属している間を通じて要求することができない。 (7) 「その他の要件の禁止」 いかなる締約国も、出願に関し、(1)から(4)まで及び(6)に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。特に、次の要件については、出願が係属している間を通じて要求することができない。	又はその代理人の署名とすることができる。 (b) (a)の規定にかかわらず、締約国は、(1)(a)及び(b)に規定する宣言書については、出願人が代理人を有する場合であっても、出願人自身が署名するよう要求することができる。 (5) 「二以上の類に属する商品又はサービスに係る単一の出願」 二以上の商品又はサービスに係る出願については、当該商品又はサービスがニース分類の一の類に属するか二以上の類に属するかにかかわらず、一の願書で行うことができる。 (6) 「実際の使用」 締約国は、使用意思に関する宣言書が(1)(a)の規定に従って提出された場合には、出願人に対し、自国の法令によって要求される標章の実際の使用に関する証拠を当該法令で定める期間内に(規則で定める最小限の期間についての規定に従うことを条件とする)自国の官庁に提出するよう要求することができる。
(1) 「業として手続をとることを認められた代理人」 締約国は、自国の官庁に対する手続のための代理人として選任される者を当該官庁に対し業として手続をとることを認められた代理人とするよう要求することができる。 第四条 代理及び送達のためのあて先	(1) 商業登記簿の証明書及び抄本を提出すること。 (ii) 出願人が工業上又は商業上の業務を行っている旨を表示し及びこのことについての証拠を提出すること。 (iii) 願書に記載された商品又はサービスに係る業務を出願人が行っている旨を表示し及びこのことについての証拠を提出すること。 (iv) 標章が他の締約国又は締約国でないパリ条約の締約国の標章登録簿に登録されていることについての証拠を提出すること。ただし、出願人が同条約第六条の五の規定の適用を主張する場合は、この限りでない。 (8) 「証拠」 締約国は、自国の官庁が願書に記載された事項の真实性について合理的な疑義を有する場合には、出願の審査において証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

(2) 「代理の義務付け及び送達のためのあて先」 (a) 締約国は、自国の領域内に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所のない者も有していない者に対し、自国の官庁に對する手続をとるに際し代理人によって代理されるよう要求することができる。 (b) 締約国は、(a)の規定に基づいて代理人を要求しない場合には、自国の領域内に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所のいずれも有していない者に対し、自国の官庁に對する手続をとるに際し当該領域内に送達のためのあて先を有するよう要求することができる。	び将来のすべての出願又は登録に係るものとすることができる。 (c) 委任状は、代理人の権限を特定の行為に限定することができる。締約国は、代理人が出願を取り下げ又は登録を放棄する権限を有する根拠となる委任状に当該代理人が出願の取下げ又は登録の放棄についての権限を有する旨を明記するよう要求することができる。 (d) 書類に代理人として記載されている者が官庁に對し当該書類を提出する場合において、当該官庁が当該書類を受理した時に、必要な委任状が当該官庁に提出されていないときは、締約国は、自国が定める期間内に(規則で定める最小限の期間についての規定に従うことを条件とする。)委任状を当該官庁に提出するよう要求することができる。締約国は、委任状が自国が定める期間内に官庁に提出されない場合には当該者が提出した書類は効力を有しない旨を定めることができる。 (e) 委任状の提出及び内容に関する要件については、次の場合のいずれかに該当する場合には、いかなる締約国も、委任状の効力を否認してはならない。 (i) 委任状が、書面に記載されて提出された場合において、(4)の規定に従うことを条件として、規則で定める委任状様式に相当す	る様式で提出されたとき。 (ii) 当該締約国が自国の官庁に對するファクシミリによる書類の送付を認め、かつ、委任状がファクシミリによって送付された場合において、(4)の規定に従うことを条件として、送付された書類の写しが(i)に規定する様式に合致するとき。 (4) 「言語」 締約国は、委任状が自国の官庁によって認められた一の言語又は二以上の言語のうちのいずれか一の言語で作成されるよう要求することができる。 (5) 「委任状についての言及」 締約国は、自国の官庁に對する手続のために代理人が当該官庁に提出する書類において当該代理人の行為の根拠となる委任状について言及するよう要求することができる。 (6) 「その他の要件の禁止」 いかなる締約国も、(3)から(5)までに規定する事項に関し、(3)から(5)までに定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。 (7) 「証拠」 締約国は、自国の官庁が(2)から(5)までに規定する書類に記載された事項の真実性について合理的な疑義を有する場合には、証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。	(1) 「許容される要件」 (a) 締約国は、(b)及び(2)の規定に従うことを条件として、第三条(3)の規定に基づいて要求する言語で記載され又は作成された次のすべてのものを自国の官庁が受理した日を出願日として認める。 (i) 標章の登録を求める旨の明示的又は默示的な表示 (ii) 出願人を特定することができる表示 (iii) 出願人又は、その代理人がある場合には、当該代理人に郵便によって連絡するのに足りる表示 (iv) 登録を求める標章の十分に鮮明な複製一通 (v) 登録を求める商品又はサービスの一覧表 (vi) 第三条(1)の(a)(ii)又は(b)の規定が適用される場合には、それぞれ、自国の法令が要求する同条(1)(a)(ii)に規定する宣言書又は同条(1)(b)に規定する宣言書及び証拠。これらの宣言書については、出願人が代理人を有する場合であっても、当該締約国の法令が要求するときは、出願人自身が署名すること要求する。 (b) 締約国は、(a)の(i)から(vi)までに規定するものの全部ではなく一部又は(a)の(i)から(vi)まで
(3) 「委任状」 (a) 締約国は、出願人、名義人その他の関係する者に対し自国の官庁に對する手続において代理人によって代理されることを認め又は要求する場合には、出願人、名義人その他の関係する者の氏名又は名称を記載し及び当該者が署名した別個の書類(以下「委任状」という。)において代理人を選任するよう要求することができる。 (b) 委任状は、当該委任状において特定する一又は二以上の出願又は登録に係るものとする	ことができるものとし、選任を行う者が記載したものを除くほか、当該者に係る既存の及		

に規定するものであって第三条(3)の規定に基づいて要求する言語以外の言語で記載され若しくは作成されたものを自国の官庁が受理した日を出願日として認めることができる。

(2) 「許容される追加的な要件」

(a) 締約国は、必要な料金が支払われるまで出願日の認定を行わない旨を定めることができる。

(b) 締約国は、この条約の締約国となる時に(a)に定める要件を適用する場合に限り、当該要件を適用することができる。

(3) 「補完及び期間」

(1)及び(2)の規定に係る補完の方法及び期間は、規則で定める。

(4) 「その他の要件の禁止」

いかなる締約国も、出願日に関し、(1)及び(2)に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。

第六条 二以上の類に属する商品又はサービスに係る単一の登録

ニース分類の二以上の類に属する商品又はサービスが一の願書に記載されている場合には、この出願は、一の登録をもたらず。

第七条 出願及び登録の分割

(1) 「出願の分割」

(a) 二以上の商品又はサービスを掲げる出願

(以下「もとの出願」という。)は、次の期間中、出願人により又は出願人の申請により、もとの出願に掲げる商品又はサービスを二以上の出願に分割することによって当該二以上の出願(以下「分割出願」という。)に分割することができる。分割出願は、当該もとの出願の出願日及び優先権がある場合にはその利益を維持するものとする。

(i) 少なくとも、標章の登録に関し官庁が決定するまでの間

(ii) 標章を登録する旨の官庁の決定に対する異議申立手続の期間

(iii) 標章の登録に関する決定に対する不服申立手続(i)の官庁に対するものを除く。)の期間

(b) 締約国は、(a)の規定に従うことを条件として、出願の分割の要件(料金の支払等)を定めることができる。

(2) 「登録の分割」

(1)の規定は、登録の分割について準用する。登録の分割は、次の期間中、認められる。ただし、締約国は、自国の法令が第三者に対し標章の登録前に当該標章の登録に異議を申し立てることを認める場合には、登録の分割を認めないことができる。

(i) 第三者が官庁に対して登録の有効性を争う手続の期間

(ii) (i)の手続において官庁が行った決定に対する不服申立手続当該官庁に対するものを除く。)の期間

第八条 署名

(1) 「書面に記載されて提出される書類」

締約国の官庁に対して提出される書類が書面に記載されたものであり、かつ、署名が要求される場合には、当該締約国は、

(i) (ii)の規定が適用される場合を除くほか、自筆の署名を認める。

(ii) 自筆の署名に代えて、印刷された署名、スタンプによって押印された署名その他の形式の署名の使用又は印影の使用を認めることができる。

(iii) 書類に署名する自然人が自国民であり、かつ、その者の住所が自国の領域内にある場合には、自筆の署名に代えて印影を使用するよう要求することができる。

(iv) 印影が使用される場合には、当該印影にこれを使用する自然人の氏名を文字で付記するよう要求することができる。

(2) 「ファクシミリによって提出される書類」

(a) 締約国は、自国の官庁に対するファクシミリによる書類の送付を認める場合において、

署名の複製、印影の複製又は(i)(iv)の規定に基づいて要求するときは印影を使用する自然人の氏名を文字で付記した印影の複製がファクシミリによって出力された印刷物上に現れているときは、当該書類を署名されたものとする。

(b) (a)に規定する締約国は、ファクシミリによって送付された書類の原本を一定の期間内に(規則で定める最小限の期間についての規定に従うことを条件とする。)自国の官庁に提出するよう要求することができる。

(3) 「電磁的手段による提出」

締約国は、自国の官庁に対する電磁的手段による提出を認める場合において、当該官庁が提出者を自国の定める電磁的手段によって特定したときは、提出されたものを署名されたものとする。

(4) 「証明の要求の禁止」

いかなる締約国も、(1)から(3)までに規定する署名その他書類を提出した者を特定する方法についての真正の証明その他の証明を要求することができない。ただし、署名が登録の放棄に関するものである場合において、自国の法令が署名についての証明を要求する旨を定めるときは、この限りでない。

官 報 (号 外)

第九条 商品又はサービスの分類

(1) 「商品又はサービスの表示」

登録及び官庁が行う公告(出願又は登録に係る)係し、かつ、商品又はサービスを表示するものについては、ニース分類の類に従って類別された商品又はサービスの名称を表示する。類別された商品又はサービスの各群の前には当該群が属する同分類の類の番号を付するものとし、同分類の類の番号の順序で各群を表示する。

(2) 「同一の又は異なる類に属する商品又はサービス」

(a) 商品又はサービスは、登録又は官庁が行う公告においてニース分類の同一の類に表示されているという理由によつては、互いに類似するものと認めることができない。

(b) 商品又はサービスは、登録又は官庁が行う公告においてニース分類の異なる類に表示されているという理由によつては、互いに類似するものでないと認めることができない。

第十条 氏名若しくは名称又は住所の変更

(1) 「名義人の氏名若しくは名称又は住所の変更」
(a) 名義人である者には変更はないが名義人の氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合には、締約国は、自国の官庁に対する標準

登録簿における変更の記録の申請が、名義人又はその代理人によつて署名され、かつ、関係する登録の登録番号及び記録すべき変更を記載した書類によつて行われることを認める。当該変更に係る申請書の提出に関する要件については、次の場合のいずれかに該当する場合においては、いかなる締約国も、申請を却下してはならない。

(i) 申請書が、書面に記載されて提出された場合において、(c)の規定に従うことを条件として、規則で定める申請書様式に相当する様式で提出されたとき。

(ii) 当該締約国が自国の官庁に対するファクシミリによる書類の送付を認め、かつ、申請書がファクシミリによつて送付された場合において、(c)の規定に従うことを条件として、送付された書類の写しが(i)に規定する様式に合致するとき。

(b) 締約国は、申請書に次の事項を記載するよう要求することができる。
(i) 名義人の氏名又は名称及び住所
(ii) 名義人が代理人を有する場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所
(iii) 名義人が送達のための先を有する場合には、当該先

(c) 締約国は、申請書が自国の官庁によつて認められた一の言語又は二以上の言語のうちのいずれか一の言語で作成されるよう要求することができる。

(d) 締約国は、申請に関し、料金を自国の官庁に支払うよう要求することができる。

(e) 変更の記録は、当該変更が二以上の登録に係るものであつても、一の申請書で求めることができる。ただし、すべての関係する登録の登録番号が当該申請書に記載されている場合に限る。

(2) 「出願人の氏名若しくは名称又は住所の変更」

変更が出願又は出願及び登録の双方に係る場合には、(1)の規定を準用する。この場合において、関係する出願の出願番号が付されていないとき又は出願人若しくはその代理人が当該出願番号を知らないときは、申請は、規則で定める他の方法で当該出願を特定して行うものとする。

(3) 「代理人の氏名若しくは名称若しくは住所又は送達のための先の変更」

(1)の規定は、代理人がある場合にはその氏名若しくは名称又は住所の変更について、送達のための先がある場合には当該先の変更について準用する。

(4) 「その他の要件の禁止」
いかなる締約国も、この条に規定する申請に

関し、(1)から(3)までに定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。特に、変更に関する証明書の提出については、要求することができない。

(5) 「証拠」

締約国は、自国の官庁が申請書に記載された事項の真実性について合理的な疑義を有する場合には、証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

第十一条 権利の移転

(1) 「登録に係る権利の移転」

(a) 名義人である者に変更があった場合には、締約国は、自国の官庁に対する標準登録簿における移転の記録の申請が、名義人若しくはその代理人又は権利を取得した者(以下「新権利者」という。)若しくはその代理人によつて署名され、かつ、関係する登録の登録番号及び記録すべき移転を記載した書類によつて行われることを認める。当該移転に係る申請書の提出に関する要件については、次の場合のいずれかに該当する場合には、いかなる締約国も、申請を却下してはならない。

(i) 申請書が、書面に記載されて提出された場合において、(2)(a)の規定に従うことを条件として、規則で定める申請書様式に相当する様式で提出されたとき。

(ii) 申請書が、書面に記載されて提出された場合において、(2)(a)の規定に従うことを条件として、規則で定める申請書様式に相当する様式で提出されたとき。

- (ii) 当該締約国が自国の官庁に対するファクシミリによる書類の送付を認め、かつ、申請書がファクシミリによって送付された場合において、(2)(a)の規定に従うことを条件として、送付された書類の写し(1)に規定する様式に合致するとき。
- (b) 権利の移転が契約によるものである場合には、締約国は、申請書に、当該移転が契約によるものであることを記載し及び申請人の選択により次のいずれかのものを添付するよう要求することができる。
- (i) 契約書の写し。当該写しについては、公証人その他の権限のある公の当局が当該契約書の原本と同一の内容であることを認証するよう要求することができる。
- (ii) 契約書における当該権利の移転を表示する部分の抄本。当該抄本については、公証人その他の権限のある公の当局が当該契約書の真正な抄本であることを認証するよう要求することができる。
- (iii) 規則で定める様式及び内容で作成され、かつ、名義人及び新権利者の双方が署名した譲渡証明書であって、認証されていないもの。
- (iv) 規則で定める様式及び内容で作成され、かつ、名義人及び新権利者の双方が署名し、た譲渡文書であって、認証されていないもの。
- (c) 権利の移転が合併によるものである場合には、締約国は、申請書に、当該移転が合併によるものであることを記載し及び権限のある当局が発行する合併を証明する文書の写し(例えば、商業登記簿の抄本の写し)を添付するよう要求することができる。当該写しについては、当該文書を発行した当局又は公証人その他の権限のある公の当局が当該文書の原本と同一の内容であることを認証するよう要求することができる。
- (d) 移転が一部の共同名義人に係るものであるが全部の共同名義人に係るものではなく、かつ、当該移転が契約又は合併によるものである場合には、締約国は、権利の移転に関係しない共同名義人が自己の署名した文書において当該権利の移転に明示の同意を与えるよう要求することができる。
- (e) 権利の移転が契約又は合併によるものでなく、法令の実施、裁判所の決定その他の理由によるものである場合には、締約国は、申請書に、当該移転が契約又は合併によるものではないことを記載し及び当該移転を証明する文書の写しを添付するよう要求することができる。当該写しについては、当該文書を発行した当局又は公証人その他の権限のある公の当局が当該文書の原本と同一の内容であることを認証するよう要求することができる。
- (f) 締約国は、申請書に次の事項を記載するよう要求することができる。
- (i) 名義人の氏名又は名称及び住所
- (ii) 新権利者の氏名又は名称及び住所
- (iii) 新権利者がいづれかの国の国民である場合には当該国の名称、新権利者がいづれかの国に住所を有する場合には当該国の名称及び新権利者がいづれかの国に現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する場合には当該国の名称
- (iv) 新権利者が法人である場合には、当該法人の法的性質並びにその法令に基づいて当該法人が設立された国の名称及び該当するときは当該国の地域であってその法令に基づいて当該法人が設立されたものの名称
- (v) 名義人が代理人を有する場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所
- (vi) 名義人が送達のためのあて先を有する場合には、当該あて先
- (vii) 新権利者が代理人を有する場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所
- (viii) 新権利者に対し第四条(2)(b)の規定に基づき送達のためのあて先を有するよう要求する場合には、当該あて先
- (g) 締約国は、申請に関し、料金を自国の官庁に支払うよう要求することができる。
- (h) 移転の記録は、当該移転が二以上の登録に係るものであっても、一の申請書で求めることができる。ただし、各登録における名義人及び新権利者がそれぞれ同一であり、かつ、すべての関係する登録の登録番号が当該申請書に記載されている場合に限る。
- (i) 権利の移転が名義人の登録に掲げる商品又はサービスのすべてには影響を及ぼさない場合において、関係法令がこのような移転の記録を認めるときは、官庁は、当該移転に係る商品又はサービスについて別個の登録を行う。
- (2) 「言語及び翻訳」
- (a) 締約国は、(1)に規定する申請書、譲渡証明書又は譲渡文書が自国の官庁によって認められた一の言語又は二以上の言語のうちの一の言語で作成されるよう要求することができる。
- (b) (1)の(b)(i)、(b)(ii)、(c)及び(e)に規定する文書が締約国の官庁によって認められた言語で作成されていない場合には、当該締約国は、当該官庁によって認められた一の言語又は二以上の言語又は二以上の言語及び翻訳を添付するよう要求することができる。

上の言語のうちのいずれか一の言語で作成された当該文書の翻訳文(認証されたものを含む。)を申請書に添付するよう要求することができる。

(3) 「出願に係る権利の移転」

権利の移転が出願又は出願及び登録の双方に係る場合には、(1)及び(2)の規定を準用する。この場合において、関係する出願の出願番号が付されていないとき又は出願人若しくはその代理人が当該出願番号を知らないときは、申請は、規則で定める他の方法で当該出願を特定して行うものとする。

(4) 「その他の要件の禁止」

いかなる締約国も、この条に規定する申請に関し、(1)から(3)までに定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。特に、次の要件については、要求することができない。

(i) 商業登記簿の証明書及び抄本を提出すること。ただし、(1)(c)の規定が適用される場合を除く。

(ii) 新権利者が工業上又は商業上の業務を行っている旨を表示し及びこのことについての証拠を提出すること。

(iii) 権利の移転によって影響を受ける商品又はサービスに係る業務を新権利者が行って

いる旨を表示し及びこのことについての証拠を提出すること。

(iv) 名義人が事業又は関連するのれんの全部又は一部を新権利者に譲渡した旨を表示し及びこのことについての証拠を提出すること。

(5) 「証拠」

締約国は、自国の官庁がこの条に規定する申請書又は文書に記載された事項の真実性について合理的な疑義を有する場合には、証拠又は(1)(c)若しくは(e)の規定が適用されるときは追加的な証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

第十二条 誤りの訂正

(1) 「登録に係る誤りの訂正」

(a) 締約国は、自国の官庁に提出された願書その他の申請書における誤りであつて標章登録簿又は当該官庁が行う公告に反映されるものの訂正の申請が、名義人又はその代理人によって署名され、かつ、関係する登録の登録番号、訂正すべき誤り及び記入すべき訂正を記載した書類によって行われることを認める。当該訂正に係る申請書の提出に関する要件については、次の場合のいずれかに該当する場合には、いかなる締約国も、申請を却下してはならない。

(i) 申請書が、書面に記載されて提出された場合において、(c)の規定に従うことを条件として、規則で定める申請書様式に相当する様式で提出されたとき。

(ii) 当該締約国が自国の官庁に対するファクシミリによる書類の送付を認め、かつ、申請書がファクシミリによって送付された場合において、(c)の規定に従うことを条件として、送付された書類の写しが(i)に規定する様式に合致するとき。

(b) 締約国は、申請書に次の事項を記載するよう要求することができる。

(i) 名義人の氏名又は名称及び住所

(ii) 名義人が代理人を有する場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所

(iii) 名義人が送達のためのあて先を有する場合には、当該あて先

(c) 締約国は、申請書が自国の官庁によって認められた一の言語又は二以上の言語のうちのいずれか一の言語で作成されるよう要求することができる。

(d) 締約国は、申請に関し、料金を自国の官庁に支払うよう要求することができる。

(e) 誤りの訂正は、一の者の二以上の登録に係るものであつても、一の申請書で求めることができる。ただし、各登録における誤り及び

その訂正がそれぞれ同一であり、かつ、すべての関係する登録の登録番号が当該申請書に記載されている場合に限る。

(2) 「出願に係る誤りの訂正」

誤りが出願又は出願及び登録の双方に係る場合には、(1)の規定を準用する。この場合において、関係する出願の出願番号が付されていないとき又は出願人若しくはその代理人が当該出願番号を知らないときは、申請は、規則で定める他の方法で当該出願を特定して行うものとする。

(3) 「その他の要件の禁止」

いかなる締約国も、この条に規定する申請に関し、(1)及び(2)に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。

(4) 「証拠」

締約国は、主張された誤りが現に誤りであるということについて自国の官庁が合理的な疑義を有する場合には、証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

(5) 「官庁による誤り」

締約国の官庁は、職権により又は申請により無料で自己の誤りを訂正する。

(6) 「訂正することができない誤り」

いかなる締約国も、自国の法令によって訂正することができないものとされる誤りについ

て、(1)、(2)及び(5)の規定を適用する義務を負わない。

第十三条 登録の存続期間及び更新

(1) 「更新の申請書に記載する事項及び料金」

(a) 締約国は、登録の更新について申請書の提出を条件とし及び当該申請書に次の事項の全部又は一部を記載するよう要求することができる。

(i) 更新を求める旨の表示

(ii) 名義人の氏名又は名称及び住所

(iii) 関係する登録の登録番号

(iv) 当該締約国の選択により、関係する登録をもたらした出願の出願日又は関係する登録の登録日

(v) 名義人が代理人を有する場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所

(vi) 名義人が送達のため先を有する場合には、当該先

(vii) 当該締約国が標章登録簿に記載されている商品又はサービスの一部についてのみ行われる登録の更新を認め、かつ、このような更新の申請が行われる場合には、二ス分類の類に従って類別された当該申請に係る登録された商品若しくはサービスの名称又は当該申請に係るものでない登録された商品若しくはサービスの名称(類別された

商品又はサービスの各群の前には当該群が属する同分類の類の番号を付するものとし、同分類の類の番号の順序で各群を表示する。)

(ii) 当該締約国が名義人又はその代理人以外の者によって更新の申請書が提出されることを認め、かつ、当該申請書が当該者によって提出される場合には、当該者の氏名又は名称及び住所

(ix) 名義人若しくはその代理人の署名又は(iii)の規定が適用される場合には(iii)に規定する者の署名

(b) 締約国は、更新の申請に関し、料金を自国の官庁に支払うよう要求することができる。料金が登録の最初の存続期間又は更新の存続期間に關して支払われた場合には、当該期間における登録の存続については、料金の支払を更に要求することができない。使用に関する宣言書又は証拠の提出に係る料金は、この

(b)の規定の適用上、登録の存続のために要求される支払とは認められないものとし、この

(c) 締約国は、自国の法令で定める期間内に(規則で定める最小限の期間についての規定に従うことを条件とする。)更新の申請書を自国の官庁に提出し及び(b)に規定する料金(更新

新の申請に係るもの)を自国の官庁に支払うよう要求することができる。

(2) 「提出」

更新の申請書の提出に関する要件について、

次の場合のいずれかに該当する場合には、いかなる締約国も、申請を却下してはならない。

(i) 申請書が、書面に記載されて提出された場合において、(3)の規定に従うことを条件として、規則で定める申請書様式に相当する様式で提出されたとき。

(ii) 当該締約国が自国の官庁に対するファクシミリによる書類の送付を認め、かつ、申請書がファクシミリによって送付された場合において、(3)の規定に従うことを条件として、送付された書類の写しが(i)に規定する様式に合致するとき。

(3) 「言語」
締約国は、更新の申請書が自国の官庁によって認められた一の言語又は二以上の言語のうちいずれか一の言語で作成されるよう要求することができる。

(4) 「その他の要件の禁止」
いかなる締約国も、更新の申請に関し、(1)から(3)までに定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。特に、次のものの提出については、要求することができない。

(i) 標章の複製及び標章を特定するその他のもの

(ii) 他の締約国の標章登録簿において標章が登録され又は標章の登録が更新されていることについての証拠

(iii) 標章の使用に関する宣言書又は証拠

(5) 「証拠」
締約国は、自国の官庁が更新の申請書に記載された事項の真実性について合理的な疑義を有する場合には、更新の申請の審査において証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

(6) 「実体についての審査の禁止」
いかなる締約国の官庁も、登録の更新に際し実体について審査することができない。

(7) 「存続期間」
登録の最初の存続期間及び各更新の存続期間は、十年とする。

第十四条 却下し又は拒絶しようとする場合の意見

官庁は、出願又は第十条から前条までの規定による申請に関し、却下し又は拒絶しようとするに於いて合理的な期間内に意見を述べべる機会を出願人又は申請人に与えることなく、その全部又は一部を却下し又は拒絶することができない。

第十五条 パリ条約を遵守する義務
締約国は、パリ条約の規定で標章に関するものを遵守する。

第十八条 サービス・マーク

締約国は、サービス・マークを登録し、パリ条約の商標に関する規定をサービス・マークについて適用する。

第十七条 規則

(1) 「内容」

(a) この条約に附属する規則には、次の事項に関する規定を設ける。

(i) この条約が明示的に「規則で定める」と規定する事項

(ii) この条約の規定を実施するために有用な細目

(iii) 業務の運用上の要件、事項又は手続

(b) 規則には、モデル国際様式も含める。

(2) 「条約と規則との抵触」

この条約の規定と規則の規定とが抵触する場合には、この条約の規定が優先する。

第十八条 改正及び議定書

(1) 「改正」

この条約は、外交会議によって改正することができる。

(2) 「議定書」

標章に関する法令の調和を更に発展させる目的のため、この条約の規定に反しない限り、外交会議によって議定書を採用することができ

第十九条 締約国となるための手続

(1) 「資格」

次の国及び政府間機関は、この条約に署名することができるが、また、(2)及び(3)並びに次条の(1)及び(3)の規定に従うことを条件として、締約国となることができる。

(i) 機関の加盟国であつて、自国の官庁に標章を登録することができるもの

(ii) 政府間機関であつて、その設立条件が適用される領域、そのすべての構成国又は関係する出願において登録のために指定された構成国において効力を有するものとして標章を登録することができる官庁を維持するもの。ただし、当該政府間機関のすべての構成国が機関の加盟国である場合に限る。

(iii) 機関の加盟国であつて、機関の加盟国である他の特定の国の官庁を通じてのみ標章を登録することができるもの

(iv) 機関の加盟国であつて、当該国が構成国である政府間機関が維持する官庁を通じてのみ標章を登録することができるもの

(v) 機関の加盟国であつて、機関の加盟国群に共通の官庁を通じてのみ標章を登録することができるもの

(2) 「批准又は加入」

(1)に規定する国及び政府間機関は、次のものを寄託することができる。

(i) この条約に署名している場合には、批准書

(ii) この条約に署名していない場合には、加入書

(3) 「寄託が有効となる日」

(a) (b)の規定が適用される場合を除くほか、批准書又は加入書の寄託が有効となる日は、次のとおりとする。

(i) (1)に規定する国については、当該国の批准書又は加入書が寄託された日

(ii) 政府間機関については、当該政府間機関の批准書又は加入書が寄託された日

(iii) (1)に規定する国については、次の条件が満たされた日。すなわち、当該国の批准書又は加入書が寄託され、かつ、他の特定の国の批准書又は加入書が寄託されたこと。

(iv) (1)に規定する国については、当該国が構成国である政府間機関の批准書又は加入書が寄託された日

(v) (1)に規定する加盟国群の国については、当該加盟国群のすべての国の批准書又は加入書が寄託された日

(b) いずれの国も、批准書又は加入書(この(b)において「文書」という。)に、この条約の締約国となる資格を有する他の一の国若しくは一の政府間機関、他の二の国又は他の一の国及び一の政府間機関の文書も寄託されることを自国が文書を寄託したとみなされる条件とする旨の宣言を伴わせることができる。この場合において、当該他の国又は政府間機関については、その名称を明示する。当該宣言を伴う文書は、当該宣言に明示する条件が満たされた日に寄託されたものとみなされる。ただし、当該文書は、当該宣言に明示する文書の寄託がそれ自体同種の宣言を伴う場合には、当該同種の宣言に明示する条件が満たされた日に寄託されたものとみなされる。

(c) (b)の規定に基づいて行われた宣言は、いつでも、その全部又は一部を撤回することができる。撤回は、事務局長が撤回の通告を受領した日に効力を生ずる。

第二十条 批准及び加入の効力発生の日

(1) 「考慮されるべき文書」

この条の規定の適用上、前条(1)に規定する国又は政府間機関によって寄託され、かつ、同条(3)の規定に従つてその寄託が有効となった批准書又は加入書のみが考慮される。

(2) 「この条約の効力発生」

この条約は、五の国が批准書又は加入書を寄託した後三箇月で効力を生ずる。

(3) 「この条約の効力発生後の批准又は加入の効力発生」

(2)の国以外の国及び政府間機関は、その批准書又は加入書を寄託した日の後三箇月でこの条約に拘束される。

第二十一条 留保

(1) 「特別の種類の標章」

いずれの国又は政府間機関も、第二条の(1)(a)及び(2)(a)の規定にかかわらず、留保を付することにより、第三条の(1)若しくは(2)、第五条、第七條、第十一條又は第十三條の規定を連合標章、防護標章又は派生標章について適用しない旨を宣言することができる。留保には、当該留保に係る規定を明示する。

(2) 「方法」

(1)の規定に基づく留保については、留保を行う国又は政府間機関がこの条約の批准書又は加入書に伴う宣言において付する。

(3) 「撤回」

(1)の規定に基づく留保については、いつでも撤回することができる。

(4) 「その他の留保の禁止」

留保は、(1)の規定に基づいて認められる留保を除くほか、この条約のいかなる規定についても

も認められない。

第二十二條 経過規定

(1) 「二以上の類に属する商品又はサービスに係る単一の出願及び出願の分割」

(a) いずれの国又は政府間機関も、第三条(5)の規定にかかわらず、ニース分類の一の類に属する商品又はサービスについてのみ自らの官庁に対し一の願書を提出することができる旨を宣言することができる。

(b) いずれの国又は政府間機関も、第六條の規定にかかわらず、ニース分類の二以上の類に属する商品又はサービスが一の願書に記載されている場合にはこの出願が標章登録簿において二以上の登録をもたらし得る旨を宣言することができる。ただし、各登録に当該各登録以外の登録であつて当該出願から生じたすべてのものについての言及を付する場合に限る。

(c) (a)の規定に基づく宣言を行った国又は政府間機関は、第七條(1)の規定にかかわらず、出願を分割することができない旨を宣言することができる。

(2) 「二以上の出願又は登録に係る一の委任状」
いずれの国又は政府間機関も、第四條(3)(b)の規定にかかわらず、一の委任状については一の出願又は登録にのみ係るものとする。ことができ

る旨を宣言することができる。

(3) 「委任状及び願書における署名についての証明の要求の禁止」
いずれの国又は政府間機関も、第八條(4)の規定にかかわらず、委任状における署名又は願書における出願人の署名が真正の証明その他の証明の対象となるよう要求することができる旨を宣言することができる。

(4) 「二以上の出願又は登録に関し、氏名若しくは名称若しくは住所を変更し、権利を移転し又は誤りを訂正するための単一の申請」
いずれの国又は政府間機関も、第十條の(1)(e)、(2)及び(3)、第十一條の(1)(b)及び(3)並びに第十二條の(1)(e)及び(2)の規定にかかわらず、氏名若しくは名称又は住所の変更の記録の一の申請、権利の移転の記録の一の申請及び誤りの訂正の一の申請については一の出願又は登録にのみ係るものとする。ことができる旨を宣言することができる。

(5) 「更新に際し使用に関する宣言書又は証拠を提出すること」
いずれの国又は政府間機関も、第十三條(4)(a)の規定にかかわらず、更新に際し標章の使用に関する宣言書又は証拠を提出するよう要求する旨を宣言することができる。

(6) 「更新に際し実体について審査すること」
いずれの国又は政府間機関も、第十三條(6)の規定にかかわらず、自らの官庁がサービスに係る登録の最初の更新に際し実体について審査することができる旨を宣言することができる。ただし、その審査は、この条約の効力発生前にサービス・マークの登録制度を導入した国又は政府間機関の法令が効力を生じた後六箇月の期間内に行われた出願に基づく重複登録を除去するためのものに限定される。

(7) 「共通規定」

(a) いずれの国又は政府間機関も、(1)から(6)までの規定に基づく宣言を行わなかったならば自らの法令を引き続き適用することがこの条約の批准書又は加入書を寄託する時にこの条約の関連規定に反することとなる場合にのみ、(1)から(6)までの規定に基づく宣言を行うことができる。

(b) (1)から(6)までの規定に基づく宣言については、当該宣言を行う国又は政府間機関がこの条約の批准書又は加入書に伴わせる。

(c) (1)から(6)までの規定に基づいて行われた宣言については、いつでも撤回することができる。

(8) 「宣言の効力の喪失」

(a) 国際連合総会の確立された慣行に従つて開発途上国とされる国により又は各構成国がそのような開発途上国である政府間機関により(1)から(5)までの規定に基づいて行われた宣言

は、(c)の規定が適用される場合を除くほか、この条約の効力発生の日から八年の期間が満了した時にその効力を失う。

(b) (a)に規定する国以外の国により又は(a)に規定する政府機関以外の政府機関により(1)から(5)までの規定に基づいて行われた宣言は、(c)の規定が適用される場合を除くほか、この条約の効力発生の日から六年の期間が満了した時にその効力を失う。

(c) (1)から(5)までの規定に基づいて行われた宣言は、二千四年十月二十八日前に、(7)(c)の規定に従って撤回されない場合又は(a)若しくは(b)の規定に基づいてその効力を失わない場合には、同日にその効力を失う。

(9) 「締約国となるための手続」
機関の加盟国ではないがこの条約の採択の日工業所有権の保護に関する国際同盟(パリ同盟)の構成国である国は、自国の官庁に標章を登録することができる場合には、第十九条(1)の規定にかかわらず、千九百九十九年十二月三十一日まで締約国となることができる。

第二十三条 条約の廃棄

(1) 「通告」
いずれの締約国も、事務局長にあてた通告によりこの条約を廃棄することができる。

(2) 「効力発生の日」
廃棄は、事務局長がその通告を受領した日か

ら一年で効力を生ずる。廃棄は、これを行った締約国に關し、当該一年の期間が満了した時に係属中の出願又は登録されている標章についてこの条約の適用に影響を及ぼさない。ただし、廃棄を行った締約国は、当該一年の期間が満了した後、いかなる登録についても、登録を更新すべき日からこの条約の適用を停止することができる。

第二十四条 条約の言語及び署名

(1) 「原本及び公定訳文」

(a) この条約に關しては、ひとしく正文である英語、アラビア語、中国語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による原本一通について署名する。

(b) 事務局長は、締約国の要請により、当該要請を行った締約国その他関係締約国と協議の上、当該要請を行った締約国の公用語であつて(a)に規定していない言語による公定訳文を作成する。

(2) 「署名のための期間」

この条約は、その採択の後一年間、機関の本部において署名のために開放しておく。

第二十五条 寄託者

この条約の寄託者は、事務局長とする。

商標法条約に基づく規則

規則の目次

第一規則	略称
第二規則	氏名又は名称及び住所の記載方法
第三規則	出願に関する細目
第四規則	代理に關する細目
第五規則	出願日に關する細目
第六規則	署名に關する細目
第七規則	出願番号によらずに出願を特定する方法
第八規則	存続期間及び更新に關する細目
モデル国際様式の目次	
様式第一	標章登録出願のための願書
様式第二	委任状
様式第三	氏名若しくは名称又は住所の変更の記録の申請書
様式第四	標章登録又は標章登録出願に關する権利の移転の記録の申請書
様式第五	標章登録又は標章登録出願に關する譲渡証明書
様式第六	標章登録又は標章登録出願に關する譲渡文書
様式第七	標章登録又は標章登録出願における誤りの訂正の申請書
様式第八	登録の更新の申請書

第一規則 略称

(1) 「条約」及び「条」
(a) この規則において「条約」とは、商標法条約をいう。

(b) この規則において「条」とは、条約の当該条をいう。

(2) 「条約において定義される略称」

条約の適用上第一条において定義される略称は、この規則の適用上同一の意味を有する。

第二規則 氏名又は名称及び住所の記載方法

方法

(1) 「氏名又は名称」
(a) 者の氏名又は名称を記載すべき場合には、締約国は、次のことを要求することができる。

(i) 当該者が自然人である場合には、記載すべき氏名については、姓及び名又は当該者が選択したときは当該者が通常使用している氏名とすること。

(ii) 当該者が法人である場合には、記載すべき名称については、当該法人の完全な公式の名称とすること。

(b) ファーム又はパートナーシップである代理人の名称を記載すべき場合には、締約国は、当該ファーム又はパートナーシップが通常使

用している名称を当該名称の記載として認める。

(2) 「住所」

- (a) 者の住所を記載すべき場合には、締約国は、当該住所について、郵便物が速やかに当該住所に配達されるための慣習上の要件を満たすように記載し及び、いかなる場合においても、すべての該当する単位(建物番号があるときはその番号を含む。)を記載するよう要求することができる。
- (b) 締約国は、異なる住所を有する二以上の者の氏名又は名称で自国の官庁に書類が提出される場合には、当該書類に通信のためのあて先として一の住所を明示するよう要求することができる。
- (c) 住所の記載については、電話番号及びファクシミリ番号も記載することができ、また、通信の便宜のために、(a)の規定に従って記載された住所と異なるあて先も記載することができる。
- (d) (a)及び(c)の規定は、送達のためのあて先について準用する。

(3) 「指定される文字」

締約国は、(1)及び(2)に規定する記載を自国の官庁が指定する文字で行うよう要求することができる。

第三規則 出願に関する細目

(1) 「標準文字」

出願人が締約国の官庁によって指定された標準文字で標章が登録され及び公告されることを希望する旨の陳述が第三条(1)(a)(ii)の規定に従って願書に記載されている場合には、当該官庁は、当該標準文字で当該標章を登録し及び公告する。

(2) 「複製の数」

(a) 出願人が標章の識別性のある特徴として色彩を主張する旨の陳述が願書に記載されない場合には、締約国は、標章の複製に関し、次のものを要求することができる。

(i) 標章が自国の官庁によって指定された標準文字で登録され及び公告されることを出願人が希望する旨の陳述が願書に記載されることを自国の法令が認めていない場合又は当該陳述が願書に記載されない場合には、白黒の複製五通

(ii) 標章が自国の官庁によって指定された標準文字で登録され及び公告されることを出願人が希望する旨の陳述が願書に記載される場合には、白黒の複製一通

び標章の色彩を付した複製五通を要求することができる。

(3) 「立体標章の複製」

(a) 標章が立体標章である旨の陳述が第三条(1)(a)(ii)の規定に従って願書に記載される場合には、当該標章の複製は、平面的な図面に表された複製又は写真による複製とする。

(b) (a)の規定に従って提出される複製は、出願人の選択により、一方向から表された標章の平面的な図面若しくは写真又は二以上の異なる方向から表された標章の平面的な図面若しくは写真によって構成することができる。

(c) 官庁は、(a)の規定に従い出願人によって提出された標章の複製が立体標章の詳細を十分に表していないと認める場合には、出願人に対し、合理的な期間内に六以下の異なる方向から表された標章の平面的な図面若しくは写真又は当該標章の言葉による説明書を提出するよう求めることができる。この場合において、当該期間については、その求めにおいて指定する。

合において、当該期間については、その求めにおいて指定する。

(e) (2)(a)(i)及び(b)の規定は、立体標章について準用する。

(4) 「標章の音訳」

第三条(1)(a)(ii)の規定の適用上、標章が、官庁によって指定された文字以外の文字による事項若しくは当該官庁によって指定された数字以外の数字で表された数によって構成され又はこれらの事項若しくは数を包含する場合には、当該事項又は数を当該官庁によって指定された文字及び数字で音訳するよう要求することができる。

(5) 「標章の翻訳」

第三条(1)(a)(ii)の規定の適用上、標章が、官庁が認める言語以外の言語による単語によって構成され又はこれらの単語を包含する場合には、当該単語を当該官庁が認める一の言語又は二以上の言語のうちのいずれか一の言語に翻訳するよう要求することができる。

(6) 「標章の実際の使用に関する証拠の提出のための期間」

第三条(6)に規定する期間は、願書が提出された締約国の官庁が実際の使用を条件として標章を登録する旨の決定を行った日から起算して六箇月以上とする。出願人又は名義人は、当該締

約国の法令で定める要件に従うことを条件として、当該期間の延長を求める権利を有する。この場合において、各延長期間は、六箇月以上とし、延長期間の合計は、二年六箇月以上とする。

第四規則 代理に関する細目

第四条(3)(d)に規定する期間は、関係締約国の官庁が同条(3)(d)に規定する書類を受理した日から起算するものとし、自己のために書類が提出された者の住所が当該締約国の領域内にある場合には一箇月以上とし、当該住所が当該締約国の領域外にある場合には二箇月以上とする。

第五規則 出願日に関する細目

(1) 「要件を満たしていない場合の手続」

出願が官庁による願書の受理の時に第五条の(1)(a)又は(2)(a)の要件を満たしていない場合には、当該官庁は、出願人に対し、当該要件を満たすよう直ちに求める。この場合において、当該要件を満たすべき期間については、その求めにおいて指定する。当該期間は、出願人の住所が関係締約国の領域内にある場合には当該求めの日から一箇月以上とし、当該締約国の領域外にある場合には二箇月以上とする。当該求めに応ずるに当たって特別の料金の支払を条件とされる場合には、これを支払う。官庁が当該求めを送付しない場合であっても、同条の(1)(a)又は(2)(a)の要件は、影響を受けない。

(2) 「補充の場合の出願日」

出願人が(1)に規定する求めにおいて指定され

た期間内に、当該求めに応じ及び必要な特別の料金を支払う場合には、出願日は、第五条(1)(a)に規定するすべての必要なものが官庁によって受理され及び、該当するときは、同条(2)(a)に規定する必要な料金が当該官庁に支払われた日とする。出願人が当該期間内に、当該求めに応じない場合又は必要な特別の料金を支払わない場合には、出願は、行われなかったものとみなされる。

(3) 「受理日」

締約国は、文書が現に次のものによって受領され又は料金が現に次のものに支払われたことを自国の官庁によって文書が受理され又は自国の官庁に対し料金が支払われたとみなす場合について決定することができる。

- (i) 当該官庁の支部
- (ii) 当該締約国が第十九条(1)(ii)に規定する政府機関である場合には、当該政府機関の官庁に代わる国の官庁
- (iii) 公の郵便業
- (iv) 公の郵便業以外の配達業であつて当該締約国が指定するもの

(4) 「ファクシミリの使用」

締約国がファクシミリによる願書の提出を認め、かつ、願書がファクシミリによって提出された場合には、当該締約国の官庁が当該ファクシミリを受理した日を当該願書の受理日とする。もっとも、当該締約国は、自国の官庁が当

該ファクシミリを受理した日から一箇月以上の一定の期間内に当該願書の原本が当該官庁に到達するよう要求することができる。

第六規則 署名に関する細目

(1) 「法人」

書類の署名が法人を代表して行われる場合には、締約国は、署名し又は押印する自然人の署名又は印影に当該者の姓及び名又は当該者が選択したときは当該者が通常使用している氏名を文字で付記するよう要求することができる。

(2) 「ファクシミリによって提出される書類」

第八条(2)(b)に定める期間は、ファクシミリによる送付の受理の日から一箇月以上とする。

(3) 「日付」

締約国は、署名又は印影に署名し又は押印した日の日付を付記するよう要求することができる。付記することが要求されているにもかかわらず付記されていない場合には、署名し又は押印したとみなされる日は、当該署名がされ若しくは印影が押された書類を自国の官庁が受理した日又は当該締約国が認めるときは当該官庁が受理した日より前の日とする。

第七規則 出願番号によらずに出願を特定する方法

(1) 「特定の方法」

出願番号によって出願を特定するよう要求されている場合において、出願番号が付されていないとき又は出願人若しくはその代理人が出願

番号を知らないときは、当該出願は、次のいずれかのものが提出されたときに特定されたものとみなされる。

- (i) 官庁が与えた仮の出願番号がある場合には、同番号
- (ii) 願書の写し
- (iii) 標章の複製であつて、官庁が願書を受理した日(当該出願人又はその代理人の知識の及ぶ限りにおいて記載する。)及び当該出願人又はその代理人が当該願書に付した識別のための番号を付記したもの

(2) 「その他の要件の禁止」

出願番号が付されていない場合又は出願人若しくはその代理人が出願番号を知らない場合には、いかなる締約国も、出願を特定するために、(1)に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。

第八規則 存続期間及び更新に関する細目

目

第十三条(1)(c)の規定の適用上、更新の申請書を提出することができる及び更新のための料金を支払うことができる期間は、更新が行われるべき日の六箇月以上前に開始し、当該更新が行われるべき日の六箇月以上後に終了する。更新が行われるべき日の後に更新の申請書が提出され又は更新のための料金が支払われる場合には、締約国は、割増料金の支払を更新の条件とすることができる。

モデル国際様式第1

標章登録出願のための願書

提出先官庁

官 庁 記 入 欄

出 願 人 の 整 理 番 号(注1)
代 理 人 の 整 理 番 号(注1)

1 登録の申請

この願書において複製が表示された標章の登録を申請する。

2 出願人

2.1 出願人が自然人である場合には、

(a) 姓(注2)

(b) 名(注2)

2.2 出願人が法人である場合には、完全な公式の名称

2.3 住所(郵便番号及び国名を含む。)

電話番号

(地域番号から記載する。)

フラクシミリ番号

(地域番号から記載する。)

2.4 国籍を有する国

住所を有する国

営業所を有する国(注3)

2.5 出願人が法人である場合には、次の事項を記載すること。

法人の法的性質

その法令に基づいて法人が設立された国及び該当するときは当該国の地域であつてその法令に基づいて法人が設立されたもの

2.6 ☐ 出願人が2以上ある場合には、V印を付すること。この場合には、すべての出願人を統
業に掲げ、かつ、各出願人に関し、2.1又は2.2、2.3、2.4及び2.5に記載すべき事項を記載
すること。(注4)

3 代理人

3.1 ☐ 出願人は、代理人によって代理されていない。

3.2 ☐ 出願人は、代理人によって代理されている。

3.2.1 代理人の特定

3.2.1.1 氏名又は名称

3.2.1.2 住所(郵便番号及び国名を含む。)

電話番号
(地域番号から記載する。)

フラクシミリ番号
(地域番号から記載する。)

3.2.2 ☐ 委任状は、既に官庁に提出されている。

委任状番号

(注5)

3.2.3 ☐ 委任状は、添付されている。

3.2.4 ☐ 委任状は、後日提出される。

3.2.5 ☐ 委任状は、不要である。

4 送達のためのあて先(注6)

5 優先権の主張

☐ 出願人は、次の優先権を主張する。

5.1 最初の出願の国(官庁)(注7)

5.2 最初の出願の日付

5.3 最初の出願の出願番号(可能な場合とする。)

5.4 優先権の主張に係る出願の出願書類の認証された謄本は、(注8)

5.4.1 ☐ 添付されている。

5.4.2 ☐ この出願の出願日から3箇月以内に提出される。

5.5 認証された謄本の翻訳文は、

5.5.1 ☐ 添付されている。

5.5.2 ☐ この出願の出願日から3箇月以内に提出される。

5.6 ☐ 優先権の主張に係る2以上の出願がある場合には、V印を付すること。この場合には、
すべての出願を統業に掲げ、かつ、各出願に関し、5.1、5.2、5.3、5.4及び5.5に記載すべ
き事項を記載し並びに各出願に掲げる商品又はサービスを記載すること。

注 2 (a)及び(b)に記載すべき姓及び名は、出願人の完全な姓及び名又は出願人が通常使用している姓及び名のいずれかとする。

モデル国際様式第2

委任状

に対する手続用

(官庁名)

官 庁 記 入 欄

委任を行う者の整理番号(注1).....

- 注3 「営業所」とは、現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所をいう。
- 注4 異なる住所を有する2以上の出願人が統業に掛けられ、かつ、代理人がない場合には、統業に掛けられた住所のうち通信のためのあて先に下線を引かなければならない。
- 注5 委任状に委任状番号が付されず若しくはまだ付されていない場合又は出願人若しくはその代理人が委任状番号を知らない場合には、空欄のままとすること。
- 注6 この願書の提出先官庁を通じて標章の登録が行われる締約国の領域内に、出願人(出願人が2以上ある場合には、すべての出願人)が住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所のいずれも有していない場合には、3に代理人が記載されている場合を除くほか、送達のためのあて先を4の表題の下欄に記載しなければならない。
- 注7 優先権の主張に係る出願が国の官庁(例えば、アメリカ知的所有権機関、ベネルクス商標庁及び商標及び意匠に関する域内市場における調和のための官庁)に対し行われた場合には、官庁の名称を国の名称に代えて記載しなければならない。当該出願が国の官庁に対し行われた場合には、官庁の名称ではなく国の名称を記載しなければならない。
- 注8 「認証された謄本」とは、優先権の主張に係る出願の出願書類を受理した官庁が原本と同一の内容であることを認証した当該出願書類の写しをいう。
- 注9 出願人が出願の際にパリ条約第6条の5 A(i)に基づく証拠を提出することを希望する場合には、記入すること。
- 注10 図形を包含し又は図形によって構成される標章については、希望することができない。官庁は、標章が図形を包含すると認める場合には、出願人の希望を無視し、標章の複製を表示すべき欄に表示されたとおりに標章を登録し及び公告する。
- 注11 2以上の異なる方向から表された標章の平面的な図面又は写真が8の標章の複製を表示すべき欄に表示されていないがこの願書に添付されている場合には、V印を付し、かつ、当該図面又は写真の数を記載すること。
- 注12 白黒の又は色彩を付した複製の数を記載すること。
- 注13 商品又はサービスについては、ニース分類の2以上の類に属する場合には、同分類の類に従って類別しなければならない。各類の番号を表示し、かつ、同一の類に属する商品又はサービスを同類の番号の次に表示しなければならない。類別された商品又はサービスの各群は、同分類の番号の順序で表示しなければならない。すべての商品又はサービスが同分類の1の類に属する場合にも、同類の番号を表示しなければならない。
- 注14 提出先官庁が2以上の言語を認めない場合には、V印を付さないこと。

1 選任
3において特定する者を代理人として選任する。

2 選任を行う者の氏名又は名称(注2)

3 代理人

3.1 氏名又は名称

3.2 住所(郵便番号及び国名を含む。)

電話番号
(地域番号から記載する。)

ファクシミリ番号
(地域番号から記載する。)

4 関係する出願又は登録

この委任状は、次のものに関係する。

4.1 ☐ 選任を行う者の既存の及び将来のすべての出願又は登録。ただし、統業に記載するものを除く。

4.2 ☐ 次の出願又は登録

4.2.1 次の標章に関する出願(注3)

4.2.2 次の出願番号(注4)を有する出願及び当該出願によって生ずる登録

4.2.3 次の登録番号を有する登録

4.2.4 ☐ 4.2.1、4.2.2又は4.2.3の欄が不足する場合には、V印を付し、かつ、記載すべき事項を統業に記載すること。

モデル国際様式第3

- 5.1.1 ☐ 出願の取下げ
- 5.1.2 ☐ 登録の放棄

- ## 6 署名又は押印

- 6.1 署名し又は押印する自然人の氏名
- 6.2 署名又は押印の日付
- 6.3 署名又は印影

7 続葉及び添付書類

- ☐ 続葉又は添付書類がこの委任状と共に提出される場合には、Ⅴ印を付し、かつ、続葉の枚数の合計及び添付書類の通数の合計を記載すること。

官

報 (号 外)

選任を行う者がこの委任状に付した整理番号は、この欄に記載することができる。

選任を行う者が出願人（出願人が2以上ある場合には、いずれかの出願人）である場合には、記載すべき氏名又は名称は、この委任状に係る出願の願書において記載されている出願人の氏名又は名称とする。選任を行う者が名義人（名義人が2以上ある場合には、いずれかの名義人）である場合には、記載すべき氏名又は名称は、標章登録簿に記載されている名義人の氏名又は名称とする。選任を行う者が出願人又は名義人以外の関係する者である場合には、記載すべき氏名又は名称は、当該者の完全な氏名若しくは名称又は当該者が通常使用している氏名若しくは名称とする。

注3 委任状が願書と共に官庁に提出される場合には、この欄に記載すること。

注4 出願番号が付されていない場合又は出願人若しくはその代理人が出願番号を知らない場合には、出願は、次のいずれかのものを提出することによって特定することができる。(i)提出先官庁が与えた仮の出願番号がある場合には、同番号、(ii)願書の写し又は(iii)標章の複製であって、提出先官庁が願書を受理した日(出願人又はその代理人の知識の及ぶ限りにおいて記載する。)及び出願人若しくはその代理人が願書に付した識別のための番号を付記したもの

標準登録又は標準登録出願に関する
氏名若しくは名称又は住所の変更の記録の申請書
提出先官庁-----

官片記入欄

名義人又は出願人の整理番号(注1) _____

代理人の整理番号(注1) _____

- ## 1 記録の申請
- この申請書に記載する変更の記録を申請する。

- 2 関係する登録又は出願
この申請は、次の登録又は出願に関係する。

- 2.2 出願番号(注2)

2. 1又は2. 2の欄が不足する場合には、ⅴ印を付し、かつ、記載すべき事項を続葉に記載すること。

- ### 3.1 名義人又は出願人が自然人である場合には、

- 3.3 住所(郵便番号及び国名を含む。)

- 電話番号 フラクシミリ番号
(地域番号から記載する。)
3. 4 ☐ 名義人又は出願人が2以上ある場合には、V印を付すること。この場合には、すべての名義人又は出願人を統括に掲げ、かつ、各名義人又は出願人に関し、3.1又は3.2及び3.3に記載すべき事項を記載すること。

- 4 代理人
- 4.1 氏名又は名称
- 4.2 住所(郵便番号及び国名を含む)
- 電話番号
- フアクシミリ番号
- (地域番号から記載する。)
- 4.3 委任状番号(注4)

5 送達のためのあて先

6 変更の表示

6.1 変更前の記載内容

変更後の記載内容(注5)

6.2 ☐ 上の欄が不足する場合には、V印を付すること。この場合には、変更後の記載内容と共に変更前の記載内容を続葉に記載すること。

7 署名又は押印

7.1 署名し又は押印する自然人の氏名

7.2 次のいずれの者が署名し若しくは押印するか又は次のいずれの者を代表して署名し若しくは押印するかについて、該当する□内にV印を付すること。

7.2.1 ☐ 名義人又は出願人

7.2.2 ☐ 代理人

7.3 署名又は押印の日付

7.4 署名又は印影

8 料金

8.1 この申請に関して支払われる料金の通貨及び額

8.2 支払の方法

9 続葉又は添付書類

☐ 続葉又は添付書類がこの申請書と共に提出される場合には、V印を付し、かつ、続葉の枚数の合計及び添付書類の通数の合計を記載すること。

注1 名義人若しくは出願人又は代理人がこの申請書に付した整理番号は、この欄に記載することができる。

注2 出願番号が付されていない場合又は出願人若しくはその代理人が出願番号を知らない場合には、出願は、次のいずれかものを提出することによって特定することができる。(i)提出先官庁が与えた仮の出願番号がある場合には、同番号、(ii)願書の写し又は(iii)願書の複製であって、提出先官庁が願書を受理した日(出願人又はその代理人の知識の及ぶ限りにおいて記載する。)及び出願人若しくはその代理人が願書に付した識別のための番号を付記したもの

注3 (a)及び(b)に記載すべき姓及び名は、この申請に係る出願の願書において記載された姓及び名又はこの申請に係る登録に関し記録されている姓及び名とする。

注4 委任状に委任状番号が付されず若しくはまだ付されていない場合又は名義人若しくは出願人若しくはその代理人が委任状番号を知らない場合には、空欄のままとすること。

注5 変更後の氏名若しくは名称又は住所を記載すること。

モデル国際様式第4

標章登録又は標章登録出願に関する
権利の移転の記録の申請書

提出先官庁

官 庁 記 入 欄

名義人又は出願人の整理番号(注1) _____
代理人の整理番号(注1) _____

1 記録の申請

この申請書に記載する権利の移転の記録を申請する。

2 関係する登録又は出願

この申請は、次の登録又は出願に関係する。

2.1 登録番号

2.2 出願番号(注2)

2.3 ☐ 2.1又は2.2の欄が不足する場合には、V印を付し、かつ、記載すべき事項を続葉に記載すること。

3 移転によって影響を受ける商品又はサービス

3.1 ☐ 2に記載する出願又は登録に掲げるすべての商品又はサービスが移転によって影響を受ける場合には、V印を付すること。

3.2 ☐ 2に1の出願又は登録のみを記載する場合において、当該出願又は登録に掲げる商品又はサービスの一部のみが移転によって影響を受けるときは、V印を付し、かつ、新権利者の出願又は登録に掲げるべき商品又はサービスに記載すること。(この場合には、記載しない商品又はサービスは、出願人又は名義人の出願又は登録に引き続き掲げることとなる。)

3.3 ☐ 2に2以上の出願又は登録を記載する場合において、少なくとも1の出願又は登録に関し、掲げられた商品又はサービスの一部のみが移転によって影響を受けるときは、V印を付すること。この場合には、各出願又は登録に関し、すべての商品若しくはサービスが当該移転によって影響を受けるか又はこれらの一部のみが影響を受けるかを続葉に記載する

こと。商品又はサービスの一部のものが当該移転によって影響を受ける出願又は登録については、3.2に定める方法で記載すること。

4 権利の移転の理由

4.1 ☐ 権利の移転は、契約による。

次のいずれかの文書がこの申請書と共に提出される。

4.1.1 ☐ 原本と同一の内容であることが認証された契約書の写し

4.1.2 ☐ 真正な抄本であることが認証された契約書の抄本

4.1.3 ☐ 譲渡証明書

4.1.4 ☐ 譲渡文書

4.2 ☐ 権利の移転は、合併による。

合併を証明する次のいずれかの文書の写し(原本と同一の内容であることが認証されたもの)がこの申請書と共に提出される。

4.2.1 ☐ 商業登記簿の抄本

4.2.2 ☐ 権限のある当局が発行したその他の文書

4.3 ☐ 権利の移転は、契約又は合併によらない。

4.3.1 ☐ 移転を証明する文書の写し(原本と同一の内容であることが認証されたもの)がこの申請書と共に提出される。

5 名義人又は出願人

5.1 名義人又は出願人が自然人である場合には、

(a) 姓(注3)

(b) 名(注3)

5.2 名義人又は出願人が法人である場合には、完全な公式の名称

5.3 住所(郵便番号及び国名を含む。)

電話番号
(地域番号から記載する。)

フックシミリ番号
(地域番号から記載する。)

5.4 ☐ 名義人又は出願人が2以上ある場合には、V印を付すること。この場合には、すべての名義人又は出願人を統括に掲げ、かつ、各名義人又は出願人に関し、5.1又は5.2及び5.3に記載すべき事項を記載すること。

5.5 ☐ 名義人又は出願人(名義人又は出願人が2以上ある場合には、いずれかの名義人又は出願人)が、氏名若しくは名称又は住所の変更の記録を申請することなく氏名若しくは名称又は住所を変更した場合には、V印を付し、かつ、権利を移転した者と当該名義人又は出願人とは同一の者である旨を証明する文書がこの申請書と共に提出すること。

6 名義人又は出願人の代理人

6.1 氏名又は名称

6.2 住所(郵便番号及び国名を含む。)

電話番号
(地域番号から記載する。)

フックシミリ番号
(地域番号から記載する。)

6.3 委任状番号(注4)

7 名義人又は出願人の送達のためのあて先

8 新権利者

8.1 新権利者が自然人である場合には、

(a) 姓(注5)

(b) 名(注5)

8.2 新権利者が法人である場合には、完全な公式の名称

8.3 住所(郵便番号及び国名を含む。)

電話番号
(地域番号から記載する。)

フックシミリ番号
(地域番号から記載する。)

8.4 国籍を有する国

住所を有する国

営業所を有する国(注6)

8.5 新権利者が法人である場合には、次の事項を記載すること。

法人の法的性質

その法令に基づいて法人が設立された国及び該当するときは当該国の地域であってその法令に基づいて法人が設立されたもの

8.6 ☐ 新権利者が2以上ある場合には、V印を付すること。この場合には、すべての新権利者を続業に掲げ、かつ、各新権利者に関し、8.1又は8.2、8.3、8.4及び8.5に記載すべき事項を記載すること。(注7)	12 料金 12.1 この申請に関して支払われる料金の通貨及び額 12.2 支払の方法
9 新権利者の代理人 9.1 ☐ 新権利者は、代理人によって代理されていない。 9.2 ☐ 新権利者は、代理人によって代理されている。 9.2.1 代理人の特定 9.2.1.1 氏名又は名称 9.2.1.2 住所(郵便番号及び国名を含む。) 電話番号 (地域番号から記載する。) フラクシミリ番号 (地域番号から記載する。) 9.2.2 ☐ 委任状は、既に官庁に提出されている。 委任状番号 (注8) 9.2.3 ☐ 委任状は、添付されている。 9.2.4 ☐ 委任状は、後日提出される。 9.2.5 ☐ 委任状は、不要である。	13 続業及び添付書類 ☐ 続業又は添付書類がこの申請書と共に提出される場合には、V印を付し、かつ、続業の枚数の合計及び添付書類の通数の合計を記載すること。 注1 名義人若しくは出願人又は代理人がこの申請書に付した整理番号は、この欄に記載することができる。 注2 出願番号が付されていない場合又は出願人若しくはその代理人が出願番号を知らない場合には、出願は、次のいずれかのものを提出することによって特定することができる。(i)提出先官庁が与えた仮の出願番号がある場合には、同番号、(ii)願書の写し又は(iii)標章の複製であって、提出先官庁が願書を受理した日(出願人又はその代理人の知識の及ぶ限りにおいて記載する。)及び出願人若しくはその代理人が願書に付した識別のための番号を付記したもの 注3 (a)及び(b)に記載すべき姓及び名は、この申請に係る出願の願書において記載された姓及び名又はこの申請に係る登録に関し記録されている姓及び名とする。 注4 委任状に委任状番号が付されず若しくはまだ付されていない場合又は名義人若しくは出願人若しくはその代理人が委任状番号を知らない場合には、空欄のままとする。 注5 (a)及び(b)に記載すべき姓及び名は、新権利者の完全な姓及び名又は新権利者が通常使用している姓及び名のいずれかとする。 注6 「営業所」とは、現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所をいう。 注7 異なる住所を有する2以上の新権利者が続業に掲げられ、かつ、代理人がいない場合には、続業に掲げられた住所のうち通信のためのあて先に下線を引かなければならない。 注8 委任状に委任状番号が付されず若しくはまだ付されていない場合又は新権利者若しくはその代理人が委任状番号を知らない場合には、空欄のままとする。 注9 この申請書の提出先官庁を通じて標章の登録が行われる締約国の領域内に、新権利者(新権利者が2以上ある場合には、すべての新権利者)が住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所のいずれも有していない場合には、9に代理人が記載されている場合を除くほか、10の表題の下欄に送達のためのあて先を記載しなければならない。
10 新権利者の送達のためあて先(注9)	
11 署名又は押印 11.1 署名し又は押印する自然人の氏名 11.2 次のいずれの者が署名し若しくは押印するか又は次のいずれの者を代表して署名し若しくは押印するかについて、該当する□内にV印を付すること。 11.2.1 ☐ 名義人又は出願人 11.2.2 ☐ 新権利者 11.2.3 ☐ 代理人 11.3 署名又は押印の日付 11.4 署名又は印影	

モデル国際様式第5
商標登録又は商標登録出願に関する
譲渡証明書
提出先官庁

官 庁 記 入 欄

- 1 証明
署名した譲渡人及び譲受人は、次に特定する登録又は出願に係る権利が契約によって譲渡されたことを証明する。
- 2 関係する登録又は出願
この証明書は、次の登録又は出願に係る譲渡に関する。
 - 2.1 登録番号
 - 2.2 出願番号(注1)
 - 2.3 ☐ 2.1又は2.2の欄が不足する場合には、V印を付し、かつ、記載すべき事項を続葉に記載すること。
- 3 譲渡によって影響を受けた商品又はサービス
3.1 ☐ 2に記載する出願又は登録に掲げるすべての商品又はサービスが譲渡によって影響を受けた場合には、V印を付すること。
3.2 ☐ 2に1の出願又は登録のみを記載する場合において、当該出願又は登録に掲げる商品又はサービスの一部のみが譲渡によって影響を受けたときは、V印を付し、かつ、譲渡によって影響を受けた商品又はサービスに記載すること。
3.3 ☐ 2に2以上の出願又は登録を記載する場合において、少なくとも1の出願又は登録に関し、掲げられた商品又はサービスの一部のみが譲渡によって影響を受けたときは、V印を付すること。この場合には、各出願又は登録に関し、すべての商品若しくはサービスが当該譲渡によって影響を受けたか又はこれらの一部のみが影響を受けたかを続葉に記載すること。商品又はサービスの一部のみが当該譲渡によって影響を受けた出願又は登録については、3.2に定める方法で記載すること。
- 4 譲渡人
4.1 譲渡人が自然人である場合には、
 - (a) 姓(注2)
 - (b) 名(注2)
4.2 譲渡人が法人である場合には、完全な公式の名称
4.3 住所(郵便番号及び国名を含む。)
電話番号
(地域番号から記載する。)

- 4.4 ☐ 譲渡人が2以上ある場合には、V印を付すること。この場合には、すべての譲渡人を続葉に掲げ、かつ、各譲渡人に関し、4.1又は4.2及び4.3に記載すべき事項を記載すること。
- 5 譲受人
5.1 譲受人が自然人である場合には、
 - (a) 姓(注3)
 - (b) 名(注3)
5.2 譲受人が法人である場合には、完全な公式の名称
5.3 住所(郵便番号及び国名を含む。)
電話番号
(地域番号から記載する。)
フナクシミリ番号
(地域番号から記載する。)
- 5.4 ☐ 譲受人が2以上ある場合には、V印を付すること。この場合には、すべての譲受人を続葉に掲げ、かつ、各譲受人に関し、5.1又は5.2及び5.3に記載すべき事項を記載すること。
- 6 署名又は押印
6.1 譲渡人の署名又は押印
6.1.1 署名し又は押印する自然人の氏名
6.1.2 署名又は押印の日付
6.1.3 署名又は印影
6.2 譲受人の署名又は押印
6.2.1 署名し又は押印する自然人の氏名
6.2.2 署名又は押印の日付
6.2.3 署名又は印影
- 7 続葉及び添付書類
☐ 続葉又は添付書類がこの証明書と共に提出される場合には、V印を付し、かつ、続葉の枚数の合計及び添付書類の通数の合計を記載すること。

注1 出願番号が付されていない場合又は譲渡人若しくはその代理人が出願番号を知らない場合には、出願は、次のいずれかのものを提出することによって特定することができる。(i)提出先官庁が与えた仮の出願番号がある場合には、同番号、(ii)願書の写し又は(iii)商標の複製であって、提出先官庁が願書を受理した日(譲渡人又はその代理人の知識の及ぶ限りにおいて記載する。)及び譲渡人若しくはその代理人が願書に付した識別のための番号を付記したもの
注2 (a)及び(b)に記載すべき姓及び名は、この証明書に係る出願の願書において記載された姓及び名又はこの証明書に係る登録に関し記録されている姓及び名とする。
注3 (a)及び(b)に記載すべき姓及び名は、譲受人の完全な姓及び名又は譲受人が通常使用している姓及び名のいずれかとする。

モデル国際様式第 6

標章登録又は標章登録出願に関する
議 渡 文 章

提出先官庁

官 庁 記 入 欄

1 譲渡の宣言

署名した譲渡人は、次に特定する登録又は出願に係る権利を署名した譲受人に譲渡する。

2 関係する登録又は出願

この文章は、次の登録又は出願に係る譲渡に關係する。

2.1 登録番号

2.2 出願番号(注 1)

2.3 ☐ 2.1又は2.2の欄が不足する場合には、√印を付し、かつ、記載すべき事項を続葉に記載すること。

3 譲渡によって影響を受ける商品又はサービス

3.1 ☐ 2に記載する出願又は登録に掲げるすべての商品又はサービスが譲渡によって影響を受ける場合には、√印を付すること。

3.2 ☐ 2に1の出願又は登録のみを記載する場合において、当該出願又は登録に掲げる商品又はサービスの一部のみが譲渡によって影響を受けるときは、√印を付し、かつ、譲渡によって影響を受ける商品又はサービスを記載すること。

3.3 ☐ 2に2以上の出願又は登録を記載する場合において、少なくとも1の出願又は登録に關し、掲げられた商品又はサービスの一部のみの譲渡によって影響を受けるときは、√印を付すること。この場合には、各出願又は登録に關し、すべての商品若しくはサービスが当該譲渡によって影響を受けるか又はこれらの一部のみの影響を受けるかを続葉に記載すること。商品又はサービスの一部のみが当該譲渡によって影響を受ける出願又は登録については、3.2に定める方法で記載すること。

4 譲渡人

4.1 譲渡人が自然人である場合には、

(a) 姓(注 2)

(b) 名(注 2)

4.2 譲渡人が法人である場合には、完全な公式の名称

4.3 住所(郵便番号及び国名を含む。)

電話番号

(地域番号から記載する。)

フアクシミリ番号

(地域番号から記載する。)

4.4 ☐ 譲渡人が2以上ある場合には、√印を付すること。この場合には、すべての譲渡人を続葉に掲げ、かつ、各譲渡人に關し、4.1又は4.2及び4.3に記載すべき事項を記載すること。

5 譲受人

5.1 譲受人が自然人である場合には、

(a) 姓(注 3)

(b) 名(注 3)

5.2 譲受人が法人である場合には、完全な公式の名称

5.3 住所(郵便番号及び国名を含む。)

電話番号

(地域番号から記載する。)

フアクシミリ番号

(地域番号から記載する。)

5.4 ☐ 譲受人が2以上ある場合には、√印を付すること。この場合には、すべての譲受人を続葉に掲げ、かつ、各譲受人に關し、5.1又は5.2及び5.3に記載すべき事項を記載すること。

6 追加的な記載(この様式に添付されている附属書類参照)

(権利の移転の記録を求めるに当たり、追加的な記載を提出するか否かを選択することができる。)

☐ 附属書類を用いる場合には、√印を付すること。

7 署名又は押印 7.1 譲渡人の署名又は押印 7.1.1 署名し又は押印する自然人の氏名 7.1.2 署名又は押印の日付 7.1.3 署名又は印影 7.2 譲受人の署名又は押印 7.2.1 署名し又は押印する自然人の氏名 7.2.2 署名又は押印の日付 7.2.3 署名又は印影	様式第6の附属書類 譲渡文書に関する追加的な記載(6関係) A のれん又は事業の譲渡 (a) ☐ 譲渡文書の2に記載する出願又は登録に掲げるすべての商品又はサービスに関し、関連するのれん又は事業と共に譲渡が行われる場合には、V印を付すること。 (b) ☐ 譲渡文書の2に1の出願又は登録のみを記載する場合において、当該出願又は登録に掲げる商品又はサービスの一部に関し、関連するのれん又は事業と共に譲渡が行われるときは、V印を付し、かつ、当該のれん又は事業と共に行われる譲渡に係る商品又はサービスを記載すること。 (c) ☐ 譲渡文書の2に2以上の出願又は登録を記載する場合において、少なくとも1の出願又は登録に関し、関連するのれん又は事業と共に行われる譲渡が、掲げられた商品又はサービスの一部のみに係るときは、V印を付すること。この場合には、各出願又は登録に関し、当該のれん又は事業と共に行われる譲渡がすべての商品若しくはサービスに係るか又はこれらの一部のみに係るかを統葉に記載すること。当該のれん又は事業と共に行われる譲渡が商品又はサービスの一部のみに係る出願又は登録については、(b)に定める方法で記載すること。
8 統葉、添付書類及び附属書類 ☐ 統葉又は添付書類がこの文書と共に提出される場合には、V印を付し、かつ、統葉の枚数の合計及び添付書類の通数の合計を記載すること。 ☐ 附属書類がこの文書と共に提出される場合には、V印を付し、かつ、附属書類のページ数及び当該附属書類に付した統葉の枚数を記載すること。	B 使用によって生ずる権利の譲渡 標章の使用によって生ずる権利は、次のものについて譲渡される。 (a) ☐ すべての登録又は出願 (b) ☐ 次の登録又は出願に限る。 C 訴える権利の譲渡 ☐ 譲受人は、過去の侵害について訴える権利を有する。
注1 出願番号が付されていない場合又は譲渡人若しくはその代理人が出願番号を知らない場合には、出願は、次のいずれかものを提出することによって特定することができる。(i)提出先官庁が与えた仮の出願番号がある場合には、同番号、(ii)願書の写し又は面標章の複製であって、提出先官庁が願書を受理した日(譲渡人又はその代理人の知識の及ぶ限りにおいて記載する。)及び譲渡人若しくはその代理人が願書に付した識別のための番号を付記したもの 注2 (a)及び(b)に記載すべき姓及び名は、この文書に係る出願の願書において記載された姓及び名又はこの文書に係る登録に関し記録されている姓及び名とする。 注3 (a)及び(b)に記載すべき姓及び名は、譲受人の完全な姓及び名又は譲受人が通常使用している姓及び名のいずれかとする。	D 約因 (a) ☐ 譲渡は、金銭の受領を約因として効力を生ずる。 (b) ☐ 譲渡は、金銭の受領及びその他の価値ある約因を約因として効力を生ずる。 (c) ☐ 譲渡人は、ここに、(a)又は(b)の約因の受領を認める。 E 譲渡の効力発生の日 (a) ☐ 譲渡は、この譲渡文書に署名した日に効力を生ずる。 (b) ☐ 譲渡は、次に記載する日に効力を生ずる。-----

モデル国際様式第7

商標登録又は商標登録出願における
誤りの訂正の申請書

提出先官庁

官 庁 記 入 欄

名義人又は出願人の整理番号(注1)

代 理 人 の 整 理 番 号(注1)

1 訂正の申請

この申請書において特定する訂正を申請する。

2 関係する登録又は出願

この申請は、次の登録又は出願に係る。

2.1 登録番号

2.2 出願番号(注2)

2.3 ☐ 2.1又は2.2の欄が不足する場合には、V印を付し、かつ、記載すべき事項を続葉に記載すること。

3 名義人又は出願人

3.1 名義人又は出願人が自然人である場合には、

(a) 姓(注3)

(b) 名(注3)

3.2 名義人又は出願人が法人である場合には、完全な公式の名称

3.3 住所(郵便番号及び国名を含む。)

電話番号

(地域番号から記載する。)

3.4 ☐ 名義人又は出願人が2以上ある場合には、V印を付すること。この場合には、すべての名義人又は出願人を続葉に掲げ、かつ、各名義人又は出願人に関し、3.1又は3.2及び3.3に記載すべき事項を記載すること。

4 代理人

4.1 氏名又は名称

4.2 住所(郵便番号及び国名を含む。)

電話番号

(地域番号から記載する。)

4.3 委任状番号(注4)

フテクシミリ番号

(地域番号から記載する。)

5 送達のための先

6 誤り及び訂正の表示

6.1 訂正前の記載内容

訂正後の記載内容

6.2 ☐ 上の欄が不足する場合には、V印を付すること。この場合には、訂正後の記載内容と共に訂正前の記載内容を続葉に記載すること。

7 署名又は押印

7.1 署名し又は押印する自然人の氏名

7.2 次のいずれの者が署名し若しくは押印するか又は次のいずれの者を代表して署名し若しくは押印するかについて、該当する□内にV印を付すること。

7.2.1 ☐ 名義人又は出願人

7.2.2 ☐ 代理人

7.3 署名又は押印の日付

7.4 署名又は印影

8 料金

8.1 この申請に関して支払われる料金の通貨及び額

8.2 支払の方法

9 続葉及び添付書類

☐ 続葉又は添付書類がこの申請書と共に提出される場合には、V印を付し、かつ、続葉の枚数の合計及び添付書類の通数の合計を記載すること。

注1 名義人若しくは出願人又は代理人がこの申請書に付した整理番号は、この欄に記載することができる。

注2 出願番号が付されていない場合又は出願人若しくはその代理人が出願番号を知らない場合には、出願は、次のいずれかのものを提出することによって特定することができる。(i)提出先官庁が与えた仮の出願番号がある場合には、同番号、(ii)願書の写し又は商標章の複製であって、提出先官庁が願書を受理した日(出願人又はその代理人の知識の及ぶ限りにおいて記載する。)及び出願人若しくはその代理人が願書に付した識別のための番号を付記したもの

注3 (a)及び(b)に記載すべき姓及び名は、この申請に係る出願の願書において記載された姓及び名又はこの申請に係る登録に関し記録されている姓及び名とする。

注4 委任状に委任状番号が付されず若しくはまだ付されていない場合又は名義人若しくは出願人若しくはその代理人が委任状番号を知らない場合には、空欄のままとする。

モデル国際様式第 8

登録の更新の申請書

提出先官庁 _____

官 庁 記 入 欄

名 義 人 の 整 理 番 号(注1) _____

代 理 人 の 整 理 番 号(注1) _____

1 更新を求める旨の表示

この申請書において特定する登録の更新を申請する。

2 関係する登録

2.1 登録番号

2.2 登録をもたらした出願の出願日

登録日

3 名義人

3.1 名義人が自然人である場合には、

(a) 姓(注2)

(b) 名(注2)

3.2 名義人が法人である場合には、完全な公式の名称

3.3 住所(郵便番号及び国名を含む。)

電話番号

(地域番号から記載する。)

フアクシミリ番号

(地域番号から記載する。)

3.4 ☐ 名義人が2以上ある場合には、V印を付すること。この場合には、すべての名義人を続

葉に掲げ、かつ、各名義人に関し、3.1又は3.2及び3.3に記載すべき事項を記載すること。

4 名義人の代理人

4.1 氏名又は名称

4.2 住所(郵便番号及び国名を含む。)

電話番号

(地域番号から記載する。)

フアクシミリ番号

(地域番号から記載する。)

4.3 委任状番号(注3)

5 名義人の送達のためあて先

6 商品又はサービス(注4)

6.1 ☐ 登録に掲げるすべての商品又はサービスについて更新を申請する。

6.2 ☐ 登録に掲げる商品又はサービスのうち次のものについてのみ更新を申請する。(注5)

6.3 ☐ 次の商品又はサービスを除くほか、登録に掲げるすべての商品又はサービスについて更新を申請する。(注6)

6.4 ☐ 上の欄が不足する場合には、V印を付し、かつ、続葉を用いること。

7 名義人又はその代理人以外の者であつて、この申請書を提出するもの 重要事項 名義人又はその代理人以外の者は、関係締約国が認める場合に限り、更新の申請書を提出することができる。したがつて、この7については、この申請書の提出先官庁を通じて標章の登録が行われる締約国が名義人又はその代理人以外の者による更新の申請書の提出を認めない場合には、記載することができない。 ☐ この申請書が名義人又はその代理人以外の者によって提出される場合には、V印を付すること。 7.1 提出する者が自然人である場合には、 (a) 姓 (b) 名 7.2 提出する者が法人である場合には、完全な公式の名称 7.3 住所(郵便番号及び国名を含む。) 電話番号 (地域番号から記載する。) ファクシミリ番号 (地域番号から記載する。)	8.3 署名又は押印の日付 8.4 署名又は印影 9 料金 9.1 この申請に関して支払われる料金の通貨及び額 9.2 支払の方法 10 続葉 ☐ 続葉がこの申請書と共に提出される場合には、V印を付し、かつ、続葉の枚数の合計を記載すること。
8 署名又は押印 8.1 署名し又は押印する自然人の氏名 8.2 次のいずれの者が署名し若しくは押印するか又は次のいずれの者を代表して署名し若しくは押印するかについて、該当する□内にV印を付すること。 8.2.1 ☐ 名義人 8.2.2 ☐ 代理人 8.2.3 ☐ 名義人又はその代理人以外の者であつて、この申請書を提出するもの	注1 名義人又は代理人がこの申請書に付した整理番号は、この欄に記載することができる。 注2 (a)及び(b)に記載すべき姓及び名は、この申請に係る登録に関し記録されている姓及び名とする。 注3 委任状に委任状番号が付されず若しくはまだ付されていない場合又は名義人若しくはその代理人が委任状番号を知らない場合には、空欄のままとすること。 注4 6.1、6.2又は6.3のいずれかにV印を付すること。 注5 更新を申請する商品又はサービスの一覧表については、登録において表示されている方法と同一の方法で記載しなければならない(ニース分類の類に従つて類別し、関係する類の番号を類別された商品又はサービスの群の前に付し及び、商品又はサービスが2以上の類に属する場合には、同分類の類の番号の順序で表示する。) 注6 更新を申請しない商品又はサービスについては、ニース分類の2以上の類に属する場合には、同分類の類に従つて類別し、関係する類の番号を類別された商品又はサービスの群の前に付し及び同分類の類の番号の順序で表示しなければならない。

平成八年五月三十一日 衆議院會議録第三十一号

商標法條約の締結について承認を求めるの件及び同報告書 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律案及び同報告書

六〇

商標法條約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

商品及びサービスを識別する標識として機能する商標(商標及びサービス・マーク)に係る登録の出願及び記録等の申請の行政手続に關し、昭和六十三年から平成元年までの世界的知的所有権機關の事業計画において各国の制度の調和を目的とした条約の検討が取り上げられたことにより、各国政府の専門家レベルによる第一回専門家会合が平成元年十一月に開催され、以来平成五年十一月まで六回にわたって条約の草案について議論が重ねられた。この専門家会合における検討を経た後、平成六年十月十日からジュネーブにおいて条約採択のための外交會議が開催され、同月二十七日にこの条約が採択された。

本条約は、商標及びサービス・マークに係る登録の出願及び記録等の申請の手続に關する各国の制度を調和させ、これらの手続の簡素化を図ることを主たる目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 この条約は、視認することができる標識によつて構成される商標について適用し、商品に關する商標(商標)、サービスに關する商標(サービス・マーク)等について適用すること。

2 締約国は、願書に出願人の氏名等を記載し又は商標の使用意思に關する宣言書等を添付するよう要求することができるが、出願に關しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができないこと。

3 二以上の商品又はサービスに係る出願については、当該商品又はサービスが商標の登録のための商品及びサービスの國際分類に關するニース協定に基いて作成された商品及びサービスの國際分類の一の類に屬するか二以上の類に屬するにかかわらず、一の願書で行うことができること。

4 締約国は、出願人を特定することができる表示等を受領した日を出願日として認めなければならないが、出願日に關しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができないこと。

5 出願の分割は、商標の登録に關し官庁が決定するまでの間等の期間中、登録の分割は、第三者が官庁に対して登録の有効性を争う手続等の期間中、それぞれ認められること。

6 締約国は、商標登録簿における名義人の氏名若しくは名称又は住所の変更の記録等の申請書に名義人の氏名等を記載するよう要求することができるが、当該申請に關しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができないこと。

7 変更の記録は、当該変更が二以上の登録又は出願に係るものであつても、一の申請書で求めることができること。

8 締約国は、商標登録簿における権利の移転の記録等の申請書に名義人の氏名等を記載し又は契約書の写し等を添付するよう要求することができるが、当該申請に關しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができないこと。

9 移転の記録は、当該移転が二以上の登録又

は出願に係るものであつても、一の申請書で求めることができること。

10 締約国は、商標登録簿における誤りの訂正等の申請書に名義人の氏名等を記載するよう要求することができるが、当該申請に關しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができないこと。

11 誤りの訂正は、二以上の登録又は出願に係るものであつても、一の申請書で求めることができること。

12 登録の最初の存続期間及び各更新の存続期間は十年とし、締約国は登録の更新に際し実体について審査することができないこと。

我が国は、本条約の締結に際し、次の宣言を行う。

1 防護標章(著名な登録商標)について、当該標章を使用していない商品又はサービスについても防護標章登録を認め、他人の使用を禁止することができる制度について、第三条(出願)、第五条(出願日)、第七条(出願及び登録の分割)、第十一条(権利の移転及び第十三条(登録の存続期間及び更新)の規定の一部を適用しないこと。

2 サービス・マークに係る重複登録(同一又は類似のサービスについて使用をする同一又は類似の二以上のサービス・マークが登録されている状態)を除去するため、このような重複登録に係るサービス・マークについて、その存続期間の最初の更新時に限り、第十三条(実体審査の禁止)の規定を適用せず、実体審査を行うこと。

なお、本条約は、五の国が批准書又は加入書

を世界的知的所有権機關の事務局長に寄託した後三箇月で効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本國憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、工業所有權の分野における國際協力を推進するとともに、商標及びサービス・マークの登録の出願人等の便宜に資するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

平成八年五月三十日

外務委員長 関谷 勝嗣

衆議院議長 土井たか子殿

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律案

右

国会に提出する。

平成八年五月十七日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産宣告の特例、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による調停の申

立ての手数料の特例及び建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。

(特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するため措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合においては、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要があるときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

(行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

第三条 次に掲げる権利利益(以下「特定権利利益」という。)に係る法律、政令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第十二条第一項若しくは第十三条第一項の命令若しくは同法第十四条第一項の告示(以下「法令」という。)の施行に関する事務を所管する国の行政機関

(同法第三条第二項に規定する国の行政機関をいう。以下同じ。)の長(当該国の行政機関が同法第三条第二項に規定する委員会である場合にあっては、当該委員会)は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「延長期日」という。)を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づく行政庁の処分(特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。)により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するものの

二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関(国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。)に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するものの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項(ことに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行つたものとする。

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項

第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関(次項において「行政庁等」という。)は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行つたものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項(ことに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(期限内に履行されなかつた義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務(以下「特定義務」という。)であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかつたものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。)が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日か

ら起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限(以下「免責期限」という。)を定めることができる。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかつたことについて、責任は問われないものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項(ことに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかつた場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(債務超過を理由とする法人の破産宣告の特例に関する措置)

第五条 特定非常災害によりその財産をもって債務を完済することができなくなつた法人に対しては、第二項第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するものの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産の宣告をすることができない。ただし、その法

人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産の申立てをした場合は、この限りでない。

2 裁判所は、法人に対して破産の申立てがあつた場合において、前項の規定によりその法人に対して破産の宣告をすることができないときは、破産の宣告を留保する決定をしなければならない。

3 裁判所は、前項の決定に係る法人が支払をすることができなくなつたとき、その他同項の決定をすべき第一項に規定する事情について変更があつたときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。

4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十条第二項(他の法律において準用する場合を含む。)の規定は、特定非常災害発生日から第一項に規定する政令で定める日までの間、同項本文の法人については適用しない。

(民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置)

第六条 特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛争につき、特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法

律(昭和四十六年法律第四十号)第三条第一項の規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。

(建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第七條 建築基準法第二十二條第三十二號の特定行政庁は、同法第八十五條第一項の非常災害又は同條第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に應ずるに足りる適当な住宅が不足するため同條第三項後段に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、同項後段の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができ

る。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める災害について適用する。

一 第二条及び第七條の規定 平成七年一月一日以後に発生した災害

二 第三条から第六條までの規定 平成八年四月一日以後に発生した災害

(国土庁設置法の一部改正)

2 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四條中第二十八號を第二十七號とし、第二十五號を第二十六號とし、第二十四號を第二十五號とし、第二十三號の次に次の一号を加える。

二十四 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第 号)の施行に関する事務を処理すること。

第七條第一項中「第四條第二十四號口」を「第四條第二十五號口」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

3 建設省設置法(昭和二十三年法律百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第四十五號中「及び建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号)」を、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号)及び特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第 号)」に改める。

理 由

近年の災害発生状況等にかんがみ、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産宣告の特例、民事調停法による調停の申立ての手数料の特例及び建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、特定非常災害の被害者について、その権利利益の迅速な保全等を図るため、当該災害が発生した場合、行政上の権利利益に係る満了日の延長、期限内に履行されなかった義務に係る免責、法人の破産宣告の猶予、民事調停法による調停申立ての手数料の免除及び建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の延長等の特別措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 特定非常災害及びこれに適用すべき措置の指定

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、右の特別な措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、政令によつて、これを特定非常災害として指定するとともに、当該災害に適用すべき具体的な措置について、併せて指定することとする。

2 行政上の権利利益に係る満了日の延長等 国の行政機関の長等は、特定非常災害の被害者の行政上の権利利益について、その有効期間の満了日を政令で定める日を限度として一定期間延長することができることとする。また、履行期限のある法令上の義務が特定非常災害により当該履行期限までに履行されなかった場合でも、一定期限までに履行されたときは、行政上、刑事上の責任を問わないこととする。

3 法人の破産宣告の特例

特定非常災害により債務超過となった法人に対しては、支払不能である場合等を除き、一定の期間、破産の宣告をすることができないこととする。

4 民事調停法による調停申立ての手数料の特例

特定非常災害発生日にその被災地区に住所等を有していた者が、当該災害に起因する民事紛争について、一定の期間内に民事調停法による調停の申立てをする場合には、その手数料を免除することとする。

5 建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例

応急仮設住宅については、被災者が移転するための恒久住宅が不足し、かつ、安全、防火及び衛生上の支障がない場合に限り、その存続期間を一定期間延長すること等ができることとする。

6 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から施行することとし、1及び5は平成七年一月一日以後に発生した災害について、2から4までは平成八年四月一日以後に発生した災害について適用することとする。

(二) 国土庁設置法及び建設省設置法について所要の改正を行うこととする。

二 議案の可決理由

今後起こり得る特定非常災害に備え、被災者の権利利益の迅速な保全等を図るため、当該災害に際し、行政上の権利利益に係る満了日の延長、期限内に履行されなかった義務に係る免

責、法人の破産宣告の猶予、民事調停の申立て手数料の免除及び建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の延長等の特例を定めようとする本案の措置は、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成八年五月三十日

災害対策特別委員長 左近 正男

衆議院議長 土井たか子殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局

電話

03
(3587)
4294

定価

本号一部
送料別
〇〇六円
〇〇四円